

各国憲法集(1)
スウェーデン憲法



2012年1月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料
2011-1-a

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

各国憲法集(1)
スウェーデン憲法

山岡 規雄
(政治議会課憲法室)

2012年1月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

国立国会図書館調査及び立法考査局は、昭和 30 年から 5 年間にわたり、衆議院法制局、参議院法制局及び内閣法制局と共同して、『和訳各国憲法集』全 3 集を刊行し、ほぼ全世界を網羅する 84 か国の憲法を邦訳した。

その後、諸外国において多くの憲法改正や新憲法制定が行われ、その憲法の様相は大きく変化するに至っている。このため、諸外国の憲法を最新の条文から可能な限り原語に基づき翻訳し、ここに『基本情報シリーズ 各国憲法集』として、逐次刊行するものである。

目次

〔解説〕

年表	1
I 序論	2
1 スウェーデン憲法の構成	
2 統治法略史	
3 スウェーデン憲法の特徴	
II 憲法の内容	3
1 人権	
2 統治機構	
3 安全保障	
III 憲法改正手続	17
1 総論	
2 手続の詳細	
IV 結語—最近の憲法的諸課題	17
1 議院内閣制	
2 選挙制度	
3 違憲審査制	
4 国民投票制度	

〔翻訳〕

スウェーデン憲法翻訳の出典と凡例	21
議決された新たな統治法の公布〔統治法〕	22
王位継承法	60
出版の自由に関する法律	63
表現の自由に関する基本法	92

年表

14世紀半ば	国王の選挙方法などを定めた成文の国の基本法であるマグヌス・エリクソンの国法（Magnus Erikssons landslag）が制定される。
1617年	初の議会法の制定
1634年	初の統治法の制定
1680年	カール11世が統治法に拘束されずに統治することを宣言
1719年	国王の独裁が終了し、新たな統治法が制定される。
1723年	新たな議会法の制定
1766年	初の出版の自由に関する法律の制定 基本法と通常法律の制定・改正手続を区別することを決定
1772年	グスタフ3世がクーデタをおこし、新たな統治法を制定
1809年	グスタフ4世アドルフが失脚し、新たな統治法が制定される。
1810年	王位継承法の制定。新たな出版の自由に関する法律の制定
1917年	議院内閣制の確立
1921年	男女普通選挙権の実現
1949年	新たな出版の自由に関する法律の制定
1954年	基本法改正を検討する委員会として、憲法調査委員会を設置
1966年	基本法改正を検討する委員会として、基本法準備委員会を設置
1969年	二院制から一院制へ移行する統治法の改正
1971年	君主制を維持するが、国王の権限を国の代表に限定することについて、主要政党が合意（トーレコーヴの妥協）
1974年	新たな統治法の制定 議会法が基本法として扱われなくなる。
1976年	人権規定を拡充する統治法の改正
1979年	女性の王位継承を認める王位継承法の改正
1991年	表現の自由に関する基本法の制定
1995年	スウェーデンがEUに加盟
2004年	基本法改正を検討する委員会として、基本法調査委員会を設置
2010年	統治法の大幅な改正

I 序論

1 スウェーデン憲法の構成

スウェーデン憲法は、4つの基本法から構成される。すなわち、統治法 (Regeringsform)、王位継承法 (Successionsordning)、出版の自由に関する法律 (Tryckfrihetsförordning) 及び表現の自由に関する基本法 (Yttrandefrihetsgrundlag) である。この中で中心的な地位を占めるのは、統治法であり、統治法は、統治機構はもちろん大部分の人権についても規定している。

4つの基本法のほかに、基本法に準じる法律として、議会法 (Riksdagsordning) 及び宗教団体に関する諸法律¹がある。これらの法律の制定又は改正は、後述する基本法の改正とほぼ同一の手続に従うか、議会における投票者の4分の3以上かつ議員の過半数の賛成により行われる (統治法第8章第17条第1項及び第18条第1項)。議会法は、1974年までは基本法としての位置づけを有していたが、1974年、新たな統治法の制定と同時に新たな議会法が制定され、基本法としての地位を失った。

2 統治法略史

統治法が最初に制定されたのは、1634年であり、その後何度か再制定が繰り返された。そのうち、最も長い期間効力を有していたのが、1809年の統治法であり、1世紀以上にわたり、国の根本規範として機能していた。1809年の統治法の下、スウェーデンでは、民主化、国王から議会への権限の移行が慣行として徐々に進み、その結果、実務と統治法の規定との間の乖離が問題となり、新しい統治法の制定が議論されるようになった。1950年代には、憲法調査委員会 (Författningsutredningen)、1960年代には、基本法準備委員会 (Grundlagberedningen) が基本法改正を検討し、1974年に現行の統治法が制定されることとなった。その1974年の統治法も、制定後30年の時代の変化に合わせ、見直しが検討されるようになり、2004年に基本法調査委員会 (Grundlagsutredningen) が設置された。基本法調査委員会は、統治法の全体的な見直しを提言し、その提言にほぼ沿った形の統治法の改正が2010年に実現した²。

3 スウェーデン憲法の特徴

(1) 制限された君主制

1974年の統治法の特徴としては、国王の権限が大幅に制限されたことを挙げることで

¹ 1998年法律第1591号及び1998年法律第1593号。

² いずれの委員会の調査報告書も政府調査委員会報告書 (Statens offentliga utredningar : 略称SOU) として公表されている。基本法調査委員会の最終報告書は、インターネット上にも公開されている。SOU 2008:125 <<http://www.regeringen.se/sb/d/10025/a/117744>>

きる。王制を採る他の北欧諸国では、憲法の条文上、国王に対し、国政に関する権限をある程度付与している。例えば、大臣の任命権、法律の認証権、条約の締結権などである。しかし、それらの国では、実際においてはその権限の行使を形式的なものとして運用している。一方、スウェーデン憲法の場合には、こうした形式的権限も廃し、条文上においても国王の権限は限定的なものとなっている。総理大臣の任命権は、国王にではなく、議会の議長に帰属する（統治法第 6 章第 6 条）。また、国王は、法律を認証する権限も持たない。国王は、元首としての地位を有するが（統治法第 1 章第 5 条）、条約の締結権は政府に帰属する（統治法第 10 章第 1 条）。統治法上、国王に認められた権限は、総理大臣から国の状況について報告を受けること、外交評議会（後述Ⅱ 2（1）参照）又は限定された場合に限り閣議を主宰することである（統治法第 10 章第 12 条、第 5 章第 3 条及び第 6 章第 6 条）。

(2) 行政に対する統制

スウェーデン憲法は、行政に対する議会の統制の仕組みを多く備えている。「統制権（Kontrollmakten）」という 1 章（第 13 章）が統治法に設けられていることがその象徴である。第 13 章では、議会の常任委員会の一つである憲法委員会の行政監察権、行政に対する議会による質問、公的機関による法令の適用の適否を監視する議会オンブズマン、議会所属機関の一つである会計検査院について規定している。

議会は、国民の最高の代表機関であると統治法第 1 章第 4 条に規定され、行政に対する様々なチェック機能を期待されているが、議会の権能はすべてに優越するわけではない。例えば、法律は、裁判所、場合によっては行政庁の違憲審査（統治法第 11 章第 14 条及び第 12 章第 10 条）の下に服する。また、議会が議決した基本法の改正案等は、国民投票により否決される可能性もある（後述Ⅲ 2 参照）。

Ⅱ 憲法の内容

1 人権

(1) 総説

序論で述べたとおり、スウェーデン憲法は、複数の基本法から成っているため、人権規定も複数の基本法に分かれている。全般的な人権規定は、統治法に設けられているが、印刷物における表現の自由については、出版の自由に関する法律が、その他のメディアにおける表現の自由については、表現の自由に関する基本法が制定されている³。

1974 年に制定された統治法は、当初から人権保障が充分ではないと考えられていたため、比較的早期に全面的な見直しを検討し、1976 年、1979 年に改正が行われ、人権規定の大

³ 表現の自由は、統治法第 2 章第 1 条第 1 号により、包括的に保障されている。出版の自由に関する法律と表現の自由に関する基本法は、各々対象とするメディアにつき、表現の自由の保障及び制限の詳細を定めた基本法である。

幅な拡充が実現した。1991年に保守党、自由党、中央党及びキリスト教民主党的の4党からなる右派⁴が政権に就いた際にも、人権規定の見直しが検討され、自由及び権利委員会（Fri- och rättighetskommittén）が設置された。この委員会の提案により、財産権の保障が強化され、経済活動の自由が追加された。

(2) 統治法において保障されている人権

(i) 積極的な意見の自由

統治法第2章の第1条に掲げられているのは、いわゆる「6つの意見の自由」である。すなわち、表現の自由、情報の自由、集会の自由、示威運動の自由、結社の自由及び宗教の自由である。

(ii) 消極的な意見の自由

すべての人は、公的機関により、自らの意見を明らかにすることを強制されてはならず、また、集会、示威運動、結社、宗教団体に参加することを強制されてはならないことが保障されている（統治法第2章第2条）。その他、いかなるスウェーデン市民も、同意なしに、その政治的意見のみを根拠として公的な記録に登録されないことが保障されている（統治法第2章第3条）。

(iii) 身体的自由

死刑の禁止（統治法第2章第4条）、拷問等の禁止（統治法第2章第5条）、身体検査・家宅捜索・盗聴等からの保護（統治法第2章第6条）、国外追放の禁止、国内を移動し、出国する自由（統治法第2章第7条及び第8条）が保障されている。

(iv) 遡及処罰の禁止等

自由を剥奪された者が裁判所で審理を受ける権利（統治法第2章第9条）、遡及処罰の禁止、一定の条件下での遡及的課税の禁止（統治法第2章第10条）、特別裁判所の禁止及び裁判の公開（統治法第2章第11条）が保障されている。

(v) 差別の禁止

民族的出自、皮膚の色、性的志向を理由とした不当な取扱いを法令で規定することが禁止されている（統治法第2章第12条）。このほか、統治法第1章第2条は、性、皮膚の色、国籍、民族的出自、言語的・宗教的帰属、障害、性的志向、年齢、個人的な事情を理由とする差別に対抗することを公的機関に義務付けているが、これはプログラム規定であり、裁判規範性を有しない⁵。

(vi) 財産権

財産権については、社会民主党と右派政党との考えに隔たりがあり、1991年に設置された自由及び権利委員会及び2004年に設置された基本法調査委員会において活発な議論がなされた。その結果、数次の改正を経て現在のようなやや複雑な規定が設けられることになった。統治法第2章第15条第1項では、緊急の一般の利益を満たすために必要とされている場合を除き、財産権が保障され、第2項では、財産が収用された場合には、完全

⁴ スウェーデンでは、「ブルジョア派 (de borgerliga)」と呼んでいる。

⁵ Erik Holmberg et al., *Grundlagarna*, 2. uppl., Stockholm : Norstedts Juridik AB, 2006, p.55.

な補償が保障され、財産の使用が制限された場合にも補償がなされることが規定されている。第3項では、健康保護、環境保護又は安全を理由とする土地又は建築物の利用の制限に際しては、補償に対する権利について法律を制定することができる」と規定し、この場合には完全な補償を行わなくてもよいことを明記している。

特色あるスウェーデンの人権規定の一つに、他人の所有地において自由に通行し、いちごやきのこを採取したりすることのできる権利として、公衆の立入権 (allmansrätt)⁶があるが、この権利は、財産権により制限されることはない(統治法第2章第15条第4項)。

(vii) 社会権

統治法第1章第2条第2項は、「個人の個人的、経済的及び文化的福祉は、公的な活動の基本的な目標とする。特に、公的機関は、労働、住居及び教育に対する権利を保障し、社会扶助及び社会保障並びに健康に対する良好な条件のために努めなければならない」と定め、第3項は、「公的機関は、現在及び将来の世代のために、良好な環境をもたらす持続可能な発展を促進しなければならない」と定めているが、これらは、プログラム規定であり、裁判規範性を有しない。

これに対して裁判規範性を有する社会権としては、子どもの教育を受ける権利、労働者が労働争議を行う権利を挙げることができる(統治法第2章第14条及び第18条第1項)。

(viii) その他の権利

雇用者が労働争議を行う権利(統治法第2章第14条)、著作権(統治法第2章第16条)、経済活動の自由(統治法第2章第17条)、研究の自由(統治法第2章第18条)が保障されている。

(3) 出版の自由に関する法律

出版の自由については、基本法の一つである出版の自由に関する法律が詳細を定めている。表現の自由については、前述のとおり、統治法第2章第1条が包括的に保障しているが、出版の自由に関する法律は、そのうち印刷メディアにおける表現の自由を規定の対象としている。

この法律の第1章は、総則的規定であり、第1条では、公的機関による事前の妨害なしに出版する自由、出版物において自らの見解を表明する権利を保障している。第4条では、出版の自由の濫用に関する判決を下す際には、裁判官又は陪審員は、出版の自由が社会体制の基礎をなすことに配慮するよう訓示的な規定⁷を置いている。第8条から第10条においては、出版の自由を例外的に規制できる場合が定められ、著作権侵害の複製の禁止、商業広告の規制、児童ポルノの禁止等が出版の自由の範囲外であることが規定されている。

出版の自由に関する法律は、出版の自由のほか、公文書の公開に関しても規定しており、第2章においては、公文書へのアクセス権の保障、公文書の定義、公文書の開示請求の手続等が定められている。

⁶ 萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』中央大学出版部, 2007, p.5. なお、この文献では、「入会権」という訳語を当てている。

⁷ スウェーデン憲法学では、「指示的規定 (instruktioner)」と呼んでいる。

第3章では、著作者が出版物にその氏名を明記しない匿名の権利、第4章では、印刷物を制作する権利、第6章では、出版物を頒布する権利を保障している。

第5章は、定期刊行物に関する規定であり、定期刊行物の出版にあたっては、発行責任者を置くこと、発行証明書を具備すること等が定められている。スウェーデンにおいては、定期刊行物を発行する場合、特許・登録庁 (Patent- och registreringsverket) に届け出なければならない。これは、出版の自由を規制する目的ではなく、定期刊行物に違法な内容の言論を掲載した場合に責任を負う者を発行責任者一人に限定するためである。届出がない場合には、寄稿した著者にも責任が及ぶ可能性がある。

第7章は、出版の自由の濫用に関する規定であり、この法律では、そうした行為を「出版の自由に関する犯罪 (tryckfrihetsbrott)」と呼んでいる。第4条及び第5条が出版の自由に関する犯罪の類型に関する規定であり、国の安全保障上問題のある言論、犯罪の煽動、ポルノ、名誉棄損など非常に詳細に定めている。

第8章は、出版の自由に関する犯罪に責任を負う者が誰であるかについて規定している。定期刊行物の場合は、原則として登録された発行責任者が責任を負うが、発行責任者を特定できないときは、所有者⁸、印刷者、頒布者の順に責任が移転する。定期刊行物以外の出版物に関しては、原則として著者が責任を負うが、著者が特定できないときは、発行者⁹、出版者、印刷者、頒布者の順に責任が移転する。

第9章は、出版の自由の制限に対する違反の監督と出版の自由に関する犯罪に対する訴訟における訴追手続について規定している。それによると、当該監督を行い、当該訴訟において訴追を行うのは、法務長官 (Justitiekanslern)¹⁰の権限である。第10章は、出版の自由に関する犯罪を理由とする出版物の押収について、第11章は、出版の自由に関する犯罪を理由とする損害賠償請求について定めている。

第12章は、出版の自由に関する訴訟における裁判手続の規定であり、ここで特徴的なことは、陪審制度を導入している点である¹¹。

第13章は、外国の出版物について、第14章は、他の一般の法律と出版の自由に関する

⁸ 定期刊行物を発行する会社等の所有者を指す。

⁹ 定期刊行物でない出版物の発行者 (utgivare) とは、出版の自由に関する法律第8章第6条によると、当該出版物の著者ではなく、当該出版物を「印刷及び発行に至らせた者」をいう。出版社の代表等（このような人物は「出版者」förläggareに該当する）を指すのではなく、印刷物の出版に具体的に関わった人物を指す。なお、本稿及び以下の翻訳では、utgivare という同一の語を、定期刊行物については「発行責任者」、それ以外については「発行者」と訳し分けた。定期刊行物とそれ以外の場合では、責任の重さに違いがあること、またスウェーデン議会の英訳においても前者が「responsible editor」、後者が「editor」と訳され、区別されていることを考慮したためである。この英訳の editor は、個々の編集者を指すものではなく、編集発行部門の責任者を指している。

¹⁰ 法務長官は、その他、①法律問題について政府に助言をし、②他に担当する政府機関がない場合、国が当事者となる訴訟において国を代表し、③公的機関が法令を遵守しているか監督する権限を有する。法令遵守の監督権に関しては、後述する議会オンブズマンと権限・機能において類似するが、議会ではなく政府により任命される点が異なる。法務長官の任務については、主として1975年法律第1339号及び1975年法律第1345号が定めている。Håkan Strömberg och Bengt Lundell, *Sveriges författning*, 21. uppl., Lund: Studentlitteratur, 2011, pp.164-165; 大迫丈志「スウェーデン及びフィンランドの行政監視機関—法務監察長官と議会オンブズマン—『レファレンス』730号, 2011.11, pp.76-79.

¹¹ その他の裁判では、参審制は存在するものの、陪審制はとられていない。Joakim Nergelius, *Constitutional law in Sweden*, Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International, 2011, p.112.

法律の関係について定めている。第 14 条第 5 条第 2 項は、原則として、外国人についてもスウェーデン市民と同等に扱われることを規定しているが、印刷物を制作する権利（第 4 章第 1 条）及び出版物を頒布する権利（第 6 章第 1 条）の保障は、スウェーデン市民に限定されており、EU 法との抵触の可能性が指摘されている¹²。

(4) 表現の自由に関する基本法

前述のとおり、出版の自由に関する法律は印刷メディアを対象とした基本法であり、他のメディアにおける表現の自由を保障する法律の必要性が、技術の発展とともに認識されるようになった。その結果、1991 年に、表現の自由に関する基本法が採択された。この基本法が対象とするメディアは、ラジオ、テレビ、映画、ビデオ、CD、DVD、インターネットにおける一定の情報通信¹³等である。対象とするメディアが異なるだけで、内容はほぼ出版の自由に関する法律に準じている。

(5) 欧州人権条約

統治法第 2 章第 19 条は、「法律又は他の法令は、人権及び基本的自由の保護のための欧州条約に基づくスウェーデンの義務に反する規定を設けてはならない」と規定している。この規定は、1994 年の統治法改正により、挿入された（当時は第 2 章第 23 条）。同年に制定された 1994 年法律第 1219 号は、欧州人権条約がスウェーデンにおいて法律としての地位を有することを規定しているが、統治法第 2 章第 19 条の規定は、通常法律よりも上位にあると位置付けている。少なくとも欧州人権条約が国内法化された後に制定された法律は、当該条約の違反につき、裁判所等の法令審査権の対象となる。

(6) 人権の制限

(i) すべての人を対象とする制限

人権には、基本法でしか制限できない権利と、法律で制限できるがその制限に際しては立法における特別措置を保障している権利とがある。スウェーデン憲法学では、前者を「絶対的権利 (absoluta rättigheter)」、後者を「相対的権利 (relativa rättigheter)」と呼んでいる。その他、特別な保障がなく、絶対的権利及び相対的権利に比して保障の弱い権利がある。

(a) 絶対的権利

宗教の自由、消極的な意見の自由、死刑・拷問等・国外追放の禁止、国籍の剥奪の禁止、自由を剥奪された者が裁判所で審理を受ける権利、遡及処罰・遡及課税の禁止、特別裁判所の禁止は絶対的権利に分類される。

(b) 相対的権利

¹² *ibid.*, p.111.

¹³ インターネットでの情報通信の中でも、双方向でない通信、すなわち、送信側のみが情報の内容をコントロールできるもので、かつ、一般公衆に向けられたもののみが対象となる。Wiweka Warnling-Nerep och Hedvig Bernitz, *En orientering i tryckfrihet & yttrandefrihet*, 4. uppl., Stockholm : Jure Förlag, 2009, pp.140-142.

宗教の自由を除く「6つの意見の自由」、身体検査・家宅捜索・盗聴等からの保護、国内を移動する自由、裁判の公開は、相対的権利に分類される。相対的権利の制限においても、制限の目的が民主的社会において受け入れられるものであること、人権の制限は、目的に照らして必要である範囲を超えてはならないこと、民主的社会の基礎の一つとしての自由な意見形成に対する脅威となるほど長期間にわたって延長されてはならないことといった原則が守られなければならない（統治法第2章第21条）。

さらに、原則として、相対的権利を制限する法案は、10名以上の議員の要求に基づき、採択の時期を遅らせることができる。この要求があった場合には、当該法案に対する委員会による最初の意思表示が本会議に報告されたときから採決まで、12か月間以上間隔を置かなければならない。ただし、投票者の6分の5以上が決定を承認した場合には、議会は、当該法案を直ちに採択することができる。ある法案が相対的権利を制限するものに該当するか否かの審査は、常任委員会の一つである憲法委員会が行う（統治法第2章第22条）¹⁴。

(c) その他の権利

労働争議を行う権利、財産権、著作権、経済活動の自由、教育を受ける権利、研究の自由は、法律による制限が可能であるが、「相対的権利」のような特別の保障措置の対象とはならない。

(ii) 外国人の人権の制限

統治法上、政治的意見を根拠とする公的な記録への登録の禁止、国外追放の禁止、移動の自由は、スウェーデン市民にのみ保障されている。したがって、統治法上、これらの権利は外国人には保障されていない。その他の点について、外国人は、スウェーデン市民と同等の人権保障を受ける。ただし、以下の人権については、外国人に対し、特別に制限することができることになっている。それは、「6つの意見の自由」、自らの意見を明らかにすることを強制されない権利、身体検査・家宅捜索・盗聴等からの保護、自由の剥奪に対する保護、自由を剥奪された者が裁判所で審理を受ける権利、裁判の公開、著作権、経済活動の自由、研究の自由及び意見を理由とする権利の制限の禁止である。

これらの権利を特別に制限する法案については、相対的権利を制限する法案とほぼ同様の取扱いがなされる（統治法第2章第25条）。

2 統治機構

(1) 国家元首

スウェーデンの国家元首は、国王又は女王である（統治法第1章第5条）。王位は、基本法の一つである王位継承法に定める順序に従い継承される。王位継承法は、1979年に改正され、男子に限定していた王位継承から、男女を問わない年長者優先の王位継承に変更された。

序論で述べたとおり、国家元首の権限は、極めて限定的であり、国政に関し、ほとんど

¹⁴ その際、憲法委員会は、法制審議会（後述Ⅱ（4）(iii)参照）の意見を聞かなければならない（議会議法第4章第11条第3項）。法制審議会の意見は、あくまでも諮問的なものである。

実質的な権限を有していない。統治法第 5 章第 3 条によれば、国家元首は、首相により国の状況について報告を受け、必要に応じて閣議を主宰する（統治法第 5 章第 3 条）とされているが、この閣議も 1974 年の統治法の制定の際の法案の提案理由書¹⁵によると、国家元首と総理大臣が共同で、その必要性を認めた場合に開催されるものとされていた。現在、この閣議は定例化しており、原則として年 3 回、1 月、6 月及び 10 月に開かれている¹⁶。

その他、統治法では、政府の交代の際に開催される特別の閣議を国家元首が主催することが規定されている（第 6 章第 6 条）が、この閣議は、憲法の規定上要請されるものであり、国家元首のイニシアティブにより開催される性質のものではない¹⁷。

例外的に重要な役割を国家元首に付しているのは、統治法第 10 章第 12 条の規定であり、それによると国家元首は、外交評議会 (Utrikesnämnden) を主宰することになっている。外交評議会とは、議会の議長及び 9 名の議員によって構成される議会内の評議会であり、重要な外交問題について政府から報告を受ける権限を有する機関である（統治法第 10 章第 11 条）。

なお、統治法は、王家が断絶した場合を想定した規定も設けており、その際には、議会が国家元首の職務を一時的に担う者として、摂政を選出することとされている（統治法第 5 章第 4 条）。しかし、その後の措置については、統治法は何も言及していない。これは、議会に対し、その後の国家体制をどうするかについて、決定を委ねているものとされている¹⁸。

(2) 立法

(i) 議会の構成

(a) 一院制

現在のスウェーデンの議会は、定数 349 名から成る一院制により構成される。かつてのスウェーデン議会は、複数の院により構成されていた。1809 年の統治法においては、当初、貴族、聖職者、農民、市民の四身分がそれぞれの議院を有していた。しかし、貴族、聖職者の院を設けることに対する批判が次第に強くなり、1866 年に二院制に移行することとなった。

その後 1 世紀近く二院制の時代が続いたが、①上院が間接選挙で 8 年の任期であったため、その時々政治状況を反映していない、②両院の構成が異なった場合に政府の活動が困難となる可能性がある、③同じ案件を両院で同時に審議することは、非効率であるといった理由から、1969 年に一院制に移行する憲法改正が行われた¹⁹。

(b) 委員会制度

二院制時代のスウェーデンでは、機能別の委員会制度が採用されていた。すなわち、基本法問題については、憲法委員会 (Konstitutionsutskottet)、税務問題については、租税

¹⁵ 1973 年提案第 90 号。

¹⁶ Holmberg et al., *op.cit.*, pp.259-260.

¹⁷ その他、国家元首は、議会の開会の宣言を行う（議会法第 1 章第 4 条）。

¹⁸ Holmberg et al., *op.cit.*, pp.262-263.

¹⁹ Georg Hahn, "Verfassungsreform in Schweden," *Archiv des öffentlichen Rechts*, 97(1), 1972, p.46.

委員会 (Bevillningsutskottet)、国家歳出の問題については、国家委員会 (Statsutskottet)、立法の問題に関しては、法律委員会 (lagutskottet) などといった委員会が設置されていた²⁰。

二院制から一院制に移行すると、委員会制度も変更され、機能別から専門分野別の委員会制度に移行した。現在、憲法委員会、財務委員会 (Finansutskottet)、税務委員会 (Skatteutskottet)、法務委員会 (Justitieutskottet)、民事委員会 (Civilutskottet)、外務委員会 (Utrikesutskottet) など、15 の常任委員会が設置されている。

(ii) 選挙制度

選挙制度は、比例代表制である。29 の選挙区ごとに選挙が行われるが、全国での政党の得票率に近付けるため、選挙区から選出された議員のための議席 (固定選挙区議席 (fasta valkretsmandat)) のほかに、調整議席 (utjämningsmandat) が用意されている (統治法第 3 章第 6 条)²¹。

政党が議席を獲得するためには、全国で 4 パーセントの投票を得なければならないが、地域政党に配慮し、全国で 4 パーセント以上の投票を得られなかった場合でも、選挙区で 12 パーセント以上の投票を得た政党には、固定選挙区議席の配分への参加を認めている (統治法第 3 章第 7 条)。

通常選挙は、4 年ごとに実施される (統治法第 3 章第 3 条)。政府は、一定の時期²²を除き、議会を解散し、特別選挙を実施することができる。政府が組織できなかった場合 (後述 (3) (i) 参照) には、特別選挙の実施は義務的である (統治法第 6 章第 5 条)。

(iii) 議会の活動

(a) 立法活動

政府及び各議員には、法案を含む議案を提案する権限がある (統治法第 4 章第 4 条)。政府による提案を「proposition」、議員による提案を「motion」という。政府提出法案は、随時提出可能であるが、議員提出法案を自由に提出することができるのは、会期の始めから政府が提出した予算案に対する修正案が提出された時までである (議会法第 3 章第 10 条)。予算案を含む政府の提案に対する議員の修正案等は、当該提案の提出後 15 日以内に提出することができる (議会法第 3 章第 11 条)。議会の会期は、通常、前会期において議会が決定した 9 月中のある日から開始する。後述するように、政府による予算案の提出の期限は、通例 9 月 20 日であるから、政府提出法案に対する修正案を除くと議員が自由に法案を提出できる時期 (スウェーデンでは、「一般提案期」(allmänna motionstiden) と呼ばれている) は、かなり短いといえる²³。

法案の作成に当たっては、その準備のため、議会外に「委員会 (kommitté)」と呼ばれ

²⁰ Lars Davidsson, "Riksdagen," Ingvar Mattson och Olof Petersson (red.), *Svensk författningsspolitik*, 2. uppl., Stockholm : SNS Förlag, 2003, pp.124-125.

²¹ 議席の配分方法については、次の文献を参照。三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度」『レファレンス』671号, 2006.12, pp.79-80.

²² 新しい議会が集会したときから、3 か月以内の場合及び政府が総辞職した後、新政府が組織されるまでの間 (統治法第 3 章第 11 条)。

²³ 一般提案期以外の時期においても、重大な必要性がある場合には、10 名以上の議員により、法案を提出することができる (議会法第 3 章第 13 条)。

る（又は「調査委員会（utredning）」とも呼ばれる）組織を設置するのが通例である。委員会は、法案の作成に必要な情報を収集し、分析し、法律の原案を作成する。委員会は、一人で構成される場合もあるが、長期間かけて検討する課題については、複数のメンバーにより構成されることが多い。委員会は、政治家、官僚、利益団体の代表、専門家により構成されるが、メンバーの任命権は政府にある²⁴。

多くの場合、委員会の検討結果は、法案として議会に提出される以前に、政府により、関係する官庁、自治体、利益団体、大学・研究機関等に提示され、参考意見を聴取するという手続をとる²⁵。したがって、内容に関する議論は、法案提出の段階で、すでに大方なされてしまっており、議会の役割は、最終的な妥協点を見出す点にあるといわれている²⁶。こうした妥協を容易にするため、議会の委員会（Utskott）の審議は、原則として非公開とされている（議会法第4章第13条）²⁷。

(b) 予算の議決

議会は、国税等及び予算について議決する（統治法第1章第4条及び第9章第1条）。議会は、特別の理由がある場合には、次年度より後の年度についても予算を議決することができる（統治法第9章第3条）。

予算案を議会に提出するのは、政府である（統治法第9章第2条）。スウェーデンの会計年度は、1月から開始し、12月に終了する。政府は、毎年4月15日までに、将来の経済政策と予算に関する指針を内容とする「春季経済政策案（ekonomisk vårproposition）」を議会に提出する。議会は、この経済政策案に関する審議を行い、6月に議決を行う。政府は、これを基礎に予算案（budgetproposition）を作成し、原則として毎年9月20日までに議会に提出する。議会は、11月初旬には、歳出総額と27の主要歳出分野の上限額を議決し、12月中旬に各歳出分野ごとの予算配分につき、議決する。

(c) 行政に対するコントロール

(ア) 政府の不信任

議員の10分の1以上による動議により、大臣に対する不信任案を提出することができる。不信任案が可決されるには、総議員の過半数の賛成が必要ではない（統治法第13章第4条）。

また、選挙後に新たに集会した議会は、政府が新しく組織されていない場合であっても、首相に対する信任投票を行わなければならない。総議員の過半数が反対票を投じた場合には、首相は辞任しなければならない（統治法第6章第3条）。

(イ) 憲法委員会

憲法委員会は、憲法及び一般行政法に関する立法、ラジオ、テレビ及び映画に関する立

²⁴ Werner Jann und Jan Tiessen, “Gesetzgebung im politische System Schwedens,” Wolfgang Ismayr (Hrsg.), *Gesetzgebung in Westeuropa*, Wiesbaden : VS Verlag, 2008, pp.105-107.

²⁵ この手続は、「付託手続（remissförfarande）」と呼ばれる。統治法上にも根拠を有する手続である（後述（3）(iii) 参照）。

²⁶ Werner Jann und Jan Tiessen, *op.cit.*, p.116.

²⁷ 本会議は、原則として公開である（統治法第4章第9条）。

法、表現の自由、意見形成、宗教の自由、政党助成、議会及び議会所属機関²⁸、地方自治等に関する問題を所管する常任委員会であるが、その他特別な権限も与えられている²⁹。

その一つが、政府に対するコントロールの権限である。憲法委員会は、大臣が適切に職務を遂行したか、政府の事務の処理が適切に行われたかどうかを審査する権限を有する(統治法第 13 章第 1 条)。憲法委員会は、少なくとも年に 1 回、問題があると判断した事項について議会に報告する義務を負う(統治法第 13 章第 2 条)。また、憲法委員会は、大臣の職務の遂行の際の犯罪について、その職務の義務に対する違反が重大であった場合に限り、当該大臣又は大臣経験者を訴追することができる。その際、裁判を行うのは、最高裁判所である(統治法第 13 章第 3 条)³⁰。

(ウ) 議会所属機関

(α) 議会オンブズマン

議会オンブズマン(Riksdagens ombudsman、通称 Justitieombudsmannen)は、公的機関が法令を遵守し、その義務を履行しているかどうかを監視する機関である(統治法第 13 章第 6 条)。議会オンブズマンの任務については、1986 年法律第 765 号(以下、「議会オンブズマン法」という)がその詳細を定めているが、その第 3 条によれば、公的機関がその活動に際して、統治法によって課された客観性と公平性の義務を履行しているか、人権を侵害していないかどうかを特に監視することとされている。また、第 4 条によると立法不作為の是正を勧告する権限も有する。

議会オンブズマンは、議会により 4 年の任期で選任される。現在の定員は、4 名とされ、そのうちの 1 名が主任議会オンブズマン(Chefsjustitieombudsman)を務める。主任議会オンブズマンは、組織の運営における長であり、活動の大枠を決定する権限を有する(議会オンブズマン法第 12 条)。

議会オンブズマンの監視は、国及び地方レベルの行政官庁及び裁判所に及ぶが、議会、議会事務局等、銀行の理事等³¹、内閣³²、法務長官、地方議会議員には及ばない(議会オンブズマン法第 2 条)。

議会オンブズマンは、公務員が自らの職務における義務を履行しなかったことにより、違法行為を犯したと認めた場合には、当該公務員を訴追することができる³³。また、公務員の犯した行為が懲戒、解雇又は休職に値すると判断した場合には、当該措置を講じる権

²⁸ 国立銀行を除く。スウェーデンにおいては、国の中央銀行である国立銀行は議会所属機関の一つである。

²⁹ 以下、本文では、政府に対するコントロールの権限のみを記述するが、その他にも憲法委員会には重要な権限が帰属する点については、他の箇所でも述べているとおりである。1 (6) (i) (b)、注 42 及び III 2 参照。

³⁰ 最高裁判所は、刑法等の規定に基づき、当該大臣に刑を科すことはできるが、大臣を罷免することはできない。Wiweka Warnling-Nerep et al., *Statsrättens grunder*, 3. uppl., Stockholm: Norstedts Juridik, 2010, p.249.

³¹ 国立銀行の理事等については、一定事項につき監視対象となる。

³² 原語は、*regeringen*。以下の翻訳においては、多くの訳例に従い「政府」という訳語を当てたが、我が国でいう「政府」のように、行政府全体を指すことはない。

³³ ただし、出版の自由及び表現の自由に関する犯罪を除く。これらの犯罪については、前述のとおり法務長官に訴追権限がある。

限を有する官庁に通知することができる（議会オンブズマン法第 6 条）。

(β) 会計検査院

会計検査院（Riksrevisionen）は、国の機関によって行われた活動を会計的側面から監査する機関である。会計検査院は、議会が選挙する 3 名の会計検査官により運営される（統治法第 13 章第 7 条）。会計検査院は、国の機関の決算の信頼性と会計記録の正確性・合規性を検査する財務検査（årlig revision）と、政府系企業・財団等を含む国の機関の活動が効率的に実施されているかどうかを検査する業績検査（effektivitetsrevision）を行う³⁴。

(3) 行政

(i) 政府の形成

政府の総辞職や総選挙の結果を受けて、新しい総理大臣を選出すべき場合には、議長が議会内の各会派の代表者を招集し、協議の上、総理大臣候補者 1 名を提案する。提案に対し、総議員の過半数が反対しない限り、当該候補者が総理大臣に就任する（統治法第 6 章第 4 条）。したがって、スウェーデンでは、総理大臣は、議会の絶対多数の支持を得ていない場合であっても、政府を組織することが可能となっている。このような議院内閣制を「消極的議院内閣制（negativ parlamentarism）」という。

総議員の過半数が反対した場合には、再び議長が各会派の代表者と協議し、次の総理大臣候補者を提案する。この提案が再び総議員の過半数により拒絶された場合には、また同じ手続が繰り返される。議長が 4 回提案しても、総理大臣が決まらなかった場合には、通常選挙が 3 か月以内に実施されない限り、議会は解散され、特別選挙が実施される（統治法第 6 章第 5 条）。

総理大臣が議会により承認された（又は拒否されなかった）場合には、総理大臣は、他の大臣を任命し、議会に報告する。その後、国家元首の主宰する閣議において政府の交代が行われる。

(ii) 政府の組織

政府は、総理大臣と他の大臣によって構成される（統治法第 6 章第 1 条）。統治法第 7 章第 4 条によれば、閣議には少なくとも 5 人の大臣が出席しなければならないと定められている。伝統的に大臣の人数は約 20 名となっている³⁵。

政府の補佐機関として、政府官房（regeringskansliet）が置かれる。この政府官房の下に省庁（department）が設置されている（統治法第 7 章第 1 条）。省庁は、政策の立案を行うが、政策の執行は、省庁とは分離された行政機関（förvaltningsmyndighet）が行う。行政機関の独立性は、統治法上も保障されており、その権限行使に対しては、いかなる他

³⁴ 間柴泰治「2002 年統治法の改正と王国検査院の創設」『外国の立法』No.220, 2004.5, p.239. 会計検査院の活動及び組織に関しては、2002 年法律第 1022 号及び法律第 1023 号が詳細を定めている。それぞれの日本語訳については、次の文献を参照。山岡規雄ほか訳「国の活動等の検査に関する法律」『外国の立法』No.223, 2005.2, pp.82-84; 同「王国検査院に関する法律」『外国の立法』223 号, 2005.2, pp.85-88. なお、これらの法律については、会計検査官の活動を監督する監督委員会が廃止されるなど、2010 年に大きな改正がなされている。

³⁵ Nergelius, *op.cit.*, p.72.

の機関も介入することはできない（統治法第 12 章第 2 条）。

(iii) 政府の活動

政府の事務 (*regeringsärenden*) は、閣議において決定される（統治法第 7 章第 3 条）。政府の事務と政府の下部機関により決定される行政事務とを区別する明確な基準は特に存在しないが³⁶、一般に法案の作成、条約の締結、政令の作成、法律の公布など国の統治に関する事務のほか、一定の公務員の任命や一定の不服申立てに関する行政事務は、政府の事務として取り扱われる³⁷。

政府の事務の準備にあたっては、関係機関から意見を聴取しなければならない、必要な範囲内でコミュニケーション³⁸、団体、個人からも意見を聴取しなければならない（統治法第 7 章第 2 条）。

(4) 司法

(i) 裁判所の構成

スウェーデンには、それぞれ三審制の通常裁判所及び行政裁判所が存在する。

通常裁判の第一審裁判所は、地方裁判所 (*tingrätt*) であり、第二審裁判所は、高等裁判所 (*hovrätt*) である。最終審は最高裁判所 (*Högsta domstolen*) である。

行政裁判の第一審裁判所は、地方行政裁判所 (*länsrätt*) であり、第二審裁判所は、高等行政裁判所 (*kammarrätt*) であり、最終審は、最高行政裁判所 (*Högsta förvaltningsdomstolen*、旧称 *Regeringsrätt*) である。

その他、特別裁判所として、特許上訴裁判所 (*Patentbesvärsträtten*)、移民裁判所 (*migrationsdomstol*) 及びその上級審である移民上級裁判所 (*Migrationsöverdomstolen*)、労働裁判所 (*Arbetsdomstolen*)、市場裁判所 (*Marknadsdomstolen*)³⁹、土地及び環境裁判所 (*mark- och miljödomstol*) 及びその上級審である土地及び環境上級裁判所 (*Mark- och miljööverdomstolen*)⁴⁰などの裁判所が存在する。特許上訴裁判所の裁判については、最高行政裁判所に上訴することができるが、移民上級裁判所、労働裁判所、市場裁判所並びに土地及び環境上級裁判所は最終審であり、その裁判について上訴することはできない。

(ii) 裁判官の任命及び身分保障

正規の裁判官は、政府により任命される（統治法第 11 章第 6 条）。任命に際しては、9 名の委員から成る裁判官委員会 (*domarenämnden*) が政府に対し、候補者を提示する。9 名の委員のうち、5 名は正規の裁判官又は正規の裁判官であった者とし、2 名は法律家とし、そのうちの 1 名は弁護士でなければならない。残りの 2 名は、議会が一般市民の代表として選出する（2010 年法律第 1390 号第 4 条）。政府は、裁判官委員会の提示する候補

³⁶ Holmberg et al., *op.cit.*, pp.304-305.

³⁷ 閣議による決定を経る事務の年間の件数は、約 7,000 件に上るといふ。Thomas Bull och Frederik Sterzel, *Regeringsformen*, Stockholm : SNS Förlag, 2010, p.184.

³⁸ スウェーデンの基礎自治体。

³⁹ 競争法 (*konkurrenslagen*) その他一連の独占禁止及び消費者保護に関する訴訟を取り扱う。萩原編著 前掲書, p.137.

⁴⁰ 環境法 (*miljöbalken*) 及び計画及び建築法 (*plan- och bygglagen*) に関する訴訟を取り扱う。井樋三枝子 「【スウェーデン】土地及び環境裁判所の新設」『外国の立法』No.249-2, 2011.11, p.28.

者以外の者も任命してよいが、その際には事前に裁判官委員会の意見を聞かなければならない⁴¹。

正規の裁判官は、犯罪行為を行った場合、重大な怠慢があった場合若しくは怠慢を繰り返した場合、年金受給年齢に達した場合又は職務遂行能力を永続的に失った場合以外は、免職されることがない（統治法第 11 章第 7 条）。最高裁判所又は最高行政裁判所の裁判官の職務遂行の際の犯罪行為に対する裁判は、議会オンブズマン又は法務長官により提起され、最高裁判所により審理される（統治法第 11 章第 8 条）。

(iii) 違憲審査制度

スウェーデンにおける法令の違憲審査は、原則として事後審査であるが、一部法案に関しては、事前審査に類する制度が存在する。それは、法制審議会（Lagrådet）と呼ばれる機関による、法案に対する参考意見の提出の制度である。法制審議会は、最高裁判所及び最高行政裁判所の裁判官又は元裁判官を構成員とする（統治法第 8 章第 20 条）。統治法第 8 章第 21 条に列挙する事項に関する法案については、原則として法制審議会の意見を聴取しなければならないことになっている。法制審議会は、基本法、他の法令との関係、法案内部の整合性等の観点から（統治法第 8 章第 22 条）参考意見を述べる。法制審議会の意見は、あくまでも参考意見であり、政府又は議会はその意見に拘束されることはない⁴²。

裁判所の違憲審査権は、実務面では、1964 年にすでに行使されていたが、それが統治法上の条文となったのは、1979 年のことであった。1979 年の統治法の改正で追加された条文では、法令の違憲性が明白である場合に限り、適用を停止しなければならないこととされていたが、2010 年の統治法の改正により、この明白性の要件は削除された。

なお、スウェーデンには憲法裁判所は存在せず、違憲審査権（法令の基本法違反のみならず、下位法規の上位法規に対する適合性の審査一般なので、正確には法令審査権）は、すべての裁判所により行使できる（統治法第 11 章第 14 条）⁴³。また、その審査は、具体的な訴訟があって初めて行われる付随的違憲審査制である。

3 安全保障

(1) 軍隊

国が武力攻撃を受けた際、軍隊による軍事力の行使を指示することは、政府の権限である（統治法第 15 章第 13 条）。攻撃した側が宣戦を布告しているか否かを問わず、政府は軍隊を使用することができる。また、武力攻撃があった場合には、国外に軍隊を出動させ

⁴¹ Strömberg och Lundell, *op.cit.*, p.79.

⁴² また、統治法に規定はないが、議会の議長は、議員提出によるある議案が、基本法又は議会法に違反すると判断した場合には、その議案の上程を拒否することができる。この判断に対し、本会議が上程すべきであると要求した場合には、議長はこの問題の決定について憲法委員会の意見を求めることになっている。憲法委員会が基本法又は議会法に違反しないと判断した場合には、議長は上程を拒否することができない（議会法第 2 章第 9 条）。

⁴³ なお、統治法第 12 章第 10 条においては、他の公的機関も違憲審査権を行使できると規定しているが、裁判所以外の機関が行使することはきわめてまれである。Joakim Nergelius, *Svensk statsrätt*, 2. uppl., Lund : Studentlitteratur, 2010, p.258.

することもできるというのが、現在の統治法を制定を検討した際の基本法準備委員会の見解であった⁴⁴。

国が武力攻撃を受けた場合以外には、①議会により承認された国際的義務を履行する場合、②法律により許可されている場合、③議会の許可を得た場合に、軍隊の使用が許される（統治法第 15 章第 16 条）。

①が想定している典型的なケースは、国連憲章第 43 条に従い、いわゆる国連軍へ軍隊を提供する場合である。この場合には、改めて議会の承認は必要とされない。②については、平和維持活動への参加に関する 2003 年法律第 169 号及び平和促進活動の訓練への参加に関する 1994 年法律第 588 号⁴⁵などがある。

(2) 緊急事態

スウェーデン憲法は、「戦争及び戦争の危険」と題する 1 章（第 15 章）を設け、そのほとんどを緊急事態に関する規定に当てている。

戦争状態又は戦争の危険の状態にある場合で、議員の大半を招集できないような場合には、戦争委員会（*krigsdelegationen*）が議会を代行する。戦争委員会は、議長を含めた 50 人の議員により構成され、構成員は各党派に比例して配分される。戦争委員会が議会を代行するという決定は、戦争状態にある場合には、外交評議会が行い、外交評議会が招集できない場合には、政府が行う。戦争の危険の状態にある場合には、総理大臣及び外交委員会が決定を行う（統治法第 15 章第 2 条）。議会も戦争委員会も任務を遂行できない場合には、政府が議会に代わり、必要な権限を行使するが、基本法、議会法、議会選挙法の改正又は廃止は行ってはならない（統治法第 15 章第 5 条）。

戦争状態若しくは戦争の危険の状態にある場合又はそれにより引き起こされた非常事態の場合には、政府は、通常法律事項である問題についても、命令を制定することができる（統治法第 15 章第 6 条）。

また、相対的権利（前述 1（6）(i) 参照）を制限する法律の制定を遅延させる手続は、戦争状態又は差し迫った戦争の危険の場合には適用されない（統治法第 15 章第 7 条）⁴⁶。

統治法は、戦争又は戦争の危険の場合に関する緊急事態条項については、詳細な規定を置いているが、国内で発生した事件等に由来する緊急事態については特に規定を置いていない。こうした場合に政府により採られた非常措置の適否については、憲法委員会が事後的に審査するものと考えられている⁴⁷。

⁴⁴ Karl-Göran Algotsson, *Sveriges författning efter EU-anslutningen*, Stockholm : SNS Förlag, 2000, p.288.

⁴⁵ スウェーデンは、1994 年に NATO の平和のためのパートナーシップに加盟した。この法律の主な目的の一つは、平和のためのパートナーシップの枠内での平和促進活動の訓練に参加することである。スウェーデンにおいては、平和促進活動（*fredfrämjande verksamhet*）とは、平和維持活動にとどまらず、平和執行のための措置も含む広い概念として使用されている。*Utlandsstyrkan* (SOU 1998:30), pp.16-17. <http://www.riksdagen.se/Webbnav/index.aspx?nid=3281&dok_id=GMB330>

⁴⁶ 前記のように、統治法第 15 章第 6 条の規定に従えば、戦争状態又は戦争の危険の状態にある場合には、命令によっても相対的権利を制限できることになるが、一方、絶対的権利については、戦争状態若しくは戦争の危険の状態にある場合であっても、基本法を改正しない限り、制限することはできない。

⁴⁷ Strömberg och Lundell, *op.cit.*, p.140.

III 憲法改正手続

1 総論

スウェーデンの基本法の改正は、比較的容易であり、憲法の硬性度はそれほど高くない。例外的な場合を除き、議会の特別多数は要求されていない。ただし、2回の議決が必要とされ、その間に総選挙を挟まなければならない点で、熟慮の期間を設ける工夫がなされていると言える。

2 手続の詳細

スウェーデンの基本法の改正は、基本法制定の手続に従って行われる（統治法第8章第18条）。統治法第8章第14条の規定によれば、スウェーデンの基本法の制定手続は、次のとおりである。

基本法案は、2度の同一文言による議決により可決される。1回目の議決で基本法案が可決された場合には、未決の状態（vilande）とされ、2回目の議決に移行する。2回目の議決に移る以前に、総選挙を実施しなければならない。また、1回目と2回目の間には、9か月の期間を置かなければならない。ただし、憲法委員会がその構成員の6分の5の賛成により、9か月が経過する以前に2回目の議決を行うことを認めた場合は、この限りではない。

また、1回目の議決の後、10分の1以上の議員による動議に基づき、3分の1以上の議員が未決の状態でも可決された基本法案についての国民投票を要求した場合には、国民投票が実施されなければならない。国民投票は、総選挙と同時に実施され、基本法案への反対票が賛成票を上回り、かつ、反対票の数が、同時に実施された議会の選挙における有効投票の過半数を超えている場合には、その基本法案は、否決される（統治法第8章第16条）。国民投票で確定できるのは、基本法案の否決のみであり、国民投票で否決されなかった基本法案を、その後議会が可決するか否決するかは、議会の自由である。国民投票で否決されない限り、原則として未決の基本法案については、選挙後の最初の会期において議決が行われる（議会法第5章第11条）。

IV 結語—最近の憲法的諸課題

憲法改革の提案は様々存在するが、ここでは、議院内閣制、選挙制度、違憲審査、国民投票の4点に絞って、近年の論点を紹介することとする⁴⁸。

⁴⁸ 他の論点に関する憲法改革案として、上院の設置を提言するものもある。Olof Petersson et al., *Demokratirådets rapport 2004*, Stockholm: SNS Förlag, 2004. また、憲法改正手続の厳格化を求める意見もある。Niclas Berggren et al., *Den konstitutionella revolutionen*, Stockholm: City University Press, 2001.

1 議院内閣制

本論で述べたとおり、スウェーデンの議院内閣制は、内閣が議会の絶対多数によって支持されることを要請しない消極的議院内閣制である。消極的議院内閣制を採用している西欧諸国のうち、その多くは信任投票を実施せず、大統領など国家元首が総理大臣を任命する仕組みをとっているが、スウェーデンのように信任投票を実施するが、絶対多数の賛成を必要としないという制度を採用している国は、西欧においてはスウェーデンを除くと、ポルトガルのみであるという⁴⁹。

これに対し、スウェーデン国内では、絶対多数による議会の支持がないため、弱い政府になりがちであるとの理由から、積極的議院内閣制への移行を主張する必要性があるのではないかという議論が長らくなされている。2010年には、総選挙後に信任投票を義務づける統治法の改正（第6章第3条）が行われたが、この場合も、総議員の過半数が反対しない限り、首相は辞職する義務を負わないため、消極的議院内閣制は維持されたままとなっている。積極的議院内閣制に反対する有力な議論としては、スウェーデンのように多党制で、単一の政党が議会の過半数を制する可能性が低い国の場合には、組閣過程が長引き、政治空白が生じる危険性が高いという主張がある⁵⁰。

2 選挙制度

近年のスウェーデンの憲法学の文献においては、選挙制度を比例代表制から小選挙区制に変更することを提言するものが増加しているという⁵¹。小選挙区論者によると、比例代表制の結果、政府は複数党の連立から構成されることとなり、多くの政策が政党間の交渉により決定され、投票者の意思から離れたところで決定されることになるという。ある論者は、「国民自身が自らの運命を決定する代わりに、政策は共感し合うエリートたちにより密室で決定されている」と批判している⁵²。小選挙区制であれば、国民は二者択一で政策を選択でき、自らの意思をよりよく反映できるという意見である。

しかし、こうした意見は、学説の間でよく見られるようになっただけであり、政治の世界では支持を得ていない。2004年に基本法の全面的見直しを検討した基本法調査委員会においても、選挙制度は大きな一つの論点であったが、比例代表制という選挙制度の根本を見直すことはなかった。

3 違憲審査制

本論で述べたように、裁判所が初めて違憲審査権を行使したのが、1964年のことであり、

⁴⁹ Torbjörn Bergman, "Parlamentarism," *Svensk författningsspolitik, op.cit.*, pp.137-138.

⁵⁰ *ibid.*, pp.140-145.

⁵¹ Nergelius, *op.cit.*, p.41.

⁵² Leif Lewin, "Bråka inte!": *Om vår tids demokratisyn*, Stockholm : SNS Förlag, 2002, p.94.

スウェーデンにおける違憲審査の歴史はそれほど古くない。また、1979年に違憲審査権が明記された際も、法律の適用を停止できるのは、基本法に明白に違反する場合に限っていた。その明白性の原則が削除された現在の条文（統治法第11章第14条）でも、第2項において、違憲審査に際しては「議会が国民の第一の代表機関」であることに留意することという規定が追加されるなど、スウェーデンにおいては、議会を優位と見る考えが有力であると言える。

これに対し、憲法裁判所を設置し、違憲審査制度を強化すべきではないかという意見もスウェーデン国内にないわけではない。通常裁判所は、憲法裁判以外の裁判に忙殺されているため、憲法裁判については、専門の裁判所を設け、しっかりとした審査をすべきではないかというのが、憲法裁判所設置論者の見解である⁵³。

しかし、憲法裁判所設置論は、政府により設置された過去の調査委員会でも何度か取り上げられるものの、そのたびに成案となるに至っていないのが実情である。否定される理由は、様々であるが、司法の政治化の危険性、憲法裁判の移送による裁判の遅延、スウェーデンの法文化になじまないといったようなことが挙げられている⁵⁴。

4 国民投票制度

スウェーデンの国民投票には、政治的重要問題に関する諮問的国民投票（結果に法的拘束力はない）と基本法に関する拘束的国民投票の二種類がある。

前者について統治法は、第8章第2条で、全国規模の諮問的国民投票に関しては、法律で定めなければならない旨を規定するのみで、その手続等については特に明記していない。詳細は1979年法律第369号で定められているが、この法律も諮問的国民投票に諮ることのできる事項について特に規定していないため、議会はその過半数により、任意の事項について国民投票を実施することができる。基本法に関する国民投票については、本論の「III 憲法改正手続」において既に述べたとおりである⁵⁵。

憲法改正の提言がなされているのは、結果に法的拘束力のある国民投票の範囲を基本法の制定又は改正に限らず、拡大することである。こうした制度改正に関心を示していたのは、「ブルジョア派」と呼ばれる右派の政党である。左派政党の中でも、環境党のように、直接民主制に積極的で、国民発案の制度の導入も提言している政党もある⁵⁶。1996年には、国民投票の問題について「国民投票調査委員会 (Folkomröstningsutredning)」が発足し、有力な学者が通常法律について、議会の過半数の要求により国民投票を実施する制度の導入を提言したが、政府はこの意見を採用しなかった⁵⁷。2004年に設置された基本法調

⁵³ *Olika former av normkontroll* (SOU 2007:85), pp.71-72 .
<<http://www.sweden.gov.se/sb/d/8586/a/92025>>

⁵⁴ Algotsson, *op.cit.*, p.378.

⁵⁵ スウェーデンの国民投票制度の詳細及び法律の翻訳については、次の文献を参照。山岡規雄「スウェーデンの国民投票制度」『外国の立法』No.219, 2004.2, pp.1-9.

⁵⁶ Tommy Möller, "Folkomröstningar," *Svensk författningsspolitik*, *op.cit.*, p.104.

⁵⁷ *ibid.*, pp.104-105.

査委員会（報告書の提出は 2008 年）においても、国民投票は大きな検討テーマの一つとなったが、以前は国民投票に好意的であった「ブルジョア派」に政権が交代していたにもかかわらず、今回も政府は国民投票制度の拡充の必要はないとの判断を示した。

スウェーデン憲法翻訳の出典と凡例

以下に掲げる翻訳は、Notisum 社によるインターネット上の法令全集のテキストを出典とした。2010年11月25日までの改正を反映させた条文に基づき、翻訳した。

翻訳にあたっては以下の先行訳を参考にした。

- 国立国会図書館調査及び立法調査局編『スウェーデン王国基本法』（和訳各国憲法集（追加））国立国会図書館調査立法考査局, 1976.
- 福本歌子『スウェーデンの公文書公開と言論表現権——憲法の構造と歴史』青木書店, 1997.
- 平松毅「スウェーデン」阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第四版〕』有信堂高文社, 2009.

議決された新たな統治法の公布（1974年法令第152号）

Kungörelse(1974:152) om beslutad ny regeringsformen

〔統治法（Regeringsform）〕

第1章 国家体制の原則

第1条

スウェーデンにおけるすべての公権力は、国民に由来する。

スウェーデンの民主主義は、自由な意見形成並びに普通選挙権及び平等な選挙権を原則とする。スウェーデンの民主主義は、代議制及び議会制の国家体制並びに地方自治を通じて実現される。

公権力は、法律に基づき行使される。

第2条

公権力は、すべての人の平等な価値並びに個人の自由及び尊厳を尊重して行使しなければならない。

個人の個人的、経済的及び文化的福祉は、公的な活動の基本的な目標とする。特に、公的機関は、労働、住居及び教育に対する権利を保障し、社会扶助及び社会保障並びに健康に対する良好な条件のために努めなければならない。

公的機関は、現在及び将来の世代のために、良好な環境をもたらす持続可能な発展を促進しなければならない。

公的機関は、社会のすべての領域において、民主主義の理念が指導的たるべく努め、個人の私生活及び家庭生活を保護しなければならない。

公的機関は、すべての人が社会における参加及び平等を達成できるように、及び子どもの権利が保護されるように努めなければならない。公的機関は、性、皮膚の色、国籍若しくは民族的出自、言語的若しくは宗教的帰属、障害、性的志向、年齢又は個人に関する事情を理由とする差別に対抗しなければならない。

サーミ族並びに民族的、言語的及び宗教的少数派が、自らの文化的及び共同体的生活を維持し、発展させる機会を促進しなければならない。

第3条

統治法、王位継承法、出版の自由に関する法律及び表現の自由に関する基本法は、国の基本法である。

第4条

議会は、国民の最高の代表機関である。

議会は、法律を制定し、国税について議決し、国の資金の利用方法について決定しなければならない。議会は、国の統治及び行政を監視する。

第5条

王位継承法に従い王位を継承する国王又は女王は、国の元首である。

第6条

政府は、国を統治する。政府は、議会に対し責任を負う。

第7条

国に、地方レベル及び地域レベルの自治体を置く。

第8条

司法について、裁判所を置き、公行政について、国及び地方の行政機関を置く。

第9条

裁判所及び行政機関並びに他の行政上の任務を遂行する機関は、その活動において、すべての人の法の下での平等を考慮し、客観性及び公平性に配慮しなければならない。

第10条

スウェーデンは、欧州連合の加盟国である。スウェーデンは、国際連合及び欧州評議会の枠組並びに国際的な協力における他の関係に参画する。

第2章 基本的自由及び権利**意見の自由****第1条**

すべての人は、公的機関に対して、次の各号に掲げる自由を保障される。

1. 表現の自由：言論、文書若しくは画像により、又は他の方法により、情報を伝え、思想及び感情を表現する自由
2. 情報の自由：情報を獲得し、受け取る自由及び他の方法により、他者の表現を知る自由
3. 集会の自由：情報、意見の表明若しくは他の類似の目的のため又は芸術的な作品の発表のために集会を開催し、集会に参加する自由
4. 示威運動の自由：公共の場所において、示威運動を起こし、示威運動に参加する自由
5. 結社の自由：公的又は私的な目的のために、他者と団結する自由
6. 宗教の自由：単独で、又は他者ととも自ら宗教を信奉する自由

出版の自由及びラジオ、テレビ及びこれらに類似する伝達手段、データベースから行われる公演並びに映画、ビデオ、録音媒体及び他の技術的記録媒体における同様の表現の自由に関しては、出版の自由に関する法律及び表現の自由に関する基本法を適用する。

出版の自由に関する法律においては、文書にアクセスする権利についても定める。

第2条

すべての人は、公的機関により、政治的、宗教的、文化的観点又は他の観点において、自らの意見を明らかにするよう強制されてはならない。すべての人は、意見形成のための集会、示威運動若しくは他の意見表明行為に参加すること又は政治結社、宗教団体又は第1文に規定する意見のための他の団体に加入することを強制されてはならない。

第 3 条

いかなるスウェーデン市民も、同意なしに、その政治的意見のみを根拠として、公的な記録に登録されてはならない。

身体の不可侵性及び移動の自由

第 4 条

死刑は、行われてはならない。

第 5 条

すべての人は、身体刑から保護される。すべての人は、供述を強要し、又は妨害する目的で拷問にかけられ、又は医学的に侵害されてはならない。

第 6 条

すべての人は、第 4 条及び第 5 条に規定するものとは別の場合であっても、公的機関による強制的な身体上の侵害から保護される。さらに、すべての人は、身体検査、家宅捜索及び類似する侵害、信書又は他の内密な送付物の検査並びに電話による会話又は他の内密な通信の傍受若しくは録音から保護される。

第 1 項の規定に加え、すべての人は、本人の同意なく行われ、かつ、個人の私的事実の監視又は調査を含んでいる場合には、公的機関による個人的不可侵性への重大な侵害から保護される。

第 7 条

いかなるスウェーデン市民も、国外追放されてはならず、又は国内を旅行することを妨げられてはならない。

国内に居住している、又は居住していた、いかなるスウェーデン市民も、国籍を剥奪されてはならない。ただし、18 歳未満の子どもがその国籍に関して両親又はいずれかの親に従わなければならない旨を規定することができる。

第 8 条

すべての人は、公的機関による自由の剥奪から保護される。その他、スウェーデン市民である者には、国内を移動し、出国する自由も保障される。

法的保障

第 9 条

裁判所以外の官庁が犯罪により、又は犯罪の疑いにより自由を剥奪した場合には、自由を剥奪された者は、不合理に遅延されることなく、自由を剥奪した機関を裁判所による審理に服させることができる。ただし、他の国の裁判所により科された自由刑を執行するため、スウェーデンに移送することが問題となっている場合には、この限りでない。

第 1 項に規定するものとは別の理由により、強制的に拘禁された者は、不合理に遅延されることなく、拘禁の件につき裁判所による審理を受けることができるものとしなければ

ならない。そのような場合における参審による審理は、当該参審の構成が法律により定められ、かつ、当該参審の長を正規の裁判官とするとき又は裁判官であったものとするときは、当該参審による審理は、裁判所による審理と同等とみなされる。

審理が第1項又は第2項の規定に基づき、管轄権を有する官庁を指示していなかった場合には、審理は、通常裁判所によって行われなければならない。

第10条

すべての人は、ある行為が実行されたときに、その行為に対し刑事制裁が科されると定められていなかった場合には、当該行為を理由として刑罰又は他の刑事制裁を科されてはならない。さらに、すべての人は、ある行為が実行されたときに定められていたものよりも重い刑事制裁を当該行為に対して科されてはならない。刑事制裁に関するこの規定は、没収及び他の特別な刑事制裁の法律効果についても適用される。

税及び国の公課は、税及び公課の義務をもたらす事態が生じたときに効力を有していた規定により課されるものよりも、広範囲に課されてはならない。ただし、議会が特別の理由が存在すると認める場合で、政府又は議会の委員会が議会に対して提案を行っていたときは、当該事態が生じたときに法律が施行されていなかった場合であっても、当該法律は、税及び国の公課を課すことを内容とすることができる。そのような提案を期待することについて政府が議会に文書により通知することは、提案と同様にみなされる。さらに、議会は、戦争、戦争の危険又は重大な経済危機の関連で、特別な理由により必要とされると認める場合には、第1文の例外を規定することができる。

第11条

裁判所は、すでになされた行為について、及びある一定の紛争又はその他ある一定の目的について創設されてはならない。

訴訟手続は、法に従い、合理的な時間内に実施されなければならない。裁判所における審理は、公開とする。

差別に対する保護

第12条

法律又は他の法令は、民族的出自、皮膚の色若しくは他の類似の事情又は性的志向の観点から少数派に属することにより、不当に取り扱う規定を含んではならない。

第13条

法律又は他の法令は、男性及び女性の間と同権を実現するための努力の一部を形成している場合又は国防義務若しくはそれに代替する役務を規定する場合を除き、性を理由として、不当に取り扱う規定を含んではならない。

労働市場における争議行為

第14条

労働者の団体並びに雇用者及び雇用者の団体は、法律又は協約が別に定める場合を除き、労働市場において争議行為を行う権利を有する。

財産の保護及び公衆の立入権

第 15 条

すべての人の財産は、緊急の一般の利益を満たすために必要とされている場合を除き、すべての人に収用若しくは他の同様の引渡しにより公的機関又は個人に対して、その財産を放棄することを強制すること又は公的機関が土地若しくは建築物の使用を制限することを受忍することを強制することができないことにより保障される。

収用又は他の同様の引渡しによりその財産を放棄することを強制される者は、損失に対して完全な補償を保障されなければならない。補償は、問題となる不動産の一部において土地を使用することが相当な範囲内で困難となるような方法又は不動産の当該部分の価値との関連で損害が著しくなるような方法で、公的機関により土地又は建築物の使用を制限される者に対しても保障されなければならない。当該補償は、法律に定める根拠に従い、決定されなければならない。

ただし、健康保護、環境保護又は安全を理由とする土地又は建築物の利用の制限に際しては、補償に対する権利についての法律の規定が適用される。

前記の規定にかかわらず、すべての人は、公衆の立入権に基づき、自然を享受する権利を有する。

著作権

第 16 条

作家、芸術家及び写真家は、法律の規定に基づき、その作品に対する権利を有する。

商取引の自由

第 17 条

商取引を行う権利又は職業活動を遂行する権利についての制限は、重大な一般の利益を保護するためにのみ導入することができ、単にある人物又は企業を経済的に優遇するために導入されてはならない。

トナカイを飼育するサーミ族の権利については、法律により規定する。

教育及び研究

第 18 条

一般的な学習義務を有するすべての子どもは、普通学校において無償の基礎的教育を受

ける権利を有する。公的機関は、高等教育機関を設置する責任を負わなければならない。
研究の自由は、法律に定める規定に従い、保護される。

欧州人権条約

第 19 条

法律又は他の法令は、人権及び基本的自由の保護のための欧州条約に基づくスウェーデンの義務に反する規定を設けてはならない。

自由及び権利の制限のための条件

第 20 条

次に掲げる自由及び権利は、第 21 条から第 24 条までの規定において認められた範囲内で、法律により制限することができる。

1. 表現の自由、情報の自由、集会の自由、示威運動の自由及び結社の自由（第 1 条第 1 項第 1 号から第 5 項まで）
2. 第 4 条及び第 5 条以外の身体的侵害に対する保護、身体検査、家宅捜索及び類似の侵入に対する保護、内密な送付物及び通信への侵害に対する保護並びに他の私的事実の監視及び調査を含む侵害に対する保護（第 6 条）
3. 移動の自由（第 8 条）
4. 裁判所の審理の公開（第 11 条第 2 項第 2 文）

法律における許可の後、第 1 項に掲げる自由及び権利は、第 8 章第 5 条に掲げる場合及び公共の役務において、又は役務義務の遂行中に知り得たことを明らかにすることに対する禁止に関する他の法令により、制限することができる。同様の方法において、集会の自由及び示威運動の自由は、第 24 条第 1 項第 2 文の規定に掲げる場合にも制限することができる。

第 21 条

第 20 条の規定に基づく制限は、民主的社会において受け入れられる目的を満たしていることを理由としてのみ、実施することができる。当該制限は、制限するに至る目的に照らして必要である範囲を超えてはならず、民主的社会の基礎の一つとしての自由な意見形成に対する脅威となるほど長期間にわたって延長されてはならない。単に政治的、宗教的、文化的又は他の同様の意見を理由とする当該制限は、実施されてはならない。

第 22 条

第 20 条の規定に基づく法案は、議会により拒否されない限り、10 名以上の議員の要求に基づき、当該法案に対する委員会による最初の意思表示が本会議に報告されたときから、12 か月以上未決としなければならない。ただし、投票者の 6 分の 5 以上が決定を承認した場合には、議会は、当該法案を直ちに採択することができる。

第 1 項の規定は、最長 2 年継続して効力を有する法律の法案については、適用されない。

また、次の各号に掲げる事項のみを規定する法案についても適用されない。

1. 公共の役務において、又は役務義務の遂行中に知り得たことで、その秘密を保持することが出版の自由に関する法律第2章第2条に掲げる利益に関して必要であるものを明らかにすることの禁止
2. 家宅捜索又は類似の侵入
3. ある一定の行為の結果としての自由刑

憲法委員会は、ある一定の法案について第1項の規定が適用されるか否かについて議会を代表して審査する。

第23条

表現の自由及び情報の自由は、国の安全、物資の全国的な供給、公共の秩序及び安全、個人の名誉、私生活の不可侵又は犯罪の予防及び訴追の観点から、制限することができる。さらに、商取引活動における表現の自由を制限することができる。その他、表現の自由及び情報の自由の制限は、特別かつ重要な理由により制限に至る場合にのみ、実施することができる。

第1項の規定に基づいていかなる制限を実施することができるかについての判断に際して、政治的、宗教的、職業的、学術的及び文化的事項に関して、表現の自由及び情報の自由を最大限保障することの重要性について注意を払わなければならない。

表現の内容にかかわらず、表現を伝播し、受け取る方法を詳細に規制する規定を定めることは、表現の自由及び情報の自由の制限とはみなされない。

第24条

集会の自由及び示威運動の自由は、集会若しくは示威運動の際の秩序及び安全又は交通の観点から制限することができる。その他、これらの自由は、国の安全又は伝染病の予防のためにのみ制限することができる。

結社の自由は、その活動が軍事的なもの若しくは類似の性格を有するものである結社又は民族的出自、皮膚の色若しくは他の類似の条件を理由とした民族集団の迫害を目的とする結社に関する場合には、これを制限することができる。

第25条

スウェーデン市民以外の者に対しては、国内において、法律により、次の各号に掲げる自由及び権利について、特別に制限することができる。

1. 表現の自由、情報の自由、集会の自由、示威運動の自由、結社の自由及び宗教の自由（第1条第1項）
2. 意見を明らかにすることを強制されることに対する保護（第2条第1文）
3. 第4条及び第5条に規定するものとは別の場合における身体への侵害、身体検査、家宅捜索及び類似の侵入、内密の送付物及び通信への侵害並びに個人の私的事実の監視及び調査を含む侵害に対する保護（第6条）
4. 自由の剥奪に対する保護（第8条第1文）
5. 犯罪又は犯罪の疑いとは別の理由による自由の剥奪について裁判所の審理を受ける権利（第9条第2項及び第3項）

6. 裁判所の審理の公開（第 11 条第 2 項第 2 文）
7. 作家、芸術家及び写真家の自らの作品に対する権利（第 16 条）
8. 商取引を行う権利又は職業活動を遂行する権利（第 17 条）
9. 研究の自由（第 18 条第 2 項）
10. 意見を理由とする権利制限（第 21 条第 3 文）

第 1 項に規定する特別な制限に関する規定については、第 22 条第 1 項、第 2 項第 1 文及び第 3 項の規定を適用しなければならない。

第 3 章 議会

議会の形成及び構成

第 1 条

議会は、自由、秘密及び直接選挙により、選出される。

当該選挙に際しては、選挙人が特定の人物に対する票を投じる可能性を伴いつつ、政党に基づいて投票が実施される。

選挙において特定の名称の下に活動する選挙人のすべての結社又は集団が政党とみなされる。

第 2 条

議会は、349 名の議員の一院により構成される。議員には、歳費が支払われなければならない。

通常選挙

第 3 条

議会の通常選挙は、4 年ごとに実施される。

投票権及び投票資格

第 4 条

18 歳に達しており、かつ、国内に居住しているか又は何度か居住していた、すべてのスウェーデン市民は、議会の選挙の選挙権を有する。

投票権のための要件を満たしている者のみが、議員又は代理議員となることができる。

投票権を有するか否かの問題は、当該選挙の前に調製される選挙人名簿を基に決定される。

選挙区

第 5 条

議会の選挙のために国は、選挙区に分割される。

選挙区間の議席配分

第 6 条

議会の議席のうち、310 は、固定選挙区議席であり、39 は、調整議席である。

固定選挙区議席は、各々の選挙区における投票権者の人数及び全国における投票権者の人数の比率に基づき、配分される。配分は、4 年ごとに決定される。

政党間の議席配分

第 7 条

議席は、政党の間で配分される。

全国において 4 パーセント以上の票を獲得した政党のみが議席配分に参加することができる。ただし、それよりも少ない得票率であっても、ある選挙区において 12 パーセント以上の票を獲得した政党は、固定選挙区議席の配分に参加することができる。

第 8 条

固定選挙区議席は、すべての選挙区につき、当該選挙区における選挙結果に基づき、政党間で比例的に配分される。

調整議席は、4 パーセント未満の票しか得られなかった政党に配分された固定選挙区議席を例外として、議会における議席の配分が、その配分に参加する政党の全国得票数に対して比例するように、政党間で配分される。ある政党が固定選挙区議席の配分の際に、当該政党のための議会の比例代表よりも多くの議席を獲得した場合には、調整議席の配分の際には、当該政党及び当該政党により獲得された固定選挙区議席は、除外される。調整議席が政党の間で配分された後、当該議席は、選挙区に還元される。

政党間の議席配分の際には、最初の除数を 1.4 に調整した奇数法が適用される。

第 9 条

ある政党が獲得した各々の議席につき、1 人の議員及び当該議員の代理議員が選出される。

選挙期

第 10 条

各々の選挙は、新たに選挙された議会が集会したときから、その次の選挙で選出された議会が集会するときまで効力を有する。

新たに選挙された議会は、選挙日から 15 日以内に集会するが、ただし、選挙結果が公表されてから 4 日目より早く集会することはない。

特別選挙

第 11 条

政府は、通常選挙の間に特別の議会の選挙を決定することができる。特別選挙は、当該決定から 3 か月以内に実施しなければならない。

新たに選挙された議会の最初の集会から 3 か月が経過していない場合には、政府は、議会の選挙後に特別選挙に関する決定をしてはならない。政府は、政府の構成員がすべて辞職した後、新たな政府が発足するまでの間、その任務を中断している場合もまた、特別選挙に関する決定をしてはならない。

一定の場合における特別選挙については、第 6 章第 5 条において定める。

第 12 条

議会の選挙については、議会により選出された選挙審査委員会に異議を申し立てることができる。当該委員会の決定については、異議を申し立てることはできない。

議員に選挙された者は、選挙について異議申立てがなされた場合であっても、その職務を遂行する。選挙に変更があった場合には、変更が公表されてから速やかに、新しい議員がその議席を獲得する。同様のことが代理議員にも適用される。

選挙審査委員会は、正規の裁判官である者又は正規の裁判官であった者で、議会に所属していないものを委員長とし、その他 6 名の委員により構成される。当該委員は、各々の通常選挙後、その選挙が有効とされ次第、選出され、新たな当該委員会の選挙が実施されるまで任期を有する。委員長は、別に選挙される。

付加的規定

第 13 条

第 1 条第 3 項及び第 3 条から第 12 条までに規定する事項及び議員の代理議員の選任に関する付加的規定は、議会法又は他の法律で定める。

第 4 章 議会の活動

常会

第 1 条

議会は、毎年、常会のために集会する。常会は、議会又は議長が議会の安全又は平穩の観点から、別に定める場合を除き、ストックホルムで開かれる。

議長

第2条

議会は、その内部で選挙期ごとに、議長並びに第一、第二及び第三副議長を選挙する。

委員会

第3条

議会は、その内部で、議会法の規定に従い、憲法委員会及び財務委員会を含む委員会を選挙する。

提案権

第4条

政府及び各議員は、議会法の規定に従い、統治法が別に定める場合を除き、議会の審議となり得るすべての問題について提案を行うことができる。

議案の審議

第5条

政府又は議員により提案された議案は、統治法が別に定める場合を除き、議決される前に委員会により審査される。

第6条

議案が本会議において決定されなければならない場合には、各議員及び各大臣は、議会法に定める細則に従い、意見を述べることができる。

議会法においては、欠格条項に関する規定も定められる。

第7条

本会議における表決に際しては、統治法が別に定める場合又は議会における手続に関する問題のときは、議会法の本規定¹が別に定める場合を除き、過半数の投票者が合意した意見が議会の議決としての効力を有する。可否同数の際の手続に関する規定は、議会法で定める。

調査及び評価

第8条

各委員会は、当該委員会の所管事項内で議会の議決を調査し、評価する。

議事の公開

¹ 原語は、huvudbestämelse。議会法には、本規定と補足規定 (tilläggsbestämelse) が存在し、それぞれ制定手続が異なる。第8章第17条参照。なお、以下、翻訳に付した中はすべて訳注である。

第 9 条

本会議における会議は、公開である。
ただし、会議は、議会法の規定に従い、秘密とすることができる。

議員の地位**第 10 条**

議員及び代理議員は、職務に関する義務又は他の類似の責務に妨げられることなく、議員としての職務を遂行することができる。

第 11 条

議員又は代理議員は、議会が承認しない限り、その職務を放棄してはならない。
理由がある場合には、選挙審査委員会は、自発的に議員又は代理議員が第 3 章第 4 条第 2 項の規定に従い、資格を有するか否かについて審査しなければならない。資格を有しないと宣言された者は、それにより、その職務を免ぜられる。

議員又は代理議員は、その他の場合には、当該議員が犯罪により、明らかに職務にふさわしくないことが示された場合にのみ、職務を免ぜられる。これに関する決定は、裁判所により行われる。

第 12 条

議会が投票者の 6 分の 5 以上の賛成を得た議決により承認した場合を除き、議員としての職務を遂行する者又は遂行した者に対して、当該議員の職務の遂行の際の言論又は行為を理由として訴えを起こしてはならない。こうした承認がない限り、職務の遂行の際の言論又は行為を理由として、前記の者の自由は、剥奪してはならず、国内の自由な移動を妨げてはならない。

その他の場合で議員につき犯罪の疑いがあるときで、かつ、当該議員が当該犯罪を認めているとき若しくは現行犯で逮捕されたとき又は 2 年の禁錮より軽い刑が規定されていない犯罪であるときのみ、拘束、逮捕又は勾留に関する法律を適用しなければならない。

第 13 条

ある議員が議長である期間又は政府に所属している期間、当該議員の議員としての職務は、代理議員によって遂行される。議会は、議員が休暇中である場合に代理議員が当該議員の地位に就かなければならない旨を定めることができる。

第 10 条及び第 12 条第 1 項の規定は、議長及びその職務についても適用される。
議員としての職務を遂行する代理議員については、議員に関する規定が適用される。

付加的規定**第 14 条**

議会の活動に関する付加的規定は、議会法で定める。

第5章 国家元首

第1条

第1章第5条の規定により、王位継承法の規定に従い、スウェーデン王位を継承する者が国の元首となる。

第2条

スウェーデン市民で、かつ、18歳に達している者のみが国家元首としての職務を遂行することができる。国家元首は、同時に大臣であってはならず、議長又は議員としての職務を遂行してはならない。

第3条

国家元首は、総理大臣により国の状況について報告を受けなければならない。必要な場合には、政府は、国家元首の主宰の下、閣議のために集会する。

国家元首が外国に旅行する前に、国家元首は、総理大臣と協議しなければならない。

第4条

国家元首である国王又は女王がその職務を遂行するのに障害がある場合には、障害のない王室の構成員が有効な王位継承順位に従い、臨時の摂政として国家元首の任務を遂行するためにその任に就く。

第5条

王室が断絶した場合には、議会は、当面の間国家元首の任務を遂行しなければならない摂政を選挙する。議会は、同時に副摂政を選挙する。

国家元首である国王又は女王が死亡した場合又は退位した場合で、王位継承者がまだ18歳に達していないときも同様とする。

第6条

国家元首である国王又は女王が連続して6か月の間、その任務を遂行しなかった場合又は遂行できなかった場合には、政府は、議会に報告しなければならない。議会は、国王又は女王が退位したものとみなすべきか否かを議決する。

第7条

第4条又は第5条の規定に従えば、いかなる者も権限をもって職務を遂行することができない場合には、議会は、政府による指名の後、ある者を臨時の摂政として職務を遂行するよう、選挙することができる。

権限を有する他のいかなる者も職務を遂行することができない場合で、議長又は議長に障害があるときは副議長が、政府による指名の後、臨時の摂政として職務を遂行する。

第8条

国家元首である国王又は女王を、その行為を理由として訴追することはできない。摂政を、その国家元首としての行為を理由として訴追することはできない。

第6章 政府

政府の構成

第 1 条

政府は、総理大臣及び他の大臣により構成される。

総理大臣は、第 4 条から第 6 条までの規定に従い選出される。総理大臣は、他の大臣を任命する。

第 2 条

大臣は、スウェーデン市民でなければならない。

大臣は、いかなる雇用もなされてはならない。大臣は、その信用を喪失する可能性のある、いかなる任務も引き受けてはならず、いかなる活動も行ってはならない。

選挙後の総理大臣の表決

第 3 条

新たに選挙された議会は、集会から 2 週間以内に、表決により、総理大臣が議会において十分な支持を得ているか否かに関する問題について審議しなければならない。議員の過半数が反対を表明した場合には、総理大臣は、辞任しなければならない。

総理大臣がすでに辞任している場合には、表決は、実施されない。

政府の形成

第 4 条

総理大臣を選出すべき場合には、議長は、議会内の各会派の代表者を協議のために招集する。議長は、副議長と協議し、その後議会に提案を行う。

議会は、4 日以内に、委員会における事前審査を経ずに、当該提案の審議を表決により行う。議員の過半数が当該提案に反対票を投じた場合には、当該提案は否決される。他の場合には、承認される。

第 5 条

議会が議長の提案を否決した場合には、第 4 条の規定に基づく手続が繰り返されなければならない。議会が 4 回議長の提案を否決した場合には、当該手続が中断され、議会の選挙が実施された後、再開されなければならない。通常選挙が 3 か月以内に実施されない場合には、同期間内に特別選挙を実施しなければならない。

第 6 条

議会が新しい総理大臣に関する提案を承認した場合には、総理大臣は、可能な限り速やかに他の大臣を議会に対し、通知しなければならない。その後、国家元首又は国家元首に障害がある場合には、議長の臨席する特別の閣議の際に、政府の交代が行われる。議長は、常に当該閣議に招かれなければならない。

議長は、議会の名の下に総理大臣の任命文書を発行する。

総理大臣又は他の大臣の罷免

第 7 条

議会が総理大臣又は他の大臣が議会の信任を得ていないと宣言した場合には、議長は、当該大臣を罷免する。ただし、政府が特別の議会の選挙を議決することができ、かつ、不信任の宣言から 1 週間以内に当該選挙を公示する場合には、罷免は行われぬ。

選挙後の総理大臣に関する表決を理由とする総理大臣の罷免については、第 3 条において定める。

第 8 条

大臣は、本人が希望する場合には、総理大臣については議長により、他の大臣については総理大臣により、職を免ぜられる。総理大臣は、他の場合においても大臣を罷免することができる。

第 9 条

総理大臣が辞任した場合又は死亡した場合には、議長が他の大臣を罷免しなければならない。

総理大臣代理

第 10 条

総理大臣は、他の大臣の中から、総理大臣代理の資格で、障害が発生した際に総理大臣のために総理大臣の職務を遂行する者を選出することができる。総理大臣代理が選出されなかった場合又は総理大臣代理に障害があった場合には、最も長い期間大臣を務めている現役の大臣がその者に代わって総理大臣の職務を遂行する。2 人以上の大臣が同期間大臣を務めている場合には、年長の者が代行する。

暫定政府

第 11 条

政府のすべての大臣が辞任した場合には、その職務は、新しい政府が引き継ぐまで継続する。総理大臣以外の大臣が自らの希望により辞任した場合で、総理大臣が職務の継続を望むときは、後任の者が引き継ぐまで当該大臣は、その職務を継続する。

議長の障害

第 12 条

議長に障害が生じた場合には、副議長がこの章の規定に基づき議長が有する職務を代行

する。

第7章 政府の活動

政府官房及びその職務

第1条

政府の事務を準備するため、並びに政府及び大臣を他の活動において補佐するため、政府官房を設置しなければならない。政府官房には、様々な活動部門に関する省庁が所属する。政府は、その事務を省庁ごとに配分する。総理大臣は、大臣の中から省庁の長を選出する。

事務の準備

第2条

政府の事務の準備に際しては、関係する機関から必要な情報及び意見が収集されなければならない。情報及び意見は、必要な範囲内で、コミュニケーションからも収集されなければならない。団体及び個人にも、必要な範囲内で、意見を述べる機会が提供されなければならない。

第3条

政府の事務については、政府により閣議の際に決定する。

ただし、防衛軍内における法令又は特別の政府の決定の執行に該当する政府の事務は、法律に定める範囲内で、総理大臣の監督の下、当該事務が属する省庁の長により決定することができる。

第4条

総理大臣は、他の大臣を閣議に招集し、閣議を主宰する。閣議には、少なくとも5人の大臣が出席しなければならない。

第5条

閣議の際には、省庁の長が当該省庁に属する事務についての報告者となる。ただし、総理大臣は、当該省庁に属する一つの事務又は一連の事務が当該省庁の長とは別の大臣により報告されるよう、指示することができる。

議事録及び反対意見

第6条

閣議に際しては、議事録が作成されなければならない。反対意見は、当該議事録に記録されなければならない。

第7条

法令、議会への提案及び発すべき他の決定は、効力を有するためには、政府の名の下に総理大臣又は他の大臣による署名が行われなければならない。ただし、政府は、命令により、特別の場合に、発すべき決定に対して、公務員が署名することができるようにしなければならない旨の規定を定めることができる。

第8章 法律及び他の法令

第1条

法令は、議会により法律を通じて、政府により命令を通じて制定される。法令は、議会又は政府の授権の後、政府以外の機関又はコミューンにより制定することもできる。

法令の制定に関する授権は、常に法律又は命令によらなければならない。

法律を通じて制定される法令

第2条

次の各号に掲げる事項は、法律により制定されなければならない。

1. 個人の私的地位及びその相互間の私的及び経済的な関係
2. 法令が個人の責任に該当し、又は他の点において、個人の私的若しくは経済的関係への侵害を規定するという条件の下における個人と公的機関との関係
3. コミューン組織及び活動形式の原則、コミューン税の原則並びに他のコミューンの権限及びその責任
4. 宗教的共同体及び宗教的共同体としてのスウェーデン教会のための原則
5. 全国的規模の諮問的国民投票及び基本法問題に関する国民投票の際の手續
6. 欧州議会選挙

この統治法及び他の基本法の他の規定に基づき、ある内容の法令が法律を通じて制定すべきこともある。

政府により制定される法令

第3条

議会は、第2条第1項第2号及び第3号に規定する法令を制定することを政府に授権することができる。ただし、当該法令は、次の各号に掲げる事項を規定してはならない。

1. 罰金以外の犯罪に対する法律効果
2. 物品の輸入関税を除く税
3. 破産又は強制執行

議会は、第1項に規定する授権を含む法律において、当該授権に基づき政府により制定される法令の違反について、罰金以外の犯罪に対する法律効果も規定することができる。

第4条

議会は、義務の履行の際の猶予に関して、第2条第1項第1号から第3号までに規定する法令を制定することを政府に授権することができる。

第5条

議会は、次の各号に掲げる事項について規定する法令を制定することを法律において政府に授権することができる。

1. 当該法律を施行すべき時期
2. 当該法律の一部を施行すべき時期又は失効させるべき時期
3. 他の国又は国際機関との関係における当該法律の適用

第6条

この統治法に基づく授権により、政府が制定した法令は、議会在決定した場合には、審議のために議会に提出される。

第7条

政府は、第3条から第5条までの規定に加え、次の各号に掲げる法令を制定することができる。

1. 法律の執行に関する法令
2. 基本法に基づき、議会により制定すべきものとされていない法令

第1項に規定する法令は、議会又は議会所属機関について規定してはならない。政府は、第1項第2号の規定によりコミューンの税について規定する法令を制定してはならない。

第8条

政府がある一定の問題について法令を制定することができることは、議会在同一の問題について法令を制定することを妨げない。

議会及び政府以外の機関により制定される法令

第9条

議会は、次の各号に掲げる事項について、第2条第1項第2号に規定する法令を制定することをコミューンに授権することができる。

1. 公課
2. コミューン内の交通状況を規制することを目的とした税

第10条

議会は、この章の規定に基づき、ある一定の問題についての法令の制定を政府に授権した場合には、政府が行政機関又はコミューンに当該問題についての法令の制定を授権することを併せて認めることができる。

第11条

政府は、政府の下の機関又は議会所属機関のうちのいずれかに第7条の規定に基づく法令を制定することを授権することができる。ただし、議会所属機関への授権は、議会又は議会所属機関の内部事項を定めてはならない。

第12条

第10条又は第11条の規定に基づく授権により政府の下機関により制定された法令については、政府が決定した場合には、審査のために政府に提出される。

第13条

議会は、法律により国立銀行に対し、第9章に規定する責任分野内で、かつ、安定的で効果的な支払制度を促進する義務に関する問題について、法令を制定することを委任することができる。

議会は、議会又は議会所属機関の内部事項について定める法令を制定することを議会所属機関に授権することができる。

基本法及び議会法の制定

第14条

基本法は、2度の同文の議決により制定される。1回目の議決により、基本法案は、未決の状態承認される。2回目の議決は、1回目の議決の後に全国規模の議会の選挙が実施され、新たに選挙された議会が集会した時よりも前に行われてはならない。さらに、憲法委員会が例外について議決しない限り、最初に議案が本会議に通知された時点と選挙との間には、9か月以上経過しなければならない。この例外の議決は、遅くとも議案の審査までに行わなければならない。この例外の議決は、遅くとも議案の審査までに行わなければならない。この例外の議決は、遅くとも議案の審査までに行わなければならない。この例外の議決は、遅くとも議案の審査までに行わなければならない。

第15条

議会は、最初に承認された基本法案を同時に否決する場合を除き、他の未決の状態にある基本法案に抵触する基本法案を未決の状態承認してはならない。

第16条

10分の1以上の議員の動議が提出され、かつ、3分の1以上の議員が当該動議に賛成票を投じた場合には、未決の状態にある基本法案についての国民投票が実施されなければならない。当該動議は、議会が当該基本法案を未決の状態承認した日から5日以内に提出されなければならない。当該動議は、委員会において審査してはならない。

当該国民投票は、第14条に規定する議会の選挙と同時に実施される。当該国民投票に際しては、議会の選挙の投票権を有する者が未決の状態にある基本法案を承認するか否かを表明することができる。当該基本法案に反対した者が当該基本法案に賛成した者よりも多く、かつ、反対票を投じた者の人数が議会の選挙の際に投じられた有効投票の半数を超えている場合には、当該基本法案は否決される。他の場合には、議会は、最終審査のために当該基本法案を上程する。

第17条

議会法は、第14条第1文から第3文まで及び第15条に規定する方法により制定される。また、議会法は、投票者の4分の3以上かつ議員の過半数が議決に賛成票を投じた場合には、1回の議決のみにより制定することができる。

ただし、議会法における補足規定は、法律一般と同一の方法により制定される。

第 1 項の規定は、第 2 条第 1 項第 4 号に規定する法律の改正にも適用される。

法律の改廃

第 18 条

法律は、法律によらずに改正し、又は廃止してはならない。

基本法又は議会法の改正又は廃止については、第 14 条から第 17 条までの規定が適用される。第 2 条第 1 項第 4 号に規定する法律については、第 17 条第 1 項の規定が適用される。

法令の審署及び公布

第 19 条

議決された法律は、可能な限り速やかに政府により審署されなければならない。ただし、議会又は議会所属機関に関する規定で基本法又は議会法に取り入れられるべきではないものを含む法律は、議会が審署することができる。

法律は、可能な限り速やかに公布しなければならない。法律に別段の定めがない限り、命令についても同様とする。

法制審議会

第 20 条

法案についての意見を表明するために、法制審議会を設置しなければならない。法制審議会には、最高裁判所及び最高行政裁判所の裁判官又は必要な場合には元裁判官が構成員として参加する。法制審議会の構成及び職務に関する詳細は、法律で定める。

第 21 条

法制審議会の意見は、政府により、又は議会法が詳細を定めるところに従い、議会の委員会により徴される。

議会が次の各号に掲げる法律を議決する前に、意見を徴しなければならない。

1. 出版の自由に関する基本法又はラジオ、テレビ及び類似の伝達手段、データベースから行われる公演並びに技術的記録における同様の表現の自由に関する基本法
2. 公文書にアクセスする権利の制限に関する法律
3. 第 2 章第 14 条から第 16 条まで、第 20 条又は第 25 条に規定する法律
4. 個人情報について全部又は一部を自動的に取り扱うことに関する法律
5. コミュニケーションの税に関する法律又はコミュニケーションに対する義務を含む法律
6. 第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する法律又は第 11 章若しくは第 12 章に規定する法律
7. 第 1 号から第 6 号までに掲げる法律を改正し、又は廃止する法律

法制審議会の審議が問題の性質上、意義を喪失する可能性がある場合又は深刻な損害が生じるほど法律制定を遅らせる可能性がある場合には、第2項の規定は適用しない。議会在第2項に規定する事項について法律を制定すべきであると政府が提案する場合で、かつ、それ以前に法制審議会の意見が徴されなかった場合には、政府は、同時にその理由を議会に対し、説明しなければならない。法案について法制審議会の意見が徴されなかったことにより、法律の適用は、妨げられない。

第22条

法制審議会の審議は、次の各号に掲げる事項を対象とする。

1. 法案が基本法及び法秩序とどのような関係にあるのか
2. 法案の規定が相互にどのような関係にあるのか
3. 法案が法秩序の要請とどのような関係にあるのか
4. 定められた目的を法律が満たすものと想定し得る程度に法案が作成されているか否か
5. 適用に際してどのような問題が生じ得るか

第9章 財政権

国家歳入及び歳出に関する議決

第1条

議会は、国税及び国の公課並びに国家予算について議決する。

予算案

第2条

政府は、予算案を議会に提出する。

予算に関する議決

第3条

議会は、来年度の予算又は特別な理由がある場合には、他の予算期の予算について議決する。議会は、その際、国家歳入の見積り及び一定の目的のための歳出額について議決する。

議会は、予算期とは別の期間のために特別の歳出が行われるべきことを議決することができる。

議会は、歳出に関する議決とは別の方法により、国家歳入が一定の目的のために要請されることを決定することができる。

第4条

同一予算期において、議会は、新しい国家歳入の見積り及び新しい歳出又は変更された歳出について議決することができる。

第 5 条

議会在予算期より前に当該予算について議決しなかった場合には、議会は、必要な範囲内で予算が議決されるまでの歳出について議決する。議会は、財務委員会が議会の名の下に、当該議決を行うことを委任することができる。

議会在第 1 項に規定する議決を何らかの目的のため行わなかった場合には、歳出が議決されるまで、議会の別の議決による修正とともに、直近の予算が適用される。

指針の議決

第 6 条

議会は、次期の予算期以降に向けて、国家の活動に対する指針について議決することができる。

歳出及び歳入の利用

第 7 条

歳出及び歳入は、議会の決定とは別の方法により利用してはならない。

国家資産及び国家債務

第 8 条

議会所属機関が特に規定していない限りにおいて、又は法律により特定の行政のために留保されていなかった限りにおいて、政府は、国家資産を管理し、処分する。

政府は、議会在認めた場合を除き、債務を引き受け、又は他の国家の財政上の債務を負ってはならない。

第 9 条

議会在、国家資産の管理及び処分のための原則について議決する。さらに、議会在、何らかの種類の措置が議会在承認なしに講じられてはならないことを議決することができる。

国家年次報告

第 10 条

政府は、予算期の終了後に、議会在に国家年次報告を提出する。

予算に関する付加的規定

第 11 条

予算に関する議会及び政府の権限及び責任に関する付加的規定は、議会法又は特別法で定める。

為替政策

第 12 条

政府は、全般的な為替政策の問題について責任を有する。為替政策に関する他の規定は、法律で定める。

国立銀行

第 13 条

国立銀行は、国の中央銀行であり、議会所属機関である。国立銀行は、通貨政策に責任を有する。いかなる官庁²も、国立銀行が通貨政策に関する問題についてどのように決定すべきかを定めてはならない。

国立銀行は、議会が選挙する 11 人の委員により構成される。国立銀行は、委員により選出される理事会により指揮される。

議会は、委員及び理事会の構成員に責任がないことが認められるべきか否かを審査する。議会在委員に責任がないことを認めなかった場合には、当該委員は、それによりその職務を免ぜられなければならない。委員は、理事会の構成員がその職務を遂行できるとされている要求を満たすことがもはやできなくなった場合又は重大な過失に責任がある場合にのみ、理事会からその構成員を免ずることができる。

委員の選挙並びに国立銀行の運営及び活動についての規定は、法律で定める。

第 14 条

国立銀行のみが紙幣及び硬貨を発行する権利を有する。その他通貨制度及び支払制度に関する規定は、法律で定める。

第 10 章 国際関係

条約を締結する政府の権限

第 1 条

他の国又は国際機関との間の条約は、政府により締結される。

第 2 条

政府は、議会又は外交評議会の協力を要求しない問題に関する条約を締結することを行

² 原語は、myndighet。政府、行政機関及び裁判所を意味する。

政機関に委任することができる。

議会による条約の批准

第3条

国を拘束する条約で、次の各号に掲げるものを政府が締結する前には、議会による批准が必要とされる。

1. 法律が改正され、若しくは廃止されること又は新たな法律が制定されることを前提としている条約
2. その他議会在議決すべき問題に該当する条約

第1項第1号又は第2号に規定する議会の議決が特別の方法に従って行われるべき場合には、条約の批准に際しても同様の方法が採られなければならない。

その他の場合においても、国を拘束する条約が重大な意義を有する場合には、当該条約が締結される前に議会による批准が必要とされる。ただし、国益上必要とされる場合には、政府は、議会による批准を断念することができる。その際、政府は、代替措置として、条約を締結する前に、外交評議会と協議しなければならない。

第4条

第3条に規定する条約で、欧州連合における協力の枠組み内で締結されるものは、当該条約が最終段階のものでない場合であっても、議会がこれを批准することができる。

他の国際的義務及び条約破棄

第5条

第1条から第4条までの規定は、条約以外の国に対する国際的義務及び条約又は国際的義務の破棄にも適用される。

欧州連合の協力の枠内の議決権の委譲

第6条

欧州連合における協力の枠組みの範囲内で、議会は、国家体制の根本に関わらない議決権を委譲することができる。当該委譲は、それが関係する協力の分野における権利及び自由の保護が統治法並びに人権及び基本的自由の保護のための欧州条約による保護に対応していることを前提とする。

議会は、投票者の4分の3以上で、かつ、議員の過半数が賛成票を投じた場合に、当該委譲について議決することができる。この議会の議決は、基本法の制定に適用される方法により行うこともできる。委譲は、第3条の規定に基づく議会による条約の批准の後でなければ議決することができない。

欧州連合の協力の枠外の議決権の委譲

第7条

第6条の規定とは別の場合に、この統治法に直接根拠を有し、法令の規定が定める議決権、国家資産の利用、司法若しくは行政の職務又は条約の締結若しくは破棄は、国が参加する、若しくは参加する予定の平和的協力のための国際機関又は国際的な裁判所に限定された範囲で委譲することができる。

基本法の制定、改正若しくは廃止、議会法若しくは議会選挙法に関する問題又は第2章に規定する自由及び権利の制限に関する問題についての議決権は、第1項の規定に基づき、委譲されてはならない。

議会は、第6条第2項に規定する方法により委譲に関して議決する。

第8条

この統治法に直接根拠を有しない司法又は行政の職務は、第6条の規定とは別の場合に、議会の議決により、他の国、国際機関又は外国の若しくは国際的な組織若しくは団体に委譲することができる。議会は、法律により、政府又は他の機関に対し、特別な場合に当該委譲について決定する権限を付与することができる。

職務が機関の権限行使に関わる場合には、議会は、第6条第2項に規定する方法により、委譲又は権限付与について議決する。

条約の将来の改正

第9条

条約がスウェーデン法として効力を有するべきであると法律において規定される場合には、議会は、国を拘束する将来の条約の改正もスウェーデン法として効力を有するべきであると議決することができる。当該議決は、限定された範囲の将来の改正のみを予定することができる。当該議決は、第6条第2項に規定する方法によりなされる。

欧州連合の協力に関する情報及び協議に対する議会の権限

第10条

政府は、欧州連合における協力の枠組み内で生じていることについて、継続的に情報提供し、議会により選出された機関と協議しなければならない。情報提供の義務及び協議の義務の詳細は、議会法で定める。

外交評議会

第11条

政府は、継続的に外交評議会に国にとって重要性を有する可能性のある外交政策の状況

について報告し、必要な頻度、当該政策について当該評議会と協議しなければならない。重要度の高い外交問題については、政府は、可能な場合には、決定前に当該評議会と協議する。

第 12 条

外交評議会は、議会議長及び議会内部から選挙される他の 9 人の委員により構成される。外交評議会の構成の詳細については、議会法で定める。

外交評議会は、政府の招集により集会する。政府は、5 人以上の委員からある一定の問題について協議するよう要求があった場合には、当該評議会を招集する義務を負う。当該評議会の集会の際の議長は、国家元首であり、国家元首に障害がある場合には、総理大臣である。

外交評議会の委員及び当該評議会と関係を有する他の者は、その者がその権限内で知り得たことについて、第三者に報告する際に、注意しなければならない。議長は、無条件の守秘義務を決定することができる。

国家機関の報告義務

第 13 条

外交問題を所掌する省庁の長は、他の国又は国際機関との関係にとって重要な問題が国家機関の下に生じた場合には、報告を受けなければならない。

国際刑事裁判所

第 14 条

第 2 章第 7 条、第 4 章第 12 条、第 5 章第 8 条、第 11 章第 8 条及び第 13 章第 3 条の規定は、国際刑事裁判所に関するローマ規程又は他の国際的な刑事裁判所との関係を理由とするスウェーデンの義務の履行を妨げない。

第 11 章 司法

裁判所

第 1 条

最高裁判所、高等裁判所及び地区裁判所は、通常の裁判所である。最高行政裁判所、高等行政裁判所及び地方行政裁判所は、通常の行政裁判所である。最高裁判所、最高行政裁判所、高等裁判所及び高等行政裁判所により事案の審理を受ける権利は、法律により制限することができる。

他の裁判所は、法律により設置される。ある一定の場合における裁判所の設置の禁止については、第 2 章第 11 条第 1 項において定める。

最高裁判所及び最高行政裁判所においては、いずれかの裁判所において正規の裁判官である者又は正規の裁判官であった者のみが構成員となることができる。他の裁判所においては、正規の裁判官を置かなければならない。ただし、ある一定の集団又はある一定の事案の審理のために設置された裁判所の場合には、法律により例外を設けることができる。

第2条

裁判所による司法の任務、裁判所の組織の大綱及び裁判手続については、統治法が言及する観点とは別のものから、法律で定める。

司法の自律性

第3条

いかなる官庁も、議会も、裁判所が個別の場合においてどのように判断し、又はその他個別の場合においてどのように法の規定を適用するかについて決定してはならない。また、いかなる他の機関も裁判の任務を個々の裁判官にどのように配分するかを決定してはならない。

第4条

司法の任務は、基本法又は議会法から導かれる範囲を超えて議会により行われてはならない。

第5条

私人間の法的紛争は、法律の規定によらずに、裁判所以外の官庁により、解決されてはならない。

正規の裁判官の任命

第6条

正規の裁判官は、政府が任命する。

任命に際しては、功績及び能力のような客観的理由のみに配慮しなければならない。

正規の裁判官の任命の際の手続の原則に関する規定は、法律で定める。

正規の裁判官の法的地位

第7条

正規の裁判官に任命された者は、次の各号に掲げる場合にのみその職を免ぜられる。

1. 当該裁判官が犯罪又はその職の重大な怠慢若しくは繰り返された怠慢により、その職を保持することが明らかに不適切となった場合
 2. 当該裁判官が該当する年金受給年齢に達した場合又は法律に従い職務遂行能力の永続的な喪失を理由として離職する義務がある場合
- 組織上の理由により必要とされる場合には、正規の裁判官に任命された者を他の同等の

裁判官の職に転任させることができる。

第 8 条

最高裁判所又は最高行政裁判所の裁判官としての職務の遂行の際における犯罪に対する訴追は、最高裁判所により提起される。

最高行政裁判所は、最高裁判所の裁判官がその職を免ぜられるか否か若しくは停職されるか否か又は医学的診察を受診する義務を負うか否かを審査する。そのような訴えが最高行政裁判所の裁判官を対象としている場合には、最高裁判所が審査を行う。

第 1 項及び第 2 項の規定に基づく訴えは、議会オムズマン又は法務長官により提起される。

第 9 条

正規の裁判官が裁判所以外の官庁の決定により職を免ぜられた場合には、当該裁判官は、当該決定が裁判所により審査されることを要求することができる。当該審査の際には、正規の裁判官が裁判所で審理する。正規の裁判官を停職とした決定、医学的診察を受診するよう命じた決定又は服務上の制裁を課した決定についても同様とする。

第 10 条

その他正規の裁判官の法的地位に関する基本的な規定は、法律で定める。

国籍の要求

第 11 条

正規の裁判官は、スウェーデン市民でなければならない。その他、司法の任務を遂行する権限のためのスウェーデン国籍の要求については、法律により、又は法律に定める条件に従ってのみ定められる。

裁判所における他の職

第 12 条

正規の裁判官以外の裁判所の職については、第 12 章第 5 条から第 7 条までの規定が適用される。

再審及び経過した期間回復

第 13 条

裁決された事案の再審及び経過した期間回復は、最高行政裁判所により、又は法律が定める場合で、政府、行政裁判所若しくは行政機関が最終審となっている事案に該当するときは、下級の行政裁判所により許可される。他の場合には、再審及び経過した期間回復は、最高裁判所により、又は法律に定める場合には、行政裁判所以外の裁判所により許可される。

再審及び経過した期間回復の詳細については、法律で定めることができる。

法律の審査

第 14 条

ある規定が基本法又は他の優越する法令と抵触すると裁判所が判断した場合には、当該規定を適用してはならない。法令の制定時に重大な点において、法により定められた手続が配慮されなかった場合も同様とする。

法律に関する第 1 項の規定に基づく審査の際には、議会が国民の第一の代表機関であり、基本法は、法律に優越することに特に留意しなければならない。

第 12 章 行政

国家行政組織

第 1 条

法務長官及び統治法又は他の法律の規定に基づき議会所属機関とされていない国家行政機関は、政府の下に帰属する。

行政の自律性

第 2 条

いかなる官庁も、議会又はコミューンの議決機関も、特定の場合において、行政機関が個人又はコミューンに対する官庁の権限行使又は法律の適用に関わる事案において、どのように決定すべきかを定めてはならない。

第 3 条

行政の事務は、基本法又は議会法から導かれる範囲を超えて議会により行われてはならない。

行政の事務の委任

第 4 条

行政の事務は、コミューンに委任することができる。

行政の事務は、他の法人及び個人に委任することもできる。当該事務が官庁の権限行使を含む場合には、委任は法律によってのみ行うことができる。

国家公務員に関する特別規定

第 5 条

政府の下に所属する行政機関の被用者は、政府又は政府により定められる機関により雇用される。

国家公務員の雇用に関する決定に際しては、功績及び能力のような客観的理由のみに配慮しなければならない。

第 6 条

議会オンブズマン及び会計検査官は、スウェーデン市民でなければならない。法務長官についても同様とする。その他、国家公務員職に就任する資格若しくは国又はコミューンにおいて任務を遂行する資格のためのスウェーデン国籍の要求は、法律又は法律に定める条件に基づいてのみ、規定することができる。

第 7 条

統治法に関わるものとは別の点に関する国家公務員の法的地位に関する基本的な規定は、法律で定める。

免責及び恩赦

第 8 条

法律又は支出予算に関する決定から別段のことが生じない限り、政府は、命令の規定又は政府の決定により制定された規定の例外を設けることができる。

第 9 条

政府は、恩赦により、刑事制裁又は犯罪に対する他の法律効果を免除し、若しくは軽減すること及び個人又は財産を対象とした介入で、機関により決定された他の類似のものを免除し、若しくは軽減することができる。

特別な理由が存在する場合には、政府は、犯罪行為を捜査し、又は訴追する措置がそれ以上行われるべきでないことを決定することができる。

法律の審査

第 10 条

ある規定が基本法又は他の優越する法令に抵触すると公的機関が判断した場合には、当該規定は適用してはならない。法令の制定時に重大な点において、法により定められた手続が配慮されなかった場合にも同様とする。

法律に関する第 1 項の規定に基づく審査の際には、議会が国民の第一の代表機関であり、基本法は、法律に優越することに特に留意しなければならない。

第 13 章 統制権

憲法委員会の審査

第 1 条

憲法委員会は、大臣の職務遂行及び政府の事務の処理を審査しなければならない。当該委員会は、当該審査のために、政府の事務に関する決定についての議事録、当該事務に属する文書及び当該委員会がその審査のために必要であると判断した他の政府の文書を徴することができる。

他の委員会及び各議員は、憲法委員会に対し、書面により大臣の職務遂行及び政府の事務の処理について問題を提起することができる。

第 2 条

理由がある場合には、ただし、1年に1回以上、憲法委員会は、その審査の際に当該委員会が通知する価値があると判断した事項について、議会に報告しなければならない。議会は、その結果として政府に提案を行うことができる。

大臣に対する訴追

第 3 条

大臣である者又は大臣であった者に対しては、大臣の職務の遂行の際の犯罪により、その者がその職務の義務に著しく反した場合にのみ、当該犯罪について裁判を行うことができる。訴追は、憲法委員会により決定され、最高裁判所により審理される。

不信任の表明

第 4 条

議会は、大臣が議会の信任を得ていないことを表明することができる。当該不信任表明に関する動議を審議に付すためには、当該動議は、議員の10分の1以上により提出されなければならない。不信任表明には、議員の過半数がそれに賛成票を投じる必要がある。

不信任表明に関する動議は、通常選挙が実施されてから、又は特別選挙の決定が通知されてから選挙された議会が集会するまでの間に提出された場合には、審議に付されない。第6章第11条の規定に従い、その職を免ぜられた後もその職を保持している大臣に対する動議は、いかなる場合にも審議に付されてはならない。

不信任表明に関する動議は、委員会において審査されてはならない。

大質問及び小質問

第 5 条

議員は、議会法に定める細則に従い、大臣の職務遂行に関する事項について、大臣に対

して、大質問及び小質問³を提出することができる。

議会オンブズマン

第6条

議会は、議会の議決する指示に従い、公的活動における法律及び他の法令の適用に関する監視を行う一又は二以上のオンブズマン（法務オンブズマン）を選挙する。オンブズマンは、当該指示に規定する場合には、訴えを提起することができる。

裁判所及び行政機関並びに国家公務員又はコミューンの公務員は、オンブズマンが要求する情報及び意見を提供しなければならない。オンブズマンの監視下にある他の者も当該義務を有する。オンブズマンは、裁判所及び行政機関の議事録及び文書にアクセスする権利を有する。検察官は、要請に基づき、オンブズマンを援助しなければならない。

オンブズマンに関する詳細は、議会法及び他の法律で定める。

会計検査院

第7条

会計検査院は、国により実施される活動を検査する任務を有する議会所属機関である。会計検査院の検査が国の活動以外のものも対象とし得ることに関する規定は、法律で定める。

第8条

会計検査院は、議会が選挙する3名の会計検査官により運営される。議会は、会計検査官がもはやその任務に該当する要求を満たしていない場合又は重大な過失に責任を負った場合にのみ、その職務を免じることができる。

会計検査官は、法律の規定に配慮し、検査すべき事項を独立して決定する。会計検査官は、検査方法及びその検査結果をそれぞれ独立して決定する。

第9条

会計検査院に関する付加的規定は、議会法及び他の法律で定める。

第14章 コミューン

第1条

コミューンにおける議決権は、選挙された議会により行使される。

第2条

コミューンは、一般的利益を有する地方及び地域の問題をコミューンの自治の原則の下に管理する。これに関する詳細は、法律で定める。同様な原則の下に、コミューンは、法

³ 大質問（interpellation）は、原則として事実に関する情報のみを要求する小質問（fråga）と異なり、政治的な議論を伴う。

律に定める他の事務についても管理する。

第3条

コミューンの自治は、目的に関して必要である範囲を超えて制限してはならない。

第4条

コミューンは、その事務の管理のために税を徴収することができる。

第5条

コミューンに対し、同等な財政的条件に達するために必要な場合には、他のコミューンの事務のための出費を援助することを法律により義務付けることができる。

第6条

国のコミューンへの区分の変更のための原則に関する規定は、法律で定める。

第15章 戦争及び戦争の危険

議会の招集

第1条

国が戦争状態又は戦争の危険に陥った場合には、政府又は議長は、集会するために議会を招集しなければならない。招集を行った者は、議会がストックホルム以外の場所で集会すべきことを決定することができる。

戦争委員会

第2条

国が戦争状態又は戦争の危険にある場合で、状況により必要があるときは、議会内部から選出された戦争委員会が議会を代行しなければならない。

国が戦争状態にある場合には、戦争委員会が議会を代行するという決定は、議会法の細則に基づき、外交評議会の委員により行われる。可能である場合には、決定が行われる前に、総理大臣との協議が行われなければならない。戦争状態により当該評議会の委員が集会することに障害がある場合には、当該決定は、政府により行われる。国が戦争の危険にある場合には、当該決定は、総理大臣を加えた、外交評議会の委員により行われる。当該決定には、総理大臣及び当該評議会の6名の委員が賛成票を投じるが必要とされる。

戦争委員会及び政府は、合意して、又は個別に、議会がその権限を取り戻すべきことを決定することができる。当該決定は、状況が許す限り速やかに行われなければならない。

戦争委員会の構成に関する規定は、議会法で定める。

第3条

戦争委員会が議会を代行している期間は、当該委員会は、議会の権限を行使する。ただし、第11条第1項第1文、第2項又は第4項に規定する決定を行うことはできない。

戦争委員会は、その活動形態を独自に決定する。

組閣及び政府の活動形態

第4条

国が戦争状態にあり、その結果として政府がその任務を遂行できない場合には、議会は政府の形成及び政府の活動形態について議決することができる。

政府の権限

第5条

国が戦争状態にあり、その結果として、議会及び戦争委員会のいずれもその任務を遂行できない場合には、政府は、国を防衛し、戦争を終結させるために必要な範囲内で、当該任務を遂行することができる。

政府は、第1項の規定により、基本法、議会法又は議会選挙法を制定し、改正し、又は廃止してはならない。

第6条

国が戦争状態若しくは戦争の危険にある場合又は国が置かれている戦争状態若しくは戦争の危険により引き起こされた非常事態が存在している場合には、通常であれば基本法に基づき法律で定める一定の問題について、政府は法律の授権に基づき、命令により、法令を制定することができる。防衛の準備の観点から必要である場合には、政府は、他の場合においても、法律により定められた、徴用、徴発又はその種の他の処分が適用を開始し、又は終了しなければならない旨を法律の授権に基づき、命令で定めることができる。

当該授権を含む法律においては、いかなる条件の下で当該授権を利用することができるか厳密に定めなければならない。当該授権により、基本法、議会法又は議会選挙法を制定し、改正し、又は廃止する権限が付与されることはない。

自由及び権利の制限

第7条

国が戦争状態又は差し迫った戦争の危険にある場合には、第2章第22条第1項の規定は適用されてはならない。戦争委員会が他の場合において、議회를代行している場合も同様とする。

政府以外の機関のための権限

第8条

国が戦争状態又は差し迫った戦争の危険にある場合には、政府は、基本法に従い政府により遂行されるべき任務を他の機関が代行して遂行しなければならないことを、議会の授

権に基づき、決定することができる。当該授権は、ある一定の問題についての法律が適用され始めなければならないという決定のみが問題となっているのではない場合には、第 5 条又は第 6 条の規定に基づく権限にまで及んではならない。

占領下の事態

第 9 条

議会又は政府は、被占領地域において決定を行ってはならない。また、当該地域においては、議員又は大臣としての資格において有する権限は行使してはならない。

各公的機関は、被占領地域において、防衛の努力及び抵抗運動並びに市民の保護及びその他スウェーデンの利益一般に資する最善の策を講じるよう行動する。いかなる場合においても、公的機関は、国際法に反して、占領権力を援助するよう国の市民に対して義務を課す決定を行い、又は措置を講じてはならない。

議会又はコミューンの議決権を有する議会のための選挙は、被占領地域で実施されてはならない。

国家元首

第 10 条

国が戦争状態にある場合には、国家元首は、政府に同行しなければならない。国家元首が被占領地域にいる場合又は政府とは別の場所にいる場合には、国家元首は、国家元首としてのその任務の遂行に対する障害があるとみなされる。

議会の選挙

第 11 条

国が戦争状態にある場合には、議会の選挙は、議会の議決の後にのみ実施される。国が戦争の危険にある場合で、通常選挙が実施されるべきときは、議会は、当該選挙を延期する議決を行うことができる。当該議決は、1 年以内に再審議され、その後最長でも 1 年の間隔で再審議されなければならない。この項に規定する議決は、議員の 4 分の 3 以上が賛成票を投じる場合にのみ効力を有する。

国が一部占領されている場合で、選挙が実施されるべきときは、第 3 章の規定の必要とされる改変を議決する。ただし、第 3 章第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条から第 9 条まで及び第 12 条の規定については、例外を設けてはならない。第 3 章第 5 条、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定にいう国とは、選挙が実施されるべき国の部分と読み替えて適用されなければならない。議席の 10 分の 1 以上が調整議席でなければならない。

第 1 項の規定の結果として、定められた期間実施されない通常選挙は、戦争又は戦争の危険が終了した後、可能な限り速やかに実施されなければならない。政府及び議長は、合

意して、又は個別に、このために必要な措置が講じられるよう配慮しなければならない。

この条の規定の結果、通常選挙が通常であれば実施されたであろう時期とは別の時期に実施された場合には、議会は、議会法の規定に従い実施しなければならないその通常選挙の後、4年目又は5年目の年の月に次の通常選挙の時期を設定しなければならない。

コミュニティの議決権

第12条

国が戦争状態若しくは戦争の危険にある場合又は国が置かれている戦争状態若しくは戦争の危険により引き起こされた非常事態が存在している場合には、コミュニティにおける議決権は、法律の定める方法に従って行使される。

国の防衛

第13条

政府は、国に対する武力による攻撃に対抗し、又は国の領域の侵害を回避するために、国際法に従い、国の防衛軍を配備することができる。

政府は、防衛軍に対し、平時又は外国間の戦争時において国の領域の侵害を回避するために、国際法に従い、武力を行使することを指示することができる。

戦争状態の宣言

第14条

国に対する武力による攻撃の際を除き、国が戦争状態にあるという宣言は、議会の承認なしに政府が行ってはならない。

休戦

第15条

休戦に関する条約の遅延が国に対する危機をもたらす場合には、政府は、議会の承認を得ることなしに、かつ、外交評議会と協議することなしに、当該条約を締結することができる。

軍隊の出動

第16条

政府は、議会により承認された国際的義務を履行するために外国にスウェーデンの武装した軍隊を派遣し、又はその他の方法で当該軍隊を出動させることができる。

その他、スウェーデンの武装した軍隊を次の各号に掲げる場合に外国に派遣し、又は出動させることができる。

1. 当該措置のための条件を定める法律により許可されている場合
2. 議会が特に許可した場合

1974 年法令第 152 号

1. この統治法により、従前の統治法は廃止される。ただし、従前の統治法は、以下に規定する例外とともに、新たな統治法の代わりに、議会が最終的に新たな統治法を採択する年が経過するまで適用され、以下に規定する場合には、その後も適用される。

6. 従前の法令又は規定は、この統治法が適用されるならば、実施すべきであった手続に従って成立していない場合であっても、継続して適用される。国王及び議会が共同で、又は議会が単独で決定した授権は、1 に規定する時点の後においても、議会が別に定めるまで利用することができる。

この統治法の第 8 章第 17 条の規定は、国王及び議会による共同の決定又は議会単独の決定により成立した旧法について適用される。

7. 国王陛下⁴又は国王⁵に関する従前の法律又は他の法令における規定は、法令から別段の事が生じない限り、又はその他国王個人、最高裁判所、最高行政裁判所又は高等行政裁判所を意味する状況が明白である場合を除き、政府に対して適用されなければならない。従前の法律又は他の法令によれば、国王及び議会が共同で決定すべき規定は、その代わりに法律により決定されなければならない。

8. 従前の法律又は他の法令において、この統治法の規定により置き換えられた規定が参照され、又はその他定められている場合には、その代わりに新たな規定が適用される。

14. この統治法により、これまで従前の統治法の第 2 条の規定の適用を受けてきたこと⁶は、変更されない。

1976 年法令第 871 号

1. この統治法の改正は、1977 年 1 月 1 日に施行される。

2. 第 2 章第 16 条の規定にかかわらず、性別を理由とする特別な取扱いを内容とする従前の規定は、当面の間適用される。当該規定は、継続して特別な取扱いを内容とするものであっても改正することができる。

3. 1998 年法令第 1700 号により廃止

4. 第 2 章第 1 条第 3 号及び第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、映画及びビデオは、上映

⁴ 原語では、Konungen。国王個人を指す場合と国家機関としての国王を指す場合がある。訳注 5 参照。

⁵ 原語では、Kunl. Maj:t。Kunglig Majestät の略。国家機関としての国王、すなわち、国務院（政府）における国王、裁判所における国王、最高行政裁判所における国王を意味する。旧統治法においては、行政権は国王に帰属し、最高裁判所及び最高行政裁判所は、国王の名において裁判を行っていた。

⁶ 国王は、福音派の信仰を有しなければならないとする規定。

の前に事前に許可を得ていない限り、上映してはならない旨を法律により規定することができる。さらに、データベースからの動画の公開は、公開の前に事前に許可を得ていない限り実施することができない旨を法律により規定することができる。

5. 新たな法文による統治法が適用されるならば、実施すべきであった手続に従って成立していない場合であっても、従前の法令又は規定は、継続して適用される。

1979 年法令第 933 号

1. この統治法の改正は、1980 年 1 月 1 日に施行される。
2. 第 2 章第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、租税又は公課に関する従前の規定は、適用されなければならない。

2010 年法令第 1408 号

1. この法律は、2011 年 1 月 1 日に施行される。
2. 最長でも 2015 年 12 月 31 日までの間、個人的不可侵性の重大な侵害を内容とする従前の規定は、第 2 章第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、その効力を保つ。そのような規定は、改正後も当該侵害が存続する場合であっても、その時期まで改正することができる。
3. 第 2 章第 12 条の規定にかかわらず、性的志向を理由とする特別な取扱いを内容する従前の規定は、当面の間効力を保つ。改正後も当該取扱いが存続する場合であっても、改正することができる。
4. 第 11 章第 3 条の規定にかかわらず、裁判の任務の裁判官への配分に関する従前の規定は、当面の間効力を保つ。
5. 新たな法文による統治法が適用されるならば、実施すべきであった手続に従って成立していない場合であっても、従前の法令及び授權が適用され続ける。
6. 法律又は他の法令が新たな法文による統治法の規定により代替された規定を指示している場合には、代わりに新しい規定を適用する。

王位継承法（1810年法令第962号）

Successionsordning(1810:0962)

神の恩寵により、スウェーデン、ゴート人及びヴェンド人等の王、ノルウェーの相続人、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、シュトルマルン及びディートマルシェンの公爵並びにオルデンブルク及びデルメンホルスト等の伯爵たる朕、カールは、次のとおり周知する。高貴な生まれの君侯、スウェーデンの選出された皇太子、ヨハン・バプティスト・ユリウス皇太子の男子の直系血族相続人がスウェーデン王位に対する権利を有するものとし、スウェーデン王国の統治を担うものとする。と定めた王位継承法を王国の身分制代表会議が満場一致で採択し、確定した後並びにこの基本法を朕による慈悲深き同意に委ねた後、朕は、統治法第85条の規定により朕に帰属する権利に基づき、王国の身分制代表会議により承認された王位継承法を一語一語正確に次のとおり、採択し、同意し、確定する。

王位継承法、それによれば、高貴な生まれの君侯、スウェーデンの選出された皇太子、ポンテコルヴォのヨハン・バプティスト・ユリウス皇太子の男子の直系血族相続人がスウェーデン王位に対する権利を有するものとし、スウェーデンの統治を担うものとする。国王及び王国の身分制代表会議により、1810年9月26日、エーレブリーの臨時議会において制定され、確定された。

今ここエーレブリーにおいて、臨時議会の総会に集会し、下記のとおり署名した、我々、スウェーデンの諸身分、伯爵、男爵、主教、騎士及び貴族、聖職者、市民並びに農民は、次のとおり周知する。高貴な生まれの君侯、スウェーデンの選出された皇太子、カール・アウグスト皇太子殿下が男子の直系血族相続人なしに逝去され、1810年8月21日に作成された合意及び選挙文書によっても、我々が高貴な生まれの君侯、ポンテコルヴォのヨハン・バプティスト・ユリウス皇太子を、前記の選挙文書及び我々の要請に基づいて定められた同君侯の宣言書が認め、かつ、その内容とする条件の下で、我々の非常に慈悲深き国王及び主人である、カール13世今上陛下の崩御（至高なる神がそれを長きにわたり遅らせ給わんことを）の後、スウェーデン及びスウェーデンの属領の統治における同陛下の後継者となり、スウェーデンの王冠を戴き、歓呼され、王国を統治するよう、スウェーデンの皇太子に選出したため、我々は、ポンテコルヴォの君侯、ヨハン・バプティスト・ユリウス殿下の嫡出の男子の直系血族相続人のために、下記に明確に定める方法及び要件に従い、スウェーデンの王位及び統治の継承のための、この規則を制定し、確定することを望んだ。

第1条

スウェーデン王位の継承権は、ヨハン・バプティスト・ユリウス皇太子、後のカール14世ヨハン国王の直系の子孫であるカール16世グスタフ国王を継承する男子及び女子に帰属する。その際、年長の兄弟姉妹及びその継承者は、年少の兄弟姉妹及びその継承者に優先する。

第2条

この王位継承法における国王に関する規定は、女王が国家元首である場合には、女王に適用する。

第3条 削除**第4条**

不変のアウグスブルク信仰告白及び 1593 年のウプサラ会議の決定で採択され、宣言されたように、国王は、常に純粋な福音派の信仰を有していなければならないという 1809 年の統治法第 2 条の規定に従い、王室の王子及び王女もまた、同一の信仰の下、国内において養育されなければならない。同一の宗派を信仰しない王室の構成員は、継承権から排除される。

第5条

王室の王子及び王女は、国王の提案に基づく政府の承認がない限り、結婚してはならない。当該承認なしに結婚した場合には、当該王子又は王女は、自ら、自らの子及び子孫の王位継承権を喪失する。

第6条 削除**第7条**

王位継承者は、国王の関知しないうちに、その承認を得ずに、国外旅行を開始してはならない。

第8条

スウェーデン王室の王子及び王女は、国王及び議会の同意なく、選挙、世襲又は婚姻のいずれかによるものであっても、外国の君主となってはならない。外国の君主となった場合には、王子又は王女及びその子孫は、スウェーデンの王位の継承権を喪失する。

第9条 削除

我々がこのすべての規定をこのとおり望み、かつ、決定したことを確認するために、キリスト生誕後 1810 年 9 月 26 日、エーレブルーにおいて、我々スウェーデンのすべての諸身分は、ここに署名し、封印した。

騎士及び貴族の名の下に¹

クラエス・フレミング

(封印)

聖職者階級の名の下に

JAC. AX. リンドブルム

(封印)

市民階級の名の下に

¹ 出典としたテキストには、これらの署名の部分が欠けているが、他のテキストには収録されているケースがあることにかんがみ、補って訳すこととした。

J. ヴェーゲリン

(封印)

農民階級の名の下に

ラーシュ・オルソン

(封印)

朕は、ここに規定するすべてのことを自ら不磨の基本法として受け入れるようにするだけでなく、忠誠、忠実さ及び従順さを以て朕及び朕の継承者並びに王国に結び付けられているすべての者がこの王位継承法を承認し、注視し、遵守し、同法に従うべきことをも命令し、慈悲深く指示する。確認のため、我が主にして救世主たるイエス・キリストの生誕後 1810 年 9 月 26 日に、朕は、これに自らの手により署名し、これを確定し、次のとおり、ここに御璽を押印した。

カール²

(御璽)

² 注 1 に同じ。

出版の自由に関する法律（1949年法令第105号）

Tryckfrihetsförordning(1949:105)

第1章 出版の自由

第1条

出版の自由とは、いかなる官庁¹又は他の公的機関による事前の妨害もなく、文書を発行し、発行後は、正規の裁判所の下でのみその内容につき裁判が行われ、明確な法律で、一般公衆への情報を抑制せずに公共の静穏を守るために制定されたものの違反を当該文書が含む場合以外には、刑罰を受けることのない、すべてのスウェーデン市民の権利である。

第1項に規定する一般的な出版の自由に関する原則に従い、かつ、自由な意見の交換及び多様な情報を確保するために、すべてのスウェーデン市民は、この法律において個人の権利及び公共の安全の保護のために制定された規定を遵守しつつ、印刷文書において、自らの考え及び意見を明らかにし、公文書を公表し、あらゆる分野の情報及び知識を伝達する自由を有しなければならない。

すべての人は、この法律に別段の定めがある場合を除き、すべての場合において、印刷文書により発表するために、著者若しくは文書の中の制作物の創作者とみなすことのできる他の者に対し、文書の発行者に対し、当該文書について特別な編集事務所が存在する場合には、当該編集事務所に対し、又は専門的にニュース若しくは他の通信を定期刊行物に仲介する企業に対し、あらゆる分野の情報及び知識を伝達する自由を有するものとする。

さらに、この法律に別段の定めがある場合を除き、文書において発表するため及び前項に規定する通信を提供するために、あらゆる分野の情報及び知識を取得する権利を有するものとする。

第2条

文書の出版前のいかなる検閲又はいかなる出版の禁止も存在してはならない。

官庁又は他の公的機関は、文書の内容を理由として、この法律の規定に基づかない措置により、当該文書の出版若しくは発行又は一般公衆への頒布を阻止することも許されない。

第3条

出版の自由の濫用又はそれへの協力に対しては、この法律が定めるものとは別の条件又は別の場合において、いかなる者も訴追され、刑事責任又は損害賠償責任を負わされてはならず、当該文書が没収され、又は押収されてはならない。

第4条

出版の自由の濫用に関する判決を任務とする者又はこの法律の遵守の監視を任務とする者はすべて、その際、出版の自由が自由な社会体制の基礎をなすことに常に配慮し、表現の違法性よりも主題及び思想の違法性に、制作方法よりも目的に注意を払わなければならない。

¹ 統治法の翻訳の注2参照。

らず、疑わしい場合には、有罪よりも無罪を選択しなければならない。

この法律に基づき出版の自由の濫用に結び付けられている制裁の決定に際して、伝達された情報の訂正が必要な場合には、特に、当該訂正が適切な方法により一般公衆に知らされたか否かに注意しなければならない。

第5条

この法律は、印刷機において制作された文書について適用される。この法律は、次の各号に掲げる場合には、謄写版、写真複写又は他の類似の技術的処理により複製された文書についても適用される。

1. 発行証明書が当該文書について有効である場合
2. 当該文書が複製されたものであることを示す表示並びにそれに関連して誰が当該文書を複製したかに関する明確な情報並びに複製の場所及び年に関する明確な情報を備えている場合

印刷機において制作された文書又は出版を対象とするこの法律の規定は、別段の定めがない限り、第1項の規定に基づき、この法律が適用される他の文書又は当該文書の複製物にも準用されなければならない。

図画は、文字を伴わない場合であっても、文書とみなされる。

第6条

印刷文書は、文書とみなされるためには、発行されなければならない。文書は、スウェーデンにおいて販売のため又は他の方法による頒布のため提供されたときに発行されたとみなされる。ただし、すべての人に対しては入手可能でない官庁の出版物については、この限りでない。

第7条

定期刊行物とは、新聞、雑誌又は他の印刷文書で、発行計画に基づき、一定のタイトルの下に年に4回以上別々の時期に現れる号若しくは分冊により発行することを意図しているもの並びに当該文書に付属するポスター及び付録をいう。当該文書について、発行証明書が交付された後、当該文書は、当該証明書が取り消され、又は無効と宣言されたときまで、定期刊行物とみなされなければならない。

定期刊行物の所有者が当該定期刊行物の内容又はその一部を表現の自由に関する基本法に定める電波による番組又は技術的記録において頒布する場合又は頒布させる場合には、第1章から第14章までの規定の適用については、当該番組又は当該記録は、そのような形式により頒布された版が当該定期刊行物の内容を変更せずに複製し、当該内容がどのように利用に供されたかを示している限り、当該定期刊行物の付録に相当するものとみなされなければならない。当該番組を録音し、技術的記録を保存し、これらを利用できる状態にする特別の義務について、法律で定めることができる。放送の権利に関する規定は、表現の自由に関する基本法第3章において定める。

第8条

文学作品若しくは芸術作品の創作者又は写真の制作者の権利、著作隣接権及び文学作品若しくは芸術作品をその文化的価値を侵害するような方法で複製することの禁止に関して

は、法律の定めが適用される。

第9条

この法律の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項について規定する法律の定めが適用される。

1. 商業広告がアルコール飲料又はたばこ製品の売買の際に利用される限りにおいて、当該広告の禁止
2. たばこ製品に使用される商品の標章又は商標に関する現行の法令の規定に基づきたばこ製品のために登録され、若しくは慣習上確立された商品の標章が商業広告に存在する場合には、たばこ製品以外の製品及びサービスの売買の際に利用される当該広告の禁止
3. 欧州共同体への加盟により生じる義務に基づき、健康又は環境の保護のために通知された商業広告の禁止
4. 個人の個人的不可侵性を不当に侵害し、又は不正確な情報若しくは誤解を招く情報内容とする信用情報を専門的な信用情報活動において公表することの禁止、当該公表を理由とする損害賠償義務及び不正確な情報又は誤解を招く情報の訂正
5. 情報又は知識が取得された方法に関する刑事責任及び損害賠償義務

第10条

この法律は、思春期の発達下にある者又は18歳未満の者の猥褻な図画については、適用されない。

第2章 公文書の公開

第1条

自由な意見交換及びあらゆる方面の情報の促進のため、すべてのスウェーデン市民は、公文書にアクセスする権利を有する。

第2条

公文書にアクセスする権利は、次の各号に掲げる観点から要求される場合にのみ制限することができる。

1. 国の安全又は国と外国若しくは国際機関との関係
2. 国の中心的な財政政策、通貨政策又は為替政策
3. 検査、統制又は他の監督に関する官庁の活動
4. 犯罪を予防し、又は摘発する利益
5. 公共の経済的利益
6. 個人の私的又は経済的状況のための保護
7. 動物又は植物を保護する利益

公文書にアクセスする権利の制限は、特別法における規定において、適当と認められる場合には、当該特別法が言及する他の法律における規定において、詳細に規定しなければならない。ただし、当該規定における授權の後、政府は、命令により当該規定の適用に関

する詳細を定めることができる。

第2項の規定にかかわらず、第2項にいう規定において、議会又は政府には、状況に従い、ある一定の文書を提供することを認める権限を付与することができる。

第3条

この章にいう文書とは、文字又は図画による制作物及び技術的補助手段によつてのみ、読み、聞き、又は他の方法で理解することのできる記録をいう。文書は、官庁の下に保管される場合及び第6条又は第7条の規定に基づき、官庁により受理され、又は官庁の下で作成されたとみなされる場合には、公的なものである。

第1項に規定する記録は、当該記録を読み、聞き、又は他の方法で理解することができる形式で伝達するために官庁自らが利用する技術的補助手段により、官庁が当該記録にアクセスできるようになっている場合には、官庁の下に保管されているとみなされる。ただし、自動的な処理のための記録からの情報の編集物は、日常的手段により当該編集物にアクセスできるようになっている場合にのみ、官庁の下に保管されているとみなされる。

ただし、自動的な処理のための記録からの情報の編集物は、当該編集物が個人情報を含んでおり、官庁には、法律又は命令に基づき、当該編集物にアクセスできるようにする権限がない場合には、官庁の下に保管されているとみなされない。個人情報とは、直接的又は間接的に自然人に関わる、あらゆる種類の情報をいう。

第4条

官庁に職を有する者に個人的に宛てられた信書又は他の通信は、それが官庁の所掌する事務又は他の問題に関わるものであり、かつ、別の職の保持者としての受信者に向けられたものでない場合には、公文書とみなす。

第5条

この章においては、議会及び地方議会を官庁と同様とみなす。

第6条

文書は、官庁に到達したときに、又は権限を有する職員の下に届いたときに、受理されたものとみなされる。第3条第1項に規定する記録については、その代わりに、第3条第2項に規定する方法により、他の者が官庁に対し、アクセスできるようにしたときに、受理されたものとみなされる。

競争入札、請負見積書又は他の文書で、公告に基づき、封印された封筒で手渡されるべきであるとされたものは、開封のために定められた時点の前は、受理されたものとみなされない。

官庁が利用に供した文書の技術的処理又は技術的蓄積の一環としてとられた措置は、文書が官庁において受理された状態に至るものとみなされない。

第7条

文書は、発送されたとき、官庁により作成されたとみなされる。発送されなかった文書は、当該文書に関連する事務が官庁の下で処理済みとなったときに、又は当該文書がある一定の事務に関連していない場合には、官庁により検認されたときに、若しくは別の方法により完成したときに、作成されたものとみなす。

第1項の規定の代わりに、次の各号に掲げる文書は、次の各号に掲げるときに、作成されたものとみなされる。

1. 日誌、台帳又は継続的に記録される登録簿又は目録については、それらが記載又は記入のために完成したとき
2. 関係する規定に基づき、宣告され、又は発送されなければならない判決及び他の決定並びに当該決定に関する審議録及び他の文書については、当該決定が宣告されたとき又は当該決定が発送されたとき
3. 官庁の他の審議録及びそれと同等な記録については、それらが官庁により検認されたとき又は他の方法により完成したときとするが、ただし、議会の委員会、コミューンの会計検査院若しくは国の調査委員会の審議録又は地方の官庁が決定のために準備している事務に関する当該官庁の審議録は除く。

第8条

ある官署又は類似の官庁組織の所属機関又は関連機関が同一の官庁組織内の他の機関に文書を送付した場合又は当該送付のために文書を準備した場合には、それらの機関が互いに独立した関係にあるときを除き、当該文書は、受理又は作成されたものとはみなされない。

第9条

官庁により受理された覚書で、発送されていないものは、それが保管のために管理される場合を除き、第7条の規定に基づき、作成されたとみなされた時点以後であっても、官庁の下で公文書であるとみなされなければならない。覚書とは、事務の報告又は準備のためにのみ作成される備忘録及び他の記述又は記録をいうが、当該事務に事実の情報を提供する部分は該当しない。

官庁の決定の下書き若しくは草稿又は通知及び発送されなかった他の同種の文書は、それが保管のために管理されない場合には、公文書とはみなされない。

第10条

技術的処理又は技術的蓄積の一環としてのみ、当該官庁が他の官庁のために保管している文書は、当該官庁の下で公文書とはみなされない。

自動化された情報の処理のための官庁の通常システムで失われた情報を回復すること（予備のための複製）のみを目的として官庁が保管している文書は、公文書とはみなされない。

第11条

次の各号に掲げるものは、公文書とはみなされない。

1. 信書、電信又は他の文書で、官庁の下で通信の送信のためにのみ送付され、又は作成されたもの
2. 通信又は他の文書で、官庁により発行された定期刊行物において発表することのみを目的として、官庁の下で送付されたもの又は作成されたもの
3. 印刷文書、音声記録若しくは画像記録若しくは他の文書で、図書館が所蔵するもの若しくは専ら保存及び保管若しくは研究及び学術目的のために個人が公共の文書館に提

供したものの又は専ら前記の目的のために官庁に譲渡された私信、文書若しくは記録

4. 元の文書が公文書とみなすべきでないものであり、官庁の下に保存されている、第3号に規定する文書の中の内容の記録

図書館が所蔵する文書に関する第1項第3号の規定は、当該官庁が他の官庁との契約により、アクセスすることのできるデータベースからの記録で、当該官庁の下で公文書として取り扱われているものには適用しない。

第12条

提供することのできる公文書は、申請に基づき、直ちに又は可能な限り速やかにその場で、閲覧を望む者に対して、当該文書を読み、聞き、又は別の方法により理解できるように、手数料なしで公開しなければならない。文書は、複写し、複製し、又は音声により放送することもできる。文書のうち提供してはならない一部を開示せずには当該文書を公開できない場合には、残りの部分を複写又は複製により、請求者にアクセスできるようにしなければならない。

重大な障害がある場合には、官庁は、文書をその場で公開する義務を負わない。第3条第1項に規定する記録についても、請求者が著しい困難を伴わずに近隣の官庁で閲覧することができる場合には、同様の義務を負わない。

第13条

公文書の閲覧を望む者は、所定の手料を支払うことにより、当該文書の提供することのできる部分についてその複写又は複製を受け取る権利を有する。官庁は、法律が求めるものよりも広い範囲について印字とは別の形態で自動化された処理のための記録を提供する義務を負わない。官庁は、地図、図面、図画又は第1文に規定する記録以外の第3条第1項に規定する記録について、複製することが困難であり、これらの文書がその場で公開できるものである場合には、その複製を制作する義務を負わない。

公文書の複写又は複製の請求は、遅滞なく処理されなければならない。

第14条

公文書の閲覧の請求は、当該文書を保管する官庁に対してなされる。

当該請求は、第1項に規定する官庁により審査される。ただし、特別な理由により必要とされる場合には、第2条第2項にいう規定において、当該規定の適用に際する審査が他の官庁により行われなければならない旨を規定することができる。国の安全に重大な意味を有する文書については、特定の官庁のみが提供について審査できる旨を命令で定めることもできる。その場合には、提供に関する請求は、所管の官庁に直ちに照会されなければならない。

官庁は、公文書の閲覧を請求したことを理由に、官庁が当該公文書を提供することに対し障害が存在するかどうかを審査するために必要な範囲を超えて、請求者が誰であるか又はいかなる目的で請求を行ったかを調査してはならない。

第15条

議会又は政府以外の機関が、文書の閲覧の請求を拒否する場合又はその内容を明らかにし、若しくは利用する請求者の権利を制限するような留保を付して公文書を提供する場合

には、当該請求者は、その決定に対して異議を申し立てることができる。大臣の決定に対する異議申立ては、政府に対し、他の官庁の決定に対する異議申立ては、裁判所に対して行われなければならない。

第2条にいう法律において、第1項に規定する異議申立ての手續の詳細について定めなければならない。当該異議申立ては、常に遅滞なく審査されなければならない。

議会所属機関の決定に対し、異議を申し立てる権利については、特別に定める。

第16条

公文書の提供の障害に関する記載は、第2条第2項にいう規定が対象とする文書についてのみ行われる。その記載においては、適用される規定を示さなければならない。

第17条

民間の機関により引き受けられるべき公文書で、官庁の活動に関連するものは、当該機関がその活動において当該文書を必要としている場合には、当該文書が公文書の性格を失うことがないことを条件として、保存のために当該機関に譲渡することができる旨を政府又は地方議会が決定することができる旨を法律で定めることができる。当該機関は、譲渡された文書について、第12条から第16条までの規定の適用に際して、官庁と同等とみなされなければならない。

公文書は、当該文書が公文書の性格を失うことがないことを条件として、スウェーデン教会又はその組織の一部に保存のために譲渡することができる旨を政府が決定できる旨を法律で規定することができる。1999年12月31日までに次の各号に掲げる機関により受理され、作成された文書についても同様とする。

1. 廃止された官庁で、スウェーデン教会の活動に関連する情報を有していたもの
2. スウェーデン教会の議決機関

第12条から第16条までの規定の適用に際しては、譲渡された文書についてスウェーデン教会及びその組織の一部は、官庁と同等とみなされる。

第18条

公文書の保存の方法並びに公文書の選別及び他の処理に関する基本的な規定は、法律で定める。

第3章 匿名の権利

第1条

印刷文書の著者は、その氏名若しくは仮名又は筆名を当該文書に明示する義務を負わない。第1章第1条第3項の規定に基づき通信を仲介した者についても第1文の規定が準用され、定期行物ではない印刷文書の発行者についても同様とする。

第2条

出版の自由に関する犯罪についての訴訟においては、誰が著者であるか若しくは第1章第1条第3項の規定に基づき、通信を仲介したかについて、又は誰が定期行物ではない印刷文書の発行者であるかについて、問題を提起してはならない。ただし、定期行物で

はない印刷文書について、著者又は発行者が、周知の事実によれば、特定の人物を指示する氏名若しくは仮名又は筆名を当該文書に記している場合又は書面による宣言で自らが著者又は発行者であることを認めている場合若しくは裁判所に対し、訴訟において自らの意思により認めている場合には、当該人が責任を有するか否かの問題は、訴訟において取り扱うことができる。

第7章第3条の規定に基づく犯罪に関し、誰が責任を有するかという問題は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する訴訟と同一の裁判手続において提起されなければならない。

第3条

印刷文書の作成若しくは発行又は印刷された文書に挿入することを意図した制作に携わった者及び印刷文書の発行を目的とする企業又はニュース若しくは定期刊行物への他の通信の専門的な仲介を目的とする企業の内部で活動していた者は、誰が著者であるか若しくは誰が第1章第1条第3項の規定に基づき、通信を仲介した者であるか又は誰が定期刊行物ではない文書の発行者であるかについて、その際知り得たことを明かしてはならない。

第1項の規定に基づく守秘義務は、次の各号に掲げる場合には適用しない。

1. 守秘義務が及ぶ者が自らの身元が明かされることに同意していた場合
2. 第2条第1項の規定に基づき、身元の問題を提起することができる場合
3. 第7章第3条第1項第1号に掲げる犯罪が明らかになった場合
4. 第7章第2条又は第3条第1項第2号若しくは第3号の規定に基づく犯罪につき、裁判所が、当該犯罪を理由として告訴された者又は嫌疑をかけられている者が通信を提供したか否か又はその制作に協力したか否かに関する情報が裁判の際に提供されることが必要であると判断する場合
5. その他の場合で、証人尋問又は真実保証を行った当事者の尋問の際に、身元に関する情報が提供されることが裁判所が公共の利益又は個別的な利益の観点から相当に重要であると判断する場合

第2項第4号又は第5号に規定する尋問の際に、個々の場合に認められている範囲を超えて守秘義務が侵害される可能性がある問題が提起されないよう、裁判所は、細心の注意を払わなければならない。

第4条

官庁又は他の公的機関は、印刷された文書に挿入された若しくは挿入することを意図した制作物の著者、当該文書における制作物を発行した者若しくは発行を意図した者又は第1章第1条第3項の規定に基づき通信を仲介した者を、これらの者に対する、この法律に違反しない告訴又は介入のために必要とされる範囲を超えて調査してはならない。調査が許される場合には、第3条に規定する守秘義務に配慮しなければならない。

さらに、官庁又は他の公的機関は、印刷文書において出版の自由を行使し、又はその行使に協力したことを理由として介入してはならない。

第5条

故意又は過失により、著者の意思に反して、若しくは第1条に規定する場合には、発行者若しくは伝達者の意思に反して、印刷文書にそれらの者の氏名、仮名若しくは筆名を記した者又は第3条の規定に基づく守秘義務を遵守しなかった者は、罰金又は1年以下の禁錮に処する。故意又は過失により、当該文書に、著者、発行者又は通信提供者を装って、実際の著者、発行者又は通信提供者とは別の人物の氏名、仮名又は筆名を記す者についても同一の刑が科される。

第4条第1項第1文の規定に違反する調査については、当該調査が故意に行われた場合には、罰金又は1年以下の禁錮に処する。

第4条第2項の規定に違反した故意の介入については、その措置が解雇、契約の解約、懲戒罰の通告又は類似の措置に該当する場合には、罰金又は1年以下の禁錮に処する。

第1項に規定する犯罪に対する公訴は、被害者が告訴したときにのみ提起することができる。

第6条

この章においては、印刷文書に挿入された又は挿入されることを意図した制作の創作者とみなされるものは、著者と同等とみなされる。

第4章 印刷文書の制作

第1条

すべてのスウェーデン市民又はスウェーデンの法人は、独自に又は他の者の助力を得て印刷機により、印刷物を制作する権利を有する。

第2条

国内において、印刷機により制作された文書又は謄写版、写真複写又は他の類似の技術的処理により複製された文書で、発行証明書が有効であるものは、それが国内で発行することを意図し、画像印刷又は端物印刷に関連するものでない場合には、誰が印刷したか又は誰が当該文書を複製したか並びに複製の場所及び年についての明確な情報を含んでいなければならない。

謄写版、写真複写又は他の類似の技術的処理により複製された文書で、発行証明書が有効でないものへの第1条に規定する情報の記載については、第1章第5条第1項に定める。

第3条

この法律にいう画像印刷又は端物印刷とは、本文又はその他制作されたものの観点から、出版の自由の濫用が排除されたとみなされることができるという条件の下に、絵葉書及び絵のアルバム、名刺及びビラ、送り状、ラベル、書式、広告及び包装紙並びに他の商業用印刷物並びに他の類似の印刷物をいう。

第4条

検査のために印刷文書の見本を保存し、文書の見本を図書館又は文書館に提出する義務については法律で定める。

第5条

文書を制作し、その際、第 2 条第 1 項に違反した者は、罰金又は 1 年以下の禁錮に処する。

第 6 条 1976 年法令第 955 号により第 4 条となる。

第 7 条 1976 年法令第 955 号により削除

第 8 条 1976 年法令第 955 号により第 5 条となる。

第 9 条 1976 年法令第 955 号により第 3 条となる。

第 5 章 定期刊行物の発行

第 1 条

定期刊行物の所有者は、スウェーデン市民又はスウェーデンの法人でなければならない。外国人又は外国の法人も定期刊行物の所有者となることができる旨を法律で定めることができる。

第 2 条

定期刊行物には、発行責任者が存在しなければならない。

発行責任者は、スウェーデン市民でなければならない。外国人も発行責任者となることができる旨を法律で定めることができる。

発行責任者は、国内に住所を有していなければならない。未成年者、破産者又は法律の特別な規定に基づき、後見人を有する者は、発行責任者となることができない。

第 3 条

定期刊行物の発行責任者は、その所有者により選任される。

発行責任者としての任務は、当該定期刊行物の発行を監督する権限及び当該定期刊行物の内容が発行責任者の意思に反しないようにその内容を確定する権限を含んでいなければならない。発行責任者に帰属する権限の制限は、無効である。

第 4 条

発行責任者が選任された場合には、所有者は、法律に規定する官庁にそのことを届け出る義務を負う。届出は、発行責任者の氏名及び住所を内容としなければならない。届出には、定められた資格要件を満たしているという証明及び発行責任者としての任務を引き受けることについての発行責任者の意思表示を添付しなければならない。

第 5 条

この法律に規定する発行に対する障害が存在しないことに関する証明書が発行されていない間は、定期刊行物を発行することはできない。発行証明書は、当該定期刊行物の所有者の申請に基づき、第 4 条に規定する官庁により交付される。申請書には、当該定期刊行物のタイトル、発行地及び発行計画を記載しなければならない。

発行証明書は、第 4 条に規定する発行責任者に関する届出がなされるまでは、発行してはならない。

発行証明書が存在している他の定期刊行物のタイトルに類似するタイトルであり、混乱が生じる可能性が高い場合には、発行証明書の申請は、却下することができる。

発行証明書は、発行の日から 10 年間効力を有する。当該証明書は、それ以後、失効する。10 年の満了により、当該証明書は、失効したとみなすべきであるという決定は、第 4 条に規定する官庁が通知する。

当該証明書は、定期刊行物の所有者の申請により、先の 10 年の期間の満了後、毎回 10 年の期間で更新することができる。更新の申請は、早くとも期間の満了の 1 年前、遅くとも期間の満了の日に行わなければならない。発行証明書の更新の申請に関するその他の点については、最初の申請に関する規定と同一の規定が適用される。

更新の申請が適時に行われた場合には、第 4 項及び第 5 項の規定にかかわらず、申請に際する決定が法律の効力を獲得したときまで、当該証明書は、効力を有し続ける。

第 6 条

発行された発行証明書は、次の各号に掲げる場合には、取り消すことができる。

1. 所有者が定期刊行物の発行の停止を届け出た場合
2. 定期刊行物の所有権が定められた資格要件を満たさない者に譲渡された場合
3. 発行責任者が存在しない場合又は発行責任者が定められた資格要件を満たしていない場合で、かつ、資格を有する発行責任者が直ちに選任されない場合
4. 発行証明書が発行されたにもかかわらず、その後 6 か月以内に定期刊行物が刊行されなかった場合
5. 証明書の対象となる定期刊行物が直近の 2 歴年のうち、いずれかにおいて、特定の時期に 4 号又は 4 分冊以上刊行されなかった場合

6. 定期刊行物が最初に刊行されてから 6 か月以内に、第 5 条第 3 項の規定の観点から、証明書が発行されるべきでないことが明らかになった場合

7. タイトルが、書体上の観点から、発行証明書が存在している他の定期刊行物のタイトルに類似し、混乱が生じる可能性が高い場合で、かつ、訂正が直ちに行われない場合

取消しに関する決定は、第 4 条に規定する官庁により通知される。第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定に掲げる事項について、可能な場合には、所有者又は発行責任者には、意見を表明する機会を与えなければならない。

第 7 条

発行証明書が第 6 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号若しくは第 7 号に規定する事由により取り消された場合又は発行証明書の失効が宣言された場合には、取消しの決定が通知されてから、又は証明書が失効してから 2 年間が経過するまでは、定期刊行物の所有者の承諾なしに、当該定期刊行物のタイトルに類似し、混乱が生じる可能性が高い他の定期刊行物についての発行証明書を発行してはならない。

第 8 条

発行責任者が資格を喪失し、又はその他の理由により、発行責任者の任務が終了した場合には、所有者は、直ちに新しい発行責任者が選任されるよう措置を講じ、第 4 条に規定する官庁にそのことについて届け出る義務を有する。当該届出については、第 4 条の規定が適用され、届出に際しては、可能な場合には、前任の発行責任者が当該届出について知らされたという証明書を添付しなければならない。

発行地又は発行計画が変更された場合には、所有者は、第 4 条に規定する官庁に直ちに届け出なければならない。

第 9 条

発行責任者には、一又は二以上の代理人を置くことができる。代理人は、発行責任者により選任される。代理人が選任された場合には、そのことについて第 4 条に規定する官庁に届け出なければならない。届出に際しては、代理人が発行責任者について定められている資格要件を満たしていることの証明並びに任務を引き受ける旨の代理人による意思表示及び代理人を承認した旨の所有者による意思表示を添付しなければならない。

その他の点につき、代理人に関しては、第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定が適用される。発行責任者の任務が終了した場合には、代理人としての任務も終了する。

第 10 条

代理人に関する届出がなされた後、発行責任者は、代理人又は代理人が複数存在する場合には、そのうちの一人に、第 3 条の規定に基づき、発行責任者に帰属する権限を発行責任者に代わって行使することを委任することができる。

発行責任者が疾病又は他の一時的な理由により、1 か月以上継続して、発行責任者としての権限を行使できないとみなすことができる場合には、発行責任者は、速やかにその権限を代理人に委任しなければならない。代理人が存在しない場合又は代理人に選任された者の任務が終了した場合には、発行責任者は、代理人を選任し、そのことについて第 9 条に規定する方法に従い、届出を行うよう直ちに措置を講じなければならない。

第 11 条

定期刊行物の各号又は各分冊には、発行責任者の氏名を記載しなければならない。

発行責任者としての権限が代理人に委任されている場合には、問題となっている定期刊行物の各号又は各分冊には、代理人が発行責任者を代理していることを記載しなければならないが、このように記載した場合には、発行責任者の氏名を記載する必要はない。

第 12 条

定期刊行物の所有者が発行証明書なしに、若しくは資格なしに当該定期刊行物を発行した場合、当該所有者が第 8 条に規定する方法で新しい発行責任者を選任する措置を講じ、そのことについて届け出を怠った場合又は第 10 条第 2 項に規定する場合で、発行責任者がその任務を代理人に委任することを怠ったとき、発行に関し、この法律に基づく禁止が通知された定期刊行物若しくは当該定期刊行物を明らかに継続する定期刊行物を発行した場合又はある者が資格なしに発行責任者若しくは代理人としてその氏名を定期刊行物に記載させた場合には、罰金に処せられ、当該定期刊行物が犯罪を構成すると宣言された場合又はその他著しく悪質な場合には、1 年以下の禁錮に処することもできる。

第 13 条

この章に規定する申請若しくは届出又は当該申請若しくは当該届出に添付された意思表示において、故意に不正確な情報を提供した者に対しては、第 12 条に規定する刑罰を科す。

第 14 条

定期刊行物の所有者が第 8 条の規定に基づき、新しい発行地又は発行計画を届け出ることを怠った場合には、その者は、金額罰金²に処せられる。

発行責任者が第 11 条の規定に違反した場合には、刑罰は、金額罰金である。この規定は、発行責任者として活動している代理人にも適用される。

第 6 章 印刷文書の頒布

第 1 条

独自に、又は他の者の協力を得て、印刷文書を販売し、発送し、他の方法で頒布する権利は、すべてのスウェーデン市民又はスウェーデンの法人に帰属する。

第 2 条

この法律の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に関する法律の規定が適用される。

1. 一般公衆に嫌悪感を催させ得る展示又は他の手段により公共の場において猥褻な図画を陳列する場合又は事前の注文なしに当該図画を郵送し、又は他の方法で送付する場合
2. その内容が青年に対し凶悪化の効果をもたらし、又はその他、青年の道德教育に対し、深刻な危険をもたらす可能性のある印刷文書を子ども及び青年の間に頒布する場合

国土防衛に係る重要な情報を含むスウェーデンの全土若しくはその一部の地図又はそれと同等の図面若しくは図画の頒布に関する詳細を法律で定めることができる。

第 3 条

第 4 章第 2 条第 1 項に規定する文書が同項に規定する情報を備えていない場合又は当該情報若しくは第 1 章第 5 条第 1 項第 2 号に規定する文書上の同号の規定に基づく情報が不正確であり、かつ、頒布者がそれを認識していた場合には、頒布者は金額罰金に処せられる。

押収された若しくは没収が宣言された印刷文書の頒布、この法律の規定に基づき、通知された当該文書の発行禁止に違反して発行された印刷文書の頒布又はそうした禁止が決定された文書を継続する文書の頒布については、頒布者がこれらのことを認識していた場合には、罰金又は 1 年以下の禁錮に処せられる。

第 4 条

郵便会社又は他の公共運輸機関による印刷文書の発送については、当該文書の内容を理由として、特別な制限又は条件を適用してはならない。ただし、この規定は、第 3 条の規定に違反する発送には、適用しない。

運送のために印刷文書を受領した公共運輸機関を当該文書の頒布者とみなしてはならない。

² スウェーデンの罰金には、日数罰金 (dagsböter)、標準化罰金 (normerade böter) 及び金額罰金 (penningböter) の 3 種類がある。金額罰金とは、判決で確定金額が定められる罰金である。萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』中央大学出版部, 2007, p.35.

第7章 出版の自由に関する犯罪

第1条

この法律にいう出版の自由に関する犯罪とは、第4条及び第5条に規定する行為とする。

第2条

広告又は他の同様な通信における通知は、それらの通信の内容により、出版の自由に関する犯罪が問題となりうる状態を直接引き起こす場合でない限りは、当該犯罪とみなしてはならない。それらの通信の内容により、直接引き起こされたのではない状況と結合して、当該通信が可罰的である場合には、そのことに関して定められた規定が適用される。暗号又は一般公衆にとって秘密である他の方法による通信に関しては、第1文及び第2文の規定が準用される。

第3条

第1章第1条第3項に規定する通信を提供した場合又は第8章の規定に基づく責任を負うことなく、印刷文書に挿入することを意図した制作に、著者若しくは創作者又は発行者として協力し、そのことにより、次の各号に掲げる行為に責任を有する者は、当該行為の責任に関する法律の規定の適用を受ける。

1. 大逆外患誘致罪、スパイ罪、重大なスパイ罪、機密情報の権限のない取引、反逆罪、外患罪、国に対する裏切り又はこれらの行為の未遂、予備若しくは陰謀
2. 一般に入手できない公文書の不正な交付又は当該文書の交付の際に官庁が付した留保に違反した提供のうち、その行為が故意であるもの
3. 特別法により掲げられた場合における守秘義務の故意による違反

第1章第1条第4項に規定する目的のために、情報又は知識を取得し、かつ、それにより第1項第1号に掲げる犯罪に責任を有する者は、これについての責任に関する法律の規定の適用を受ける。

統治法第2章第22条第1項の規定は、第1項第3号にいう規定の提案についても適用しなければならない。

第4条

一般的な出版の自由に関する第1章に規定する目的にかんがみ、次の各号に掲げる行為は、それが印刷文書においてなされ、法律により可罰的な場合には、出版の自由に関する犯罪とみなされなければならない。

1. 大逆外患誘致罪のうち、暴力的若しくは違法な手段により、若しくは外国の助力により、国若しくはその一部を外国の勢力の下に置き、若しくは外国の勢力に依存させる意図、国の一部をそのように分断する意図又は国家元首、政府、議会若しくは最高裁判所の措置若しくは決定を外国の助力により、強制し、若しくは妨げる意図をもって犯されたもので、その意図が実現する危険をもたらすもの又はその未遂、予備若しくは陰謀
2. 戦争の企図のうち、外国の助力により、国が戦争又は他の敵対関係に巻き込まれる危険を引き起こすもの
3. スパイ罪のうち、外国の勢力に明らかにすることにより、全体的防衛又は国の安全に

関わる可能性のある、防衛組織、軍備、備蓄、輸入、輸出、製造方法、協議、決定又は他の状況に関する情報を、正確であるか否かを問わず、外国の勢力に協力するために、権限なく送付し、提供し、又は漏えいするもの又はその未遂、予備若しくは陰謀

4. 機密情報の権限のない取引のうち、外国の勢力に明らかにすることにより、国の防衛若しくは戦争若しくは戦争に先立つ非常事態の際の国民への物資の供給若しくは国の安全にとって損失をもたらす可能性のある情報で、秘密の性格の状況に関するものを、正確であるか否かを問わず、外国の勢力に協力する意図を持たずに伝達し、提供し、若しくは漏えいするもの又はその未遂、予備若しくは当該取引の陰謀が重大なものであるとみなされる場合には、当該陰謀。陰謀であるかどうかの判断に際しては、その行為が外国勢力に協力するものであるか、現在行われている戦争の観点から非常に危険な性質のものであるか、重大な意味を有する状況に関するものであるか又は違反者が公的若しくは私的な職務において委任されたことを漏えいしたかどうかを考慮しなければならない。

5. 重大な過失によって行われる機密情報の漏えいのうち、第4号に規定する行為に該当するもの

6. 反逆罪のうち、国家体制を武装勢力若しくは暴力的な手段により転覆する意図若しくは国家元首、政府、議会若しくは最高裁判所の措置若しくは決定を強制し、若しくは妨げる意図をもって犯されたもので、その意図が実現する危険をもたらすもの又はその未遂、予備若しくは陰謀

7. 外患罪又は国に対する裏切りのうち、国が戦争状態にあり、当該犯罪に関する法律の規定が適用される場合で、国の防衛に従事する者を誤解に導き、若しくは裏切り、又は反乱、不信若しくは意気喪失に導き、全体的防衛にとって意義を有する財産を敵に譲渡し、全体的防衛に不都合をもたらし、若しくは敵に協力する性質を有する他の類似の裏切り行為を犯すもの

8. 国にとって不利となる軽率な行為のうち、第7号に規定する行為を過失により犯したもの

9. 国の安全にとって危険な噂の流布のうち、国が戦争状態にある場合又は当該犯罪に関する法律の規定が適用される場合で、国の安全にとって危険を引き起こす性質の虚偽の噂若しくは他の事実ではない言説を流布させ、外国の勢力にそうした噂若しくは言説を伝達し、若しくは流通させ、又は軍人の間に不信若しくは意気喪失をもたらすような虚偽の噂若しくは事実ではない他の言説を頒布するもの

10. 煽動のうち、犯罪行為、市民の義務の放棄若しくは官庁に対する不服従若しくは現役の軍人の義務の無視を推奨し、又は他の方法でそれらの行為に誘導するもの

11. 民族集団に対する敵意の煽動のうち、民族集団若しくは人種、皮膚の色、国籍若しくは民族的出自、信仰若しくは性的志向を風刺することにより、人々の他の集団に対する蔑視を助長し、又は表現するもの

12. 市民的自由に対する犯罪のうち、公共の意見形成に影響を及ぼす意図若しくは政治団体、職業団体若しくは生産者団体の内部における行動の自由を制限する意図をもった

違法な恐喝を行い、それにより、表現の自由、集会の自由若しくは結社の自由を危険にさらすもの又はその未遂

13. 状況により許される場合を除き、凶画を頒布する意図をもって凶画において性的暴力又は強制を描写する違法な暴力の描写

14. 中傷のうち、他人を犯罪者又は非難に値する者として、その生活様式について批判し、又はその者を他人の蔑視の対象とするような性質の情報を提供するもの及び中傷されている者が故人で、その行為が遺族に対して侮辱的である、又は故人が受けるべき平穏を傷つけるものとみなすことができるもの。ただし、その問題について情報を提供することが、状況にかんがみ許されるものであった場合で、かつ、当該情報が真実であったことを当該提供者が証明している場合又は当該情報についての合理的理由を示した場合を除く。

15. 侮辱のうち、侮蔑的な罵詈雑言若しくは非難又は他の非礼な態度により他人を貶めるもの

16. 違法な脅迫のうち、脅迫された者に自己又は他人の人物又は財産に対する深刻な恐怖感を引き起こすような方法で、犯罪行為により他人を脅すもの

17. 公務員に対する脅迫のうち、暴力の脅しにより、公務員の職務の執行、当該職務の執行に伴うものと同様の保護を享受する活動若しくは当該保護に包括される措置の補助に対し、それらの措置を講じるよう強制し、若しくは講じることを妨害し、若しくはそれらの措置に復讐するために他人に危害を加え、又はかつて当該活動若しくはその補助に従事した者がその際に行ったこと若しくは行わなかったことを理由として危害を加えるもの

18. 法廷への侵害のうち、裁判所若しくは官庁において、訴状を提出し、訴訟を提起し、証言を行い、若しくはその他尋問の際に陳述を行ったことを理由として、若しくはそれらの措置を講じることを妨害することを目的として、暴力の脅しにより、他人に危害を加えるもの又は裁判所若しくは官庁において、証言を行い、若しくはその他陳述を行ったことを理由として、若しくはそれらの陳述を行うことを妨害することを目的として、苦痛、損害若しくは不都合の脅しにより、他人に危害を加えるもの

第5条

次の各号に掲げる行為で、印刷文書により行われ、法律により可罰的なものは、出版の自由に関する犯罪とみなされなければならない。

1. すべての人にはアクセス可能でない公文書に、職務上の義務を履行することにより、又は同様な状況下で、職務遂行の際にアクセスした場合に、当該公文書を故意に公表すること。

2. 情報を公表し、かつ、その際、第3条第1項第3号にいう特別法に規定する守秘義務を故意に無視すること。

3. 国が戦争状態にあり、又は差し迫った戦争の危険にある場合に、その漏えいが第4条に規定する犯罪以外の国の安全に対する犯罪に該当する事実に関する情報を公表すること。

第 6 条

第 4 条及び第 5 条に規定する犯罪に対する制裁に関する法律の規定は、当該犯罪が出版の自由に関する犯罪とみなすべき場合にも適用される。

出版の自由に関する犯罪を理由とする私的請求については、第 11 章に規定する。第 4 条第 14 号又は第 15 号に規定する犯罪について告訴された者に対して、判決が下された場合で、定期刊行物が問題となっているときは、申請に基づき、当該判決を当該定期刊行物に掲載することもできる。

第 7 条

出版の自由の犯罪に該当する印刷された文書は、没収することができる。

印刷文書の没収は、頒布が意図された文書のすべての見本を破棄すること並びに版、リトグラフ石版、ステロ版、金属版及び専ら当該文書の印刷のために利用可能な他の類似の資材を、濫用が起こる可能性がないように、処理すべきことを内容とする。

第 8 条

定期刊行物の没収に関連して、第 4 条第 1 号から第 3 号まで、当該行為が悪質と見なされるべき場合に限り第 4 号、第 6 号及び第 7 号に規定する犯罪が問題となっている場合には、出版の自由に関する犯罪に対する判決の法的効力が発生したときから最長で 6 か月の間、裁判所により定められる一定期間、当該文書の発行禁止を定めることができる。ただし、当該禁止は、国が戦争状態にある場合にのみ定めることができる。

発行禁止に違反して頒布された定期刊行物又は発行禁止を受けた定期刊行物を明らかに継続している定期刊行物の没収については、犯罪を理由とする対象物の没収一般に関する規定が適用される。

第 8 章 刑事責任規定**定期刊行物に関する刑事責任****第 1 条**

定期刊行物による出版の自由に関する犯罪については、当該定期刊行物が発行されたときに発行責任者として届け出られた者が責任を負う。

代理人が届け出られ、かつ、代理人が発行責任者を代理している場合には、当該代理人が責任を負う。

第 2 条

定期刊行物が発行されたときに発行証明書が存在しなかった場合又は第 1 条第 1 項の規定に基づいて責任を有すべき発行責任者がもはや資格を有していない場合若しくはその他その任務を終了している場合には、当該定期刊行物の所有者が責任を負う。

発行責任者が名目上選任されている場合又はその他、当該定期刊行物が発行されたときに、発行責任者が明らかに第 5 章第 3 条の規定に基づいてその者に帰属すべき資格を有していない場合にも、所有者が責任を負う。

当該定期刊行物が発行されたときに、発行責任者を代理している代理人がもはや資格を有していない場合又はその他代理人がその任務を終了している場合若しくは第2項に規定する事情が代理人に関して存在する場合には、発行責任者が責任を負う。

第3条

当該定期刊行物が発行されたときに、所有者を特定することができない場合には、所有者の代わりに、当該定期刊行物を印刷した者が責任を負う。

第4条

定期刊行物を印刷した者が誰であるかに関する情報を欠いている定期刊行物を頒布した場合又は頒布者がその情報が不正確であることを認識しており、かつ、誰が当該定期刊行物を印刷したか確認することができない場合には、当該定期刊行物を印刷した者の代わりに、頒布者が責任を負う。

定期刊行物ではない印刷文書に関する責任

第5条

定期刊行物ではない印刷文書による出版の自由に関する犯罪については、第3章第2条に規定する方法により、当該文書の著者であることを本人が明示している場合には、当該文書の著者が責任を負う。ただし、当該文書が本人の同意なく発行された場合又は著者の氏名、仮名若しくは筆名が本人の意思に反して記載された場合には、著者は、責任を負わない。

第6条

複数の著者の寄稿を内容とする文書又は内容とすることを意図する文書について、著者が第5条の規定に基づき、責任を負わず、かつ、第3章第2条に規定する方法により、当該文書について特定の発行者を明示している場合には、発行者が責任を負う。

第1項に規定するものとは別の文書については、当該文書が発行されたときに著者が死亡していた場合にのみ、発行者が責任を負う。

発行者の意思に反して、その氏名、仮名又は筆名が当該文書に記載された場合には、発行者は、責任を負わない。

定期刊行物ではない印刷文書の発行者とは、当該文書の著者ではなく、当該文書を印刷及び発行に至らせた者をいう。

第7条

第5条若しくは第6条の規定に基づき、著者及び発行者が両者とも責任を負わない場合又は当該文書の発行のときに両者とも死亡している場合には、出版者が責任を負う。

定期刊行物ではない印刷文書の出版者とは、他人の文書の印刷及び発行を管理した者をいう。

第8条

出版者が存在しない場合又は出版者を特定することができない場合には、出版者の代わりに当該文書を印刷した者が責任を負う。

第 9 条

定期刊行物ではない印刷文書の頒布者に関する責任については、第 4 条の規定が準用される。

共通規定**第 10 条**

第 2 条、第 5 条、第 6 条又は第 7 条の規定に基づいて文書の発行の際に責任を有すべき者が国内に既知の住所を有せず、かつ、裁判期間中に当該人の国内における滞在場所を確認することができない場合には、責任は、当該人に次いで責任を負うべき者に移行するが、第 6 条第 1 項に規定するものとは別の場合には、定期刊行物ではない印刷文書の発行者又は頒布者には、責任は移行しない。

第 1 条、第 2 条、第 5 条、第 6 条又は第 7 条の規定に基づいて責任を有すべき者について、法律に基づき、可罰性が排除される事情が存在し、かつ、当該人に次いで責任を有する者が当該事情を認識している場合又は認識していなければならなかった場合も同様とする。

第 11 条

この章の規定に基づいて被告人以外の者が責任を有すべきであったという結果をもたらすこととなる事情については、それが本口頭弁論の前に主張される場合にのみ、考慮に入れることができる。

第 12 条

この章の規定に基づき、印刷文書について責任を有する者に対する責任の問題の判断に際しては、文書の内容は、当該人が認識し、その意思に基づき、挿入されたとみなさなければならぬ。

第 9 章 監督及び訴追**第 1 条**

法務長官は、この法律に規定する出版の自由の制限に対する違反について、監督しなければならない。

第 2 条

法務長官は、出版の自由に関する犯罪についての裁判における唯一の公訴人である。法務長官以外の者は、出版の自由に関する犯罪について、予備調査を行ってはならない。この法律に別段の定めがない限り、法務長官及び裁判所のみが、当該犯罪の疑いを理由として強制手段を決定することができる。

政府は、法務長官に対して、出版の自由に関する犯罪の訴訟のために、文書について報告することができる。出版の自由に関する犯罪に対する公訴は、政府の承認を得てのみ提起することができる旨を法律で定めることができる。

さらに、法務長官は、出版の自由に関する犯罪の訴訟以外の出版の自由に関する訴訟及びその他この法律の規定に違反する行為を対象とする訴訟における唯一の公訴人であるが、これらの訴訟における議会オンブズマンの訴追者としての権限については、法律の規定が適用される。

第3条

出版の自由に関する犯罪の公訴は、発行証明書が有効であった定期刊行物については、発行から6か月以内に、その他の文書については、発行から1年以内に提起しなければならないが、提起されなかった場合には、公訴することができない。ただし、第1文の規定にかかわらず、前記の期間内に訴訟が提起された後、犯罪について責任を負う他の者に対して新たな訴訟を提起することができる。

犯罪に対する制裁が消滅したとみなされないために当該犯罪について告訴がなされるべき期間に関する法律の規定は、出版の自由に関する犯罪についても適用される。

第4条

出版の自由に関する犯罪を報告し、又はそれについて訴訟を提起する被害者の権利については、法律の規定が適用される。

第5条

第8章の規定に基づき、犯罪に責任を負う者が存在しない場合又は国内に召喚することをその者に通知することができない場合には、検察官又は被害者は、訴訟を提起する代わりに、文書の没収を申請することができる。

第10章 特別の強制手段

第1条

出版の自由に関する犯罪を根拠として、印刷文書を没収することができる理由が存在する場合には、没収に関する決定が下されるまで、当該文書を押収することができる。

第7章第8条に規定する場合には、裁判所の決定が下されるまで、定期刊行物に対して、発行禁止を通知することができる。

第2条

出版の自由に関する犯罪の訴訟が提起される前又は文書の没収の申請を裁判所に行う前に、当該犯罪が公訴の対象となっている場合には、第1条の規定に基づく押収及び発行禁止の命令は、法務長官により通知することができる。検察がその活動範囲内において、押収を命令する権限を有する旨を法律で定めることができる。

第3条

裁判所の命令を得ずに押収が執行された場合には、押収により被害を受ける者は、そのことについて裁判所の審理を要求することができる。

検察が押収を命令した場合には、法務長官に、そのことについて遅滞なく報告しなければならない。法務長官は、当該押収が継続されるべきか否かを直ちに審査しなければならない。

第 4 条

法務長官が押収を命令した場合又は検察が命令した押収を確認した場合には、法務長官が決定を通知してから 2 週間以内に訴訟が提起され、又は文書の没収の申請が行われなければならない。訴訟が提起されず、没収も申請されなかった場合には、押収は、失効し、それに発行禁止が加わっている場合には、当該禁止も失効する。

第 5 条

出版の自由に関する犯罪の訴訟が提起された場合又は文書の没収の申請が裁判所に行われた場合には、裁判所は、押収及び発行禁止を命令し、すでに通知された押収又は禁止を無効とする権限を有する。

訴訟が受理された場合には、裁判所は、通知された命令を継続すべきか否かを審査する。裁判所が管轄権を有しないという理由で訴訟が却下された場合又は文書の違法性の審理を行わずに裁判所が訴訟を中止し、当該文書の没収の訴えが他の訴訟に関係することを示す根拠が存在する場合には、裁判所は、当該命令が裁判所が定める一定の期間、存続すべきことを決定する権限を有する。この期間内に、訴えが提起されない場合には、当該命令は失効する。

第 6 条

押収に関する命令は、文書の押収される一部分又は複数の部分についての情報を含んでいなければならない。当該部分が収録されている巻、部、号又は分冊にのみ適用される。

第 7 条

押収に関する命令は、警察官庁により直ちに執行されなければならない。

押収の対象となった印刷文書の頒布の禁止については、第 6 章第 3 条において規定する。

第 8 条

印刷文書の押収の執行は、当該文書の頒布を意図した見本のみを対象としなければならない。

印刷文書の押収に関する証明書は、可能な限り速やかに、手数料なしに、押収を執行される当事者及び当該文書を印刷した者に交付しなければならない。当該証明書には、当該文書のうち、押収の理由となった一部又は複数の部分に関する情報を記載しなければならない。

第 9 条

押収の命令が無効にされ、又は失効した場合には、押収の執行は、直ちに取り消さなければならない。

第 10 条 1971 年法令第 29 号により削除**第 11 条**

国が戦争状態又は戦争の危険状態にあり、かつ、第 7 章第 4 条の規定に基づき、可罰的である情報を含む印刷文書で、軍人がその職務義務を放棄することに誤って導く可能性のあるものを防衛軍の部署で発見した場合には、法律に基づいて当該部署における人員に関する懲戒責任の問題を決定すべき権限を有する者の決定の後、押収の決定が下されるまで、当該文書を保管することができる。

危険が急迫性を有しない場合には、第1項に規定する決定なしに、同項に規定する措置を法律の規定に基づき、他の権限保持者により、講じることができる。ただし、これに関する報告は、第1項に規定する権限保持者に遅滞なく行われなければならない。当該権限保持者は、当該文書の保管を継続すべきか否かを直ちに審査するものとする。

第12条

第11条の規定に基づき、文書の保管に関して、決定が通知された場合には、可能な限り速やかに、このことについて法務長官に報告しなければならない。法務長官は、当該文書が押収されるべきか否かを速やかに審査するものとする。

第13条

発行禁止に違反して頒布された定期刊行物又は発行禁止の対象となった定期刊行物を明らかに継続する定期刊行物の押収に関しては、没収を宣言することのできる対象物の押収に関する一般法が適用される。

第14条

出版の自由に関する犯罪の訴訟における調査にとって、重要な意味を有するとみなすことのできる印刷文書の見本は、押収することができる。その際、第2条及び第3条、第5条第1項、第6条、第7条第1項並びに第9条の規定を適用する。その他の点については、押収に関する一般法の規定の関連する部分が適用されなければならない。ただし、裁判所が、法務長官の提案に基づき、期間の延長を認めていない限り、訴えは、押収の決定が通知されてから1か月以内に提起しなければならない。

第11章 私的請求

第1条

出版の自由の濫用を理由とする私的請求は、請求に関連する文書が出版の自由の犯罪を構成していることのみを根拠とすることができる。当該請求は、以下別段の定めがない限り、第8章の規定に基づき、犯罪に責任を負う者以外の者に対しては主張できない。第8章第10条に規定する事情を理由として、第8章の規定に基づき、犯罪に責任を負う者以外の者に責任が移転した場合で、移転がなかった場合に犯罪に責任を負う者以外の者より前に責任を負う者に対して、当該請求を法律に従い、主張することができるときで、かつ、主張することのできる範囲内で、当該請求を主張することができる。

責任に関する第8章第12条の規定は、私的請求についても適用される。

第7章第2条又は第3条の規定に基づく犯罪を理由とする私的請求に関しては、法律の規定が適用される。

第2条

定期刊行物の発行責任者又はその代理人に対して主張することのできる私的請求については、当該定期刊行物の所有者も責任を負う。他の印刷文書に関し、著者又は発行者に対し、主張することのできる私的請求については、当該文書の出版者も責任を負う。

第3条

法人の法定代理人又は後見人、財産管理人若しくは成年後見人として、出版の自由に関する犯罪を理由とする私的請求に責任を負わなければならない場合にも、当該請求は、法人又は後見人、財産管理人若しくは成年後見人の保護を受けている者についても、当該請求を法律に従い主張することができるとき、かつ、主張することができた範囲内で、当該請求を主張することができる。

第4条

この章の規定に基づき、他の者とともに、私的請求について責任を負うものが存在する場合には、その者は、連帯責任を負う。これらの者の相互間の責任については、他の場合につき規定されているところによる。

第5条

出版の自由に関する犯罪を理由とする私的請求は、当該犯罪についての責任の問題が消滅した場合又はそれに関する訴えを受理することができない場合であっても、主張することができる。

第12章 出版の自由に関する訴訟における裁判手続

第1条

出版の自由に関する訴訟は、県庁が所在する裁判所の管轄区に属する地方裁判所が所轄する。県内の他の地方裁判所も出版の自由に関する訴訟を所轄する権限を有するべきである理由が存在する場合には、政府は、それについて命令する権限を有する。

出版の自由に関する犯罪を理由とする刑事責任又は私的請求に関する訴訟及び第9章第5条に規定する申請の訴訟は、出版の自由に関する訴訟に属する。第7章第3条の規定に基づく犯罪を理由とする責任又は私的請求に関する訴訟も、出版の自由に関する訴訟に属する。ただし、第7章第3条第2項の規定に基づく犯罪が問題となっており、情報又は知識を取得した者がそれらを印刷文書に公表せず、又は公表のために他の者に提供しなかった場合には、それらの取得が印刷文書での公開のために行われたことが明らかであるときにのみ、当該訴訟は、出版の自由に関する訴訟として取り扱われる。

第2条

刑事責任についての訴えがなされている出版の自由に関する訴訟においては、違反行為が存在しているか否かの問題については、当事者の双方が陪審による審理なしに裁判所の判断を求める意思を表明していない限り、9名により構成される陪審により審理されなければならない。ただし、被告人が第8章の規定に基づき、文書について責任を有するか否かに関する問題は、常に裁判所によってのみ審理される。犯罪が存在するか否かを陪審が審理する際には、犯罪が存在するという意見で6名以上の陪審員が一致した場合に、犯罪が存在するとみなさなければならない。

犯罪が存在しないと陪審が判断した場合には、被告人は、無罪とされなければならない。犯罪が存在すると陪審が判断した場合には、この問題について裁判所も審理しなければならない。裁判所が陪審と異なる見解を示した場合には、裁判所は、被告人を無罪とするか

又は陪審が適用する刑罰規定よりも軽微なものを当該犯罪に適用する権限を有する。地方裁判所の判断に対する訴えが提起される上級の裁判所は、地方裁判所よりも陪審の判断から広範囲に逸脱する権限を有しない。

第3条

第1グループの16名の陪審員及び第2グループの8名の陪審員の2つのグループに分かれる陪審を各県について選任しなければならない。ただし、ストックホルム県については、第1グループは、24名とし、第2グループは、12名とする。第2グループの陪審員は、通常裁判所又は行政裁判所の参審員であるか、又は参審員であった者でなければならない。

第4条

陪審員は、選挙により4年の任期で選任される。

選挙は、当該県における県議会議員により実施され、当該県内に、県議会に代表されていないコミューンが存在する場合には、当該県議会議員及び当該コミューン議会議員により実施される。ゴトランド県においては、選任は、ゴトランド・コミューンのコミューン議会議員により実施される。前記の規定に基づき、陪審員が二以上の選任機関により、選挙されなければならない場合には、県庁は、各グループ内の陪審員の人数を選任機関間に、人口を基礎として分割する。

陪審員が選挙されなければならない場合には、選挙の準備をする者にそのことについて報告することは地方裁判所の任務である。

第5条

陪審員には、当該県内に居住するスウェーデン市民を選任しなければならない。陪審員は、判断能力、独立性及び公正さで知られていなければならない。陪審員の間では、様々な社会集団及び意見の傾向並びに県の様々な地域が代表されていなければならない。未成年者又は法律の特別の規定に基づき、成年後見人を有している者は、陪審員となることができない。

第6条

60歳に達した陪審員は、任務を辞退する権利を有する。陪審員がその他の理由で辞任しようとする場合には、地方裁判所は、その者について、任務を遂行することに対する正当な障害が存在するか否かを審査する。陪審員が被選資格を失った場合には、その任務は失効する。

第7条

陪審員が辞任した場合又は被選資格を失った場合には、選任機関は、辞任する者が属する陪審員のグループ内から、その者の代わりに、被選期間の残りについて他の者を選任しなければならない。選挙は、県議会議員の代わりに、県庁が実施することができるが、当該選挙は、県議会の次の会議までの期間に限り有効である。

第8条

陪審員の選挙に関する異議申立ては、地方裁判所に行わなければならない。異議申立てが行われなかった場合であっても、裁判所は、選挙された者の資格について審査する。

第 1 項に規定する問題に関する地方裁判所の決定に対する訴えの提起については、裁判手続に関する下級裁判所の決定に対する訴えの提起に関する法律の規定が適用される。高等裁判所の決定に対しては、訴えを提起することはできない。

異議申立てが行われた場合であっても、裁判所が別段の命令を下さなかったときは、選挙の結果は有効である。

第 9 条

陪審員に選任された者は、陪審員名簿に登録されなければならない。当該名簿には、各グループが別個に記載されなければならない。

第 10 条

陪審員が参加すべき訴訟においては、裁判所が陪審員名簿を提示し、当該名簿に記載された者に対する忌避が存在するか否かを審査しなければならない。陪審員に対する忌避については、裁判官に関する法律の規定が適用される。

その後、当事者の双方が第 1 グループから 3 名の陪審員を、第 2 グループから 1 名の陪審員を排除し、裁判所がその他の陪審員の中から第 1 グループに 6 名、第 2 グループに 3 名が残るように補充員を抽選により選出するという方法で、忌避されていない陪審員が構成されなければならない。

ストックホルム県の陪審員については、当事者双方が第 1 グループから 5 名の陪審員を、第 2 グループから 2 名の陪審員を排除することができる。

第 11 条

一方の側に複数の当事者が存在し、そのうちの 1 名のみがその排除の権利を利用しようとする場合には、その者が行った排除が残りの者についても効力を有する。共同当事者が異なる陪審員を排除しようとしたが、一致することができなかった場合には、裁判所が抽選により排除を行う。

第 12 条

法定の理由なしに陪審員の職務を回避することはできない。

忌避又は法定の理由により、いずれかのグループにおいて、陪審に必要な人数の構成員を確保できない場合には、裁判所は、必要とされる陪審員 1 名につき、当該グループ内で陪審員の資格を有する 3 名を指名する。当事者双方は、そのように指名された者から 1 名を排除する権限を有する。かつて同一の訴訟において排除された者は、陪審員に任命することはできない。

第 13 条

陪審が参加しなければならない訴訟が複数同時に提起された場合には、裁判所は、当事者の意見を聞いた後、すべての訴訟において同一の陪審が任務を遂行すべきことを命令することができる。複数の訴訟について、共通の陪審を選任しなければならない場合には、一方の側に複数の当事者が存在する訴訟の場合の陪審の排除に関する第 11 条の規定を準用する。

第 14 条

刑事責任に関する訴訟において、刑事被告人以外の者に対する私的請求に関する訴えも

提起される場合には、第 2 条第 1 項、第 10 条第 2 項及び第 12 条第 2 項に規定する民事被告側の措置は、刑事被告人の意向によるものとする。

訴えが訴追と関連せず、印刷された文書の没収又は私的請求に関して提起された場合には、その訴訟については、第 2 条及び第 10 条から第 13 条までの規定が適用されるが、犯罪が存在するか否かの問題が、犯罪の責任に関する出版の自由に関する訴訟においてすでに審理されている場合には、同一の問題に関する審理は、再度行ってはならない。申請の訴訟においては、それ以外の場合には当事者に帰属する陪審員の排除は、裁判所が抽選により行う。

第 15 条

出版の自由に関する訴訟の裁判手続の詳細については、法律で定める。

同一の県に出版の自由に関する訴訟を取り扱う複数の地方裁判所が存在する場合には、第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 9 条に規定する任務は、政府が指定する地方裁判所により遂行される。

第 16 条

国が戦争若しくは戦争の危険の状態にある場合又は戦争若しくは戦争の危険の状態に至る危険性のある非常事態に国が陥っている場合には、陪審員の選挙の延期及び陪審員がその任務を辞退する権利についての規定は、法律により、又は法律の授権の後、政府が命令で定めることができる。

第 13 章 外国の印刷文書等

第 1 条

国外で印刷され、国内で発行された文書については、以下、別段の定めがない限り、第 1 章、第 3 章、第 6 章、第 7 章、第 8 章第 1 条、第 2 条、第 5 条から第 7 条まで及び第 10 条から第 12 条まで並びに第 9 章から第 12 章までの規定が準用可能な部分について準用される。

第 2 条

国外で印刷された文書は、第 1 章第 6 条に規定する方法により、国内で頒布のために提供されたときに、国内で発行されたものとみなされる。

第 3 条

国外で印刷された定期刊行物が主として国内での頒布を意図している場合には、第 5 章の規定が準用可能な部分について準用されるが、所有者の資格に関する規定は、準用してはならない。

国外で印刷された他の定期刊行物の国内での発行については、発行証明書を必要としない。当該証明書が存在する場合には、当該文書については、第 1 項の規定が適用されなければならない。

第 4 条

印刷文書に対する責任に関するこの法律の規定は、国外で印刷された文書については、

当該文書を国内で頒布するために提供させた者又はその者が誰であるか特定できない場合若しくは当該文書が発行されたときに国内に居住していなかった場合には、第6章の規定に基づき、頒布者としてみなされるべき者を対象にしなければならない。

第5条

監督のために外国で印刷された文書の見本を保管する義務及び当該文書の見本を図書館又は文書館に納入する義務については、法律で定める。

第6条

外国で印刷され、国内で発行されたが、主として国内での頒布を意図していない文書で、発行証明書の存在しないものについては、次の各号に掲げる場合を除き、公表のための情報及び知識の通信及び取得に関する第1章第1条第3項及び第4項の規定を準用する。

1. 当該通信及び取得が国の安全に対する犯罪に該当する場合
2. 当該通信が第7章第3条第1項第2号に規定する提供又は販売に該当する場合
3. 当該通信が故意の守秘義務の違反に該当する場合

第1項の規定は、スウェーデンで発行されていない文書についても、当該文書が国内又は国外のいずれかで印刷されたかにかかわらず、適用される。その際、他の方法で定期刊行物の制作に協力する者は、著者又は他の創作者と同様、公表のために提供を行う者と同等とみなされる。

第1項及び第2項の規定の結果として、当該通信又は取得が可罰的である場合には、関連する規定が適用される。第1項に規定する犯罪を理由とする責任又は私的請求に関する訴訟は、第12章第1条第2項第3文が準用されない場合には、出版の自由に関する訴訟として取り扱われなければならない。通信提供者の匿名の権利については、第3章の規定が準用されるが、第3条第3号の規定は、同項の規定するものとは別の国の安全に対する犯罪を対象としなければならない。

第14章 一般規定

第1条

訴訟の再審に関する一般規定は、犯罪が存在するか否かを陪審が審理した場合であっても、出版の自由に関する訴訟にも適用される。

犯罪が存在するか否かを陪審が審理した訴訟の再審が認められ、当該再審が陪審の審理に影響を及ぼしたであろうとみなすことができる状況を理由としている場合には、当該訴訟について最初の判決を下した裁判所の陪審により当該訴訟が再び審理されなければならないことを同時に決定しなければならない。被告人の利益のために再審が認められ、かつ、事実が明らかな場合には、当該再審を認めた裁判所は、その代わりに直ちに当該判決を変更することができる。

第2条

上級裁判所の決定に基づき、陪審が参加した出版の自由に関する訴訟が当該訴訟を最初に審理した裁判所の陪審により、再び審理される場合には、当該陪審の任命については、

第 12 章第 10 条から第 14 条までの規定を適用する。

第 3 条

出版の自由に関する訴訟及びこの法律の規定に対する犯罪に関する他の訴訟は、常に遅滞なく処理されなければならない。

第 4 条 1976 年法令第 955 号により削除

第 5 条

この法律又はこの法律の規定に基づき公布された特別法において定められていない事項のすべてについて、法律又はその下位法令の規定が適用される。

この法律又は他の法律が別段の規定を定めない限り、外国人は、スウェーデン市民と同等の地位を有する。

第 6 条 1974 年法令第 155 号により削除

経過規定

経過規定

1976 年法令第 955 号

1. この法律は、1978 年 1 月 1 日に施行する。
2. 新たな規定は、謄写版、写真複写又は他の類似の技術的処理により複製され、この法律の施行前に発行された文書には、適用しない。
3. 従前の規定は、この法律の施行前に裁判所において係争中であった訴訟における訴訟手続に継続して適用する。

1982 年法令第 938 号

この法律は、1983 年 1 月 1 日に施行する。新たな法文による第 2 章第 5 条に規定する教会会議に関する規定は、以前の一般教会会議についても適用しなければならない。

1994 年法令第 1475 号

この法律は、1995 年 1 月 1 日に施行する。法務長官がこの法律の施行前に第 10 章第 14 条の規定に基づく押収について決定している場合には、当該押収に関しては、従前の規定が適用されなければならない。陪審がこの法律の施行前に組織されている訴訟においては、従前の規定が当該訴訟のその後の審理においても適用されなければならない。

1998 年法令第 1438 号

1. この法律は、1999 年 1 月 1 日に施行する。
2. この法律の施行前に頒布された技術的記録については、従前の規定が適用される。
3. 第 1 章第 7 条並びに第 5 章第 5 条及び第 7 条の新たな規定は、この法律の施行前に交付された発行証明書についても適用される。第 5 章第 5 条第 4 項第 1 文の規定の代わりに、

この法律の施行から 10 年の間、当該証明書は、効力を有する。

4. 猥褻な図画において子どもを描写することに関する訴訟においては、訴えがこの法律の施行前に提起されている場合には、従前の規定を適用する。

2002 年法令第 908 号

この法律は、2003 年 1 月 1 日に施行する。

表現の自由に関する基本法（1991年法令第1469号）

Yttrandefrihetsgrundlag(1991:1469)

第1章 基本的規定

第1条

すべてのスウェーデン市民は、この基本法に基づき、ラジオ、テレビ及び類似の放送、データベースから行われる公演並びに映画、ビデオ記録、音声記録及び他の技術的記録において、あらゆる主題の情報について、自己の考え、意見及び感情を公に表現し、情報を提供する権利を、公的機関に対し保障される。

この基本法に基づく表現の自由は、自由な意見の交換、自由かつ完全な情報及び自由な芸術的創造を確保することを目的とする。この自由に対する制限は、この基本法によるもののほかは認められない。

この基本法において電波による番組に関する規定は、ラジオ番組のほかテレビ番組及び他の電磁波を使用して作成された音声、映像又は文書の放送の内容並びにデータベースから行われる公演の内容に適用する。

この基本法において技術的記録とは、文書、画像又は音声を内容とし、読むこと、聴取すること又は他の方法により技術的補助手段を使用してのみ理解することができる記録を意味する。

この基本法においてデータベースとは、自動的な処理の目的で保管された情報の集積を意味する。

第2条

すべてのスウェーデン市民は、電波による番組及び技術的記録において公表するため、あらゆる主題の情報について、著者及び他の創作者並びに発行者、編集事務所、通信社及び技術的記録を制作する企業に提供する権利が保障される。さらに、すべてのスウェーデン市民は、情報の提供又は公表のために、あらゆる主題の情報を取得する権利を有する。この権利に対する制限は、この基本法によるもののほかは認められない。

第3条

電波による番組及び技術的記録における発表が予定されるものについて、官庁¹又は他の公的機関による検査を義務付けてはならない。さらに、官庁又は他の公的機関は、この基本法に基づかずに、電波による番組又は技術的記録における、既に知られている内容又は予想される内容を理由として、それらの一般公衆への公表又は頒布を禁止し、又は妨げてはならない。

第1項の規定にかかわらず、公の上演を目的とする映画、ビデオ記録及び他の技術的記録中の動画並びに第9条第1項第3号に規定するデータベースから行われる公演の検査及

¹ 統治法の翻訳の注2参照。

び許可に関する規定を法律で定めることができる。

官庁又は他の公的機関は、この基本法に基づかずに、電波による番組又は技術的記録の内容を理由として、電波による番組を受信し、又は技術的記録の内容を理解するために必要な技術的補助手段の保有又は使用を禁止し、又は妨げてはならない。電波による番組の放送のための有線通信線網の建設の禁止についても同様とする。

第4条

官庁及び他の公的機関は、この基本法に基づかずに、電波による番組又は技術的記録において表現の自由を濫用し、又はその濫用に寄与したことを理由として、何人に対しても介入してはならない。官庁及び他の公的機関は、この基本法に基づかずに、その理由により、当該番組又は当該記録に介入してはならない。

第5条

表現の自由の濫用に関する判決を下し、又は他の方法により、この基本法の遵守を監督する者は、表現の自由は、自由な社会の基本であることを考慮しなければならない。その者は、表現の方法よりも目的に注意を払わなければならない。疑わしい場合は、有罪であると判断するのではなく、無罪であると判断しなければならない。

第6条

この基本法は、一般公衆に向けられ、かつ、技術的補助手段を使用して受信されることが予定された電波による番組の放送に適用される。開始時刻及び内容が受信者による影響を受ける可能性がない場合には、特別な請求に基づく生放送の提供又は収録された番組も電波による番組の放送とみなされる。

人工衛星により放送され、かつ、スウェーデンから送信する電波による番組については、電波による番組に関するこの基本法の規定を原則として適用する。

主に国外での受信を目的とした電波による番組及び有線通信線により伝達されるが広い範囲の公衆の受信を目的としない電波による番組について、この基本法の例外規定は、法律で定めることができる。ただし、当該例外規定は、第2条及び第3条の規定に関するものであってはならない。

第7条

第6条に規定する電波による番組の国内における同時かつ無修正の転送で、外国から放送されるか又は人工衛星によりスウェーデンに放送されるがスウェーデンから送信されないものについては、次の規定のみを適用する。

事前の検査及び他の制限を禁止する第3条第1項

技術的補助手段の保有及び有線通信線網の建設に関する第3条第3項

この基本法に基づかない介入を禁止する第4条

この基本法の適用においてとられるべき態度に関する第5条

有線通信線による電波による番組の放送の権利に関する第3章第1条

特別の立法手続及び法廷における審理に関する第3章第3条及び第5条

議会が電波による番組に関する国際協定を承認した場合には、第12条第2項の規定は、電波による番組を転送することを、当該協定に違反して妨げてはならない。

外国からの電波による番組において公表するため情報及び知識を通信し、取得する権利については、第 10 章第 2 条において定める。

第 8 条

番組制作事業を行う者以外の者が制作した電波による番組若しくは番組の一部で、出来事又は礼拝若しくは公演の生放送からなるものについては、次の規定は、適用しない。

公表するために情報及び知識を通信し、取得する権利に関する第 2 条

介入を禁止する第 4 条

この基本法の適用においてとられるべき態度に関する第 5 条

匿名の権利に関する第 2 章

表現の自由に関する犯罪、責任原則並びに監督、訴追及び特別の強制方法に関する第 5 章から第 7 章まで

表現の自由に関する裁判に関する第 9 章

外国からの電波による番組において公表するため情報及び知識を通信し、取得する権利に関する第 10 章第 2 条

第 9 条

電波による番組に関するこの基本法の規定は、第 6 条第 1 項第 2 文に規定する場合とは別の場合で、定期刊行物若しくは電波による番組の編集事務所、印刷物、出版の自由に関する法律に基づき印刷物に相当するとされるもの若しくは技術的記録を専門的に制作する企業又は通信社が、電磁波を利用して次の各号に掲げる事項を行う場合に適用する。

1. 特別の請求に応じて、転送により直接、又は技術的記録、文書若しくは画像により間接的に、事業を運営する者のみとその内容を改変することのできるデータベースからの情報を一般公衆に提供すること。
2. 事前の合意に従い、第 1 号に規定するデータベースから直接転送された情報を一般公衆に提供すること。
3. 公演により、第 1 号に規定するデータベースからの情報を一般公衆に提供すること。

第 1 項の規定は、事業に関する発行証明書を有する他の者に対しても適用する。当該証明書の発行には、次の事項を要件とする。

－当該事業が第 1 項に規定する方法で組織化されており、かつ、放送がスウェーデンから発信されること。

－所管する発行責任者が任命され、かつ、任務を引き受けていること。

－当該事業が、この条の規定に基づく他の事業の名称と容易に混同されるおそれのない名称を有すること。

発行証明書は、発行の日から 10 年間効力を有する。当該証明書は、それ以後、失効する。当該証明書は、証明書発行のための要件を満たす場合には、先の 10 年の期間の満了後、毎回 10 年の期間で更新することができる。発行証明書は、証明書発行のための要件を満たさなくなった場合、当該発行証明書の発行の日から 6 か月以内に事業を開始しない場合又は当該事業を実施する者が事業を中止したことを通知した場合には、取り消すことができる。当該発行証明書が失効し、又は取り消された場合には、法律又は他の法令の規

定が適用される。

発行証明書の発行、失効、更新及び取消しに関する細則は、法律で定める。

すべてのデータベースは、名称を有しなければならない。名称に関する細則は、法律で定める。

第4項及び第5項の規定に違反する者に対する刑罰に関する規定は、法律で定める。

第10条

この基本法は、公表された技術的記録に適用する。技術的記録は、実演、販売又は他の方法により提供することにより、スウェーデン国内の一般公衆に頒布するために送付された場合には、公表されたものとみなす。

この基本法を適用するか否かについては、個々の事件ごとに、頒布の推定を受け得るものに基づいて審理される。特別の事情がある場合を除き、この基本法は、第3章第13条及び第4章第4条に規定する情報が収載された技術的記録に適用されるものとみなさなければならない。

第11条

一定の電波による番組及び技術的記録については、定期刊行物と同等に扱われなければならない旨を出版の自由に関する法律第1章第7条第2項において定める。

第12条

創作者の権利、一定の商業広告、信用情報の提供及び情報取得のための方法について法律で定めることができるとする出版の自由に関する法律第1章第8条及び第9条の規定は、この基本法の規定にかかわらず、電波による番組及び技術的記録にも適用される。

この基本法における規定は、電波による番組における商業広告の禁止等又は当該広告に適用される条件に関する他の規定を法律で定めることを妨げない。番組制作事業を運営する者以外の者が全額又は一部の費用を負担する他の広告及び番組放送の禁止及び条件に関する規定についても同様とする。

第13条

この基本法は、思春期の発達下にある者又は18歳未満の者の猥褻な画像については、適用されない。

第2章 匿名の権利

第1条

電波による番組又は技術的記録の創作者は、その身元を開示する義務を有しない。その制作に参加した者及び第1章第2条の規定に基づき、情報を提供した者についても同様とする。

第2条

電波による番組又は技術的記録における表現の自由に関する犯罪に基づく責任、損害又は特別の法律効果に関する訴訟においては、いかなる者も、誰が当該制作物の創作者であり、その制作に参加し、それを公表のために提供し、又は第1章第2条の規定に基づき、

情報を提供したかについて調査してはならない。

ただし、ある者が制作物の創作者又はその制作に参加した者であることが判明している場合には、当該訴訟においては、その者が有責であるか否かを審理することができる。当該訴訟において、自身が当該創作者又はその制作に参加した者であることを認めた場合も同様とする。

第1項の規定は、表現の自由に関する犯罪に係る訴訟及び第5章第3条に規定する犯罪に係る訴訟の双方を、同一の裁判において審理することを妨げない。

第3条

電波による番組若しくは技術的記録を構成し、又はその一部となることが意図された制作物の制作又は配信に関わった者及び通信社の業務に従事した者は、誰が当該制作物の創作者であり、若しくはそれを公表のために提供し、又は誰がその制作に参加し、若しくは第1章第2条の規定に基づき、情報を提供したかについて、その際知り得たことを開示してはならない。

第1項に規定する守秘義務は、次の各号に掲げる場合又は次の各号に掲げる範囲内において適用されない。

1. 当該守秘義務により利益を受ける者が自らの身元の開示に同意した場合
2. 第2条第2項の規定に基づき、ある者の身元が問題とされるような場合
3. 第5章第3条第1項第1号に掲げる犯罪に関わる場合
4. 第5章第2条又は第3条第1項第2号若しくは第3号に掲げる犯罪に関わる場合で、裁判所が、犯罪について訴追された者又は正当な理由に基づき被疑者とされる者が第1項に規定する守秘義務により利益を受ける者であるか否かについての情報提供がその審理の際に必要であると判断する範囲内
5. 他の場合において、裁判所が公共の又は個別の利益に照らし、証人尋問又は真実保証の下になされる当事者尋問により身元についての情報提供が行われることが、特別に重要であると判断する範囲内

第2項第4号又は第5号に規定する尋問においては、当該裁判所は、個々の事件において許容し得る限度を超えて守秘義務を侵すような質問が行われないように、細心の注意を払わなければならない。

第4条

いかなる官庁及び他の公的機関も、次の各号に掲げる者について調査を行ってはならない。

1. 電波による番組又は技術的記録において公表された制作物又は公表が意図された制作物の創作者又はその制作に参加した者
2. 電波による番組又は技術的記録において制作物を公表するために提供した者又は公表するために提供することを意図した者
3. 第1章第2条の規定に基づき、情報を提供した者

第1項の禁止規定は、この基本法が訴追又は他の介入を認めている事件において調査を行うことを妨げない。ただし、この場合において、第3条に規定する守秘義務は、尊重さ

れなければならない。

さらに、官庁及び他の公的機関は、電波による番組又は技術的記録において、表現の自由を利用し、又はその利用のために協力したことを理由に介入してはならない。

第5条

故意又は過失により、第3条に規定する守秘義務に違反した者は、罰金又は1年以下の禁錮に処する。電波による番組又は技術的記録において、故意又は過失により、誰が当該制作物の創作者であり、誰が当該制作物を公表のために提供し、若しくはその制作に参加し、又は誰が当該制作物において情報を提供したかについて虚偽の情報を提供した者についても同様とする。

第4条第1項及び第2項の規定に違反した調査については、それが故意に行われた場合には、罰金又は1年以下の禁錮に処する。

第4条第3項の規定に違反した意図的な介入については、その措置が解雇、契約の解除、懲戒罰の通告又は類似の措置に該当する場合には、罰金又は1年以下の禁錮に処する。

第1項に規定する犯罪に対する公訴は、被害者が告訴したときのみ提起することができる。

第3章 放送並びに制作及び頒布

電波による番組

第1条

スウェーデン市民及びスウェーデンの法人はすべて、有線通信設備により電波による番組を放送する権利を有する。

第1項に規定する自由は、次の各号に掲げる事項について法律で定めることを妨げない。

1. 総合的な情報を受信する一般公衆の利益に照らし、必要な範囲内で、ある一定の番組を送信する余地を確保するように、有線通信網の所有者に義務付けること。
2. 有線通信網における送信に関する競争の利益又は送信を受信する一般公衆の利益に照らし、必要な範囲内で、複数の送信に供される余地を確保するように、有線通信網の所有者に義務付けること。
3. 視聴者に番組の自由な選択を保障する措置を講じるように、有線通信網の所有者に義務付けること。
4. テレビにおいて番組を放送する者に、字幕、通訳、読上げ又は他の類似の技術により、障害者が番組にアクセスできるような方法により番組を編成するように義務付けること。
5. 暴力的描写、猥褻な画像又は民族集団に敵対的な煽動に向けられた番組の継続的放送に対して規制を設けること。

第2条

有線通信設備以外の方法により電波による番組を放送する権利は、放送の許可及び条件

を定める法律により規制することができる。

公的機関は、無線周波数ができる限り広い表現の自由及び情報の自由に資する手段として利用されるよう努めなければならない。

使用可能な無線周波数の範囲内で、電波による地域の放送においてラジオ番組を放送する許可を組織団体が受ける可能性が存在しなければならない。これに関する詳細は、法律で定める。

第3条

第1条及び第2条に規定する放送の権利の制限に関しては、基本的自由及び権利の制限に関する統治法第2章第21条から第23条までの規定を適用する。

第4条

電波による番組を放送する者は、番組内容を独自に決定する。

第5条

電波による番組を放送する権利に関する争いは、裁判所又はその組織を法律で定め、かつ、その長が正規の裁判官である者若しくは正規の裁判官であった者でなければならない委員会が審理することができるものとする。政府の決定に対する審理は、裁判所が行わなければならない。かつ、当該決定の適法性のみを対象とすることを必要とする。

表現の自由の濫用に係る介入に関する争いが事件となっている場合には、法律により詳細を定める陪審裁判により審理しなければならない。ただし、第1章第12条第2項に規定する商業広告、他の広告又は電波による番組放送に関する規定又は条件に対する違反に関する事件の場合には、この限りでない。

第6条

事後の検査のために電波による番組の録音を維持し、提供する義務及び記録保管所に納入する義務に関する規定を法律で定めることができる。

第7条

スウェーデン全土又はその一部を描写し、かつ、国土防衛に係る重要な情報を含む地図、図面又は図画の電波による番組を通じた頒布の防止を目的とする規定を法律で定めることができる。

技術的記録

第8条

スウェーデン市民及びスウェーデンの法人はすべて、技術的記録を制作し、頒布する権利を有する。ただし、映画、ビデオ又は他の動画を伴う技術的記録を公表する権利に対しては、第1章第3条第2項の規定に基づく検査及び許可を要求することができる。

第9条

技術的記録の見本を保管し、検査のためにそれを提供する義務に関する規定は、法律で定めることができる。官庁に技術的記録の見本を提出する義務及び当該義務に係る情報を提供する義務についても法律で定めることができる。

第 10 条

いかなる郵便会社又は他の公共運輸機関も、技術的記録の輸送が第 13 条第 3 項又は第 4 項に規定する犯罪に該当することになる場合を除き、技術的記録の内容を理由として輸送を拒否してはならない。

技術的記録の輸送を請け負った公共運輸機関は、第 6 章の規定に基づく記録の頒布者とみなされなければならない。

第 11 条

この基本法の規定にかかわらず、人間又は動物に対する暴力又は暴力を加えたとの脅迫を詳細に生々しく描写する映画、ビデオ又は他の動画を伴う技術的記録を営利目的で 15 歳未満の者に提供する場合について定める法律の規定は有効である。

第 12 条

この基本法の規定は、次の各号に掲げる者に対する刑罰及び特別の法律効果について法律で定めることを妨げない。

1. 一般公衆に嫌悪感を催させ得る展示又は他の手段により公共の場において猥褻な図画を公表する者
2. 事前の注文なしに郵便又は他の方法により、猥褻な図画を送付する者
3. 青年に対し凶悪化の効果をもたらし、又はその他の深刻な危険をもたらす可能性のある内容を含む技術的記録を子ども及び青年の間に頒布する者

公表を目的とする映画、ビデオ又は他の動画を伴う技術的記録並びに第 1 章第 9 条第 1 項第 3 号に規定するデータベースから行われる公演における動画の検査及び許可に関する規定に違反する者に対する刑罰及び他の特別の法律効果についても同様とする。

スウェーデンの全土又はその一部を描写し、かつ、国土防衛に係る重要な情報を含む地図、図面又は図画の技術的記録による頒布の防止を目的とする規定を法律で定めることができる。

第 13 条

国内で制作され、頒布を目的とする技術的記録の見本には、当該見本を制作させた者及び制作日時、制作場所及び制作者に関する明確な情報を記載しなければならない。詳細は、法律で定める。

技術的記録を制作する者で、故意又は過失により第 1 項の規定又は第 1 項に基づいて定められた規定に違反したものは、罰金又は 1 年以下の禁錮に処せられなければならない。

第 1 項に規定する情報を故意又は過失により記載していない技術的記録を頒布する者は、金額罰金²に処せられなければならない。当該情報が不正確であり、かつ、頒布者がそのことを認識している場合も同様とする。

この基本法に基づき技術的記録が押収され、又は没収されたことを知りながら当該記録を頒布する者は、罰金又は 1 年以下の禁錮に処せられなければならない。

第 14 条

² 出版の自由に関する法律の翻訳の注 2 参照。

映画、ビデオ又は他の動画を伴う技術的記録を職業的に販売し、又は賃貸する者が官庁への登録を届け出る義務については、法律で定めることができ、届出の内容及び詳細な方式については、法律に基づいて定めることができる。

記録、文書及び図画の注文された見本

第 15 条

第 1 章第 9 条第 1 項第 1 号に規定する技術的記録、文書又は図画については、データベースの名称並びに当該記録、文書又は図画の制作の日時、場所及び方法を明らかにしなければならない。事業を運営する者は、当該記録、文書又は図画がそれらの情報を備えるよう確保しなければならない。詳細は、法律で定めることができる。

故意又は過失により第 1 項の規定又は第 1 項に基づいて定められた規定に違反した者は、罰金又は 1 年以下の禁錮に処せられる。

第 1 章第 9 条第 1 項第 1 号に規定する記録、文書又は図画で、第 1 項に規定する情報を故意又は過失により記載していないものを提供する者は、金額罰金に処せられる。当該情報が不正確であり、かつ、当該記録、文書又は図画を提供する者がそのことを認識している場合も同様とする。

第 4 章 発行責任者

第 1 条

電波による番組及び技術的記録は、発行責任者を有しなければならない。電波による番組の発行責任者は、詳細を定める法律に従い、番組ごとに又は番組制作事業全体若しくはその一部について選任される。

当該発行責任者は、放送事業を運営する者又は技術的記録を制作させる者により選任される。

第 2 条

当該発行責任者は、スウェーデン市民でなければならない。法律により、外国人であっても発行責任者となることができる場合について定めることができる。

発行責任者となる者は、国内に住所を有しなければならない。未成年者、破産者、法律の特別な規定により後見人を有する者は、発行責任者となることができない。発行責任者となる者に関する情報は、一般公衆に入手可能な状態にしなければならない。

第 3 条

当該発行責任者は、制作物の公表を監督する権限を有し、その意思に反し、制作物にいかなるものも加えられないよう内容を決定する権限を有するものとする。当該権限のいかなる制限も無効である。

第 4 条

技術的記録においては、発行責任者となる者を明らかにしなければならない。当該発行責任者は、当該記録のすべての見本に、そうした情報を記載するよう確保しなければならない。第1章第9条第1項第1号に規定する技術的記録、文書又は図画については、データベースの発行責任者となる者を明らかにしなければならない。当該発行責任者は、各見本にそうした情報を記載するよう確保しなければならない。

電波による番組の発行責任者に関する情報は、詳細を定める法律に従い、一般公衆に入手可能な状態を維持しなければならない。

第5条

電波による番組の制作事業の発行責任者は、一又は二以上の代理人を選任することができる。第2条から第4条までの発行責任者に関する規定は、代理人にも適用される。当該発行責任者の任務が終了する場合には、代理人としての任務もまた終了する。

第6条

故意又は過失により第1条の規定に違反する者は、罰金に処せられるか、又は特に悪質な場合には、1年以下の禁錮に処せられる。故意又は過失により第4条第1項の規定に違反する者は、金額罰金に処せられる。

第4条及び第5条の規定に基づき定められた法律の規定に違反する者に対する刑罰を法律で定めることができる。

第5章 表現の自由に関する犯罪

第1条

出版の自由に関する法律第7章第4条及び第5条に出版の自由に関する犯罪として掲げられている行為は、電波による番組又は技術的記録において行われ、かつ、法律に基づき可罰的な場合には、表現の自由に関する犯罪とみなされる。

同様な条件の下で、頒布を目的として動画により露骨に又は執拗に、人間又は動物に対する残酷な暴力行為を描写する違法な暴力描写は、そのような行為が状況を勘案しても正当化され得ない場合には、表現の自由に関する犯罪とみなされなければならない。

第2条

出版の自由に関する法律第7章第2条の規定に基づき、有罪となる行為が通信において隠されているという理由により出版の自由に関する犯罪とみなされてはならない行為は、表現の自由に関する犯罪ともみなされてはならない。

第3条

第1章第2条に規定する通信を提供し、又は第6章の規定に基づく責任を負うことなく、電波による番組又は技術的記録における公表を意図している制作物に、著者若しくは他の創作者として関与している者又は当該番組に参加することにより関与している者で、それにより次の各号に掲げる犯罪に責任を有するものは、当該犯罪の責任に関する法律の規定の適用を受ける。

1. 大逆外患誘致罪、スパイ罪、重大なスパイ罪、機密情報の権限のない取引、反逆罪、

外患罪、国に対する裏切り又はこれらの行為の未遂、予備若しくは陰謀

2. 一般に入手できない公文書の不正な交付又は当該文書の交付の際に官庁が付した留保に違反した提供のうち、その行為が故意であるもの

3. 特別法により掲げられた場合における守秘義務の故意による違反

第1章第2条に規定する目的のために、情報又は知識を取得し、かつ、それにより第1項第1号に掲げる犯罪に責任を有する者は、当該犯罪の責任に関する法律の規定の適用を受ける。

特別の立法手続に関する統治法第2章第22条第1項の規定は、第1項第3号に規定する特別法の規定の提案についても適用しなければならない。

第4条

第1条に規定する犯罪に対する制裁に関する法律の規定は、表現の自由に関する犯罪とみなされる行為の場合にも適用される。

表現の自由に関する犯罪を理由とする損害賠償については、第8章において定める。

ある者が第1条第1項の規定に基づき、中傷又は侮辱を行ったと判断される場合で、それが電波による番組における犯罪であるときは、裁判所は、相手方の要求に基づき、判決を同一の放送事業の電波による番組において全部又は一部公表するよう決定することができる。裁判所は、判決を公表する義務が当該裁判所により作成された当該判決の要旨に関するものとする旨を決定することができる。

第5条

裁判所は、表現の自由に関する犯罪に対する制裁を決定する場合には、訂正が公表されているか否かについて特に注意しなければならない。

第6条

表現の自由に関する犯罪を含む技術的記録は、没収することができる。当該犯罪が違法な暴力描写である場合には、法律に定める特別の法律効果等が適用される。

没収においては、頒布が意図されているすべての見本が破棄されなければならない。さらに、技術的記録の複製のために特別に使用されるおそれがある原本は、更なる見本の制作のために使用できないことを確保しなければならない。

第6章 責任規定

第1条

電波による番組又は技術的記録における表現の自由に関する犯罪についての責任は、発行責任者が負う。代理人が発行責任者として活動していた場合には、代理人が責任を負う。

第1章第8条に規定するもの以外の生放送の場合には、当該放送の参加者が自己の発言に責任を負わなければならない旨を法律で定めることができる。

第2条

次の各号に掲げる場合には、通常発行責任者が負うべき表現の自由に関する犯罪についての責任は、発行責任者を選任する責任を有する者が負う。

1. 当該犯罪が行われたときに権限を有する発行責任者が存在しなかった場合
2. 発行責任者が名目上の選任にすぎない場合又は発行責任者が第4章第3条に規定する権限を明確に行使できなかった場合
3. 発行責任者に関する情報が定められた方法で一般公衆に入手可能な状態にされていなかった場合

発行責任者として活動していた代理人が、当該犯罪が行われたときには既に権限を失っていた場合、その任務が終了していた場合又は代理人について第1項第2号及び第3号に掲げる事情が生じた場合には、表現の自由に関する犯罪の責任は、発行責任者が負う。

技術的記録を制作させた者に関する第3章第13条第1項に規定する情報が当該技術的記録に記載されていない場合で、制作させた者の身元を明らかにすることができないとき又は制作させた者がスウェーデン国内に既知の住所を有しない場合で、裁判手続中にスウェーデンに入国できないときは、当該技術的記録による表現の自由に関する犯罪の責任は、第1項に規定する者の代わりに、技術的記録を頒布した者が負う。

情報が記載されていない場合に関する第3項の規定は、提供された情報に技術的記録を制作させた者が海外に居住していることが含まれている場合又は当該情報が不正確で、かつ、当該記録を頒布した者がその事実を認識している場合にも適用される。

第3条

表現の自由に関する犯罪についての刑事手続上の起訴がなされ、かつ、被告人がその責任を負うべきではなくなる何らかの事情があると判断される場合には、当該被告人は、本口頭弁論に先立ってその事情を示さなければならない。事情を示さない場合には、当該被告人は、責任を負うものとみなされる。

第4条

制作に関してこの章の規定に基づいて表現の自由に関する犯罪の責任を負う者は、当該制作物の内容を認識していたものとみなす。さらに、当該制作物の公表に同意したものとみなす。

第5条 1998年法令第1439号により削除

第6条 1998年法令第1439号により第3条となる。

第7条 1998年法令第1439号により第4条となる。

第7章 監督、訴追及び特別の強制手段

第1条

監督及び訴追に関する出版の自由に関する法律第9章第1条から第4条までの規定は、電波による番組及び技術的記録に関する訴訟並びに表現の自由に関する裁判にも適用される。法務長官は、違法な暴力描写、民族集団に敵対的な煽動、市民的自由に対する犯罪、違法な脅迫、公務員に対してなされた脅迫又は技術的記録により実行された裁判過程の歪曲を理由とする責任又は没収に関する表現の自由に関する裁判について、訴追者となる検察官を選任することができる。ただし、民族集団に敵対的な煽動又は市民的自由に対する

犯罪における表現の自由に関する犯罪の場合には、公訴の権限を委任することはできない。

表現の自由に関する犯罪に対する公訴期間は、電波による番組についてはその番組が放送されてから、又は第1章第9条第1項第1号及び第2号に規定する情報を利用可能にする問題については、当該情報がもはや利用可能ではなくなってから6か月とする。第1章第9条第1項第3号に規定するデータベースから行われる公演については、当該公演から6か月とする。技術的記録については、当該期間は、当該記録が公表されてから1か月とする。ただし、第3章第13条に規定する情報が記載されていない記録については、法務長官が当該記録について認識してから2年以後に公訴を提起してはならないという制限の下に、公訴可能な期間に関する法律の規定が適用される。

第2条

表現の自由に関する犯罪が技術的記録により行われ、かつ、第6章の規定に基づく責任を負う者がいない場合には、検察官又は被害者は、公訴の代わりに当該記録の没収を申請することができる。犯罪の責任を負う者に対しスウェーデン国内に召喚することを通知することができない場合も同様とする。

第3条

出版の自由に関する法律第10章の出版物の押収の規定は、技術的記録の押収にも適用される。第1章第9条第1項第1号に規定する記録、文書及び図画については、表現の自由に関する犯罪の捜査を目的とした押収の場合には、出版の自由に関する法律第10章第14条の規定が準用される。ただし、技術的記録の場合には、出版の自由に関する法律第10章第6条及び第8条第2項の規定の代わりに、本条第2項及び第3項の規定が適用される。押収の範囲又は他の事情に照らして、出版の自由に関する法律第10章第4条に規定する期間が不適切である場合には、裁判所は、法務長官の提案に基づき、その延長を許可することができる。延長は、絶対的に必要とされる期間を超えてはならず、合計で2週間を超えてはならない。出版の自由に関する法律第10章第3条第2項の規定は、本章第1条第1項の規定に基づき、法務長官が表現の自由に関する裁判における訴追者となる検察官を選任した場合には、適用しない。出版の自由に関する法律第10章第2条、第4条及び第14条並びに本章における法務長官の任務に関する規定は、当該検察官にも適用する。

すべての押収の決定においては、押収の根拠となった制作物における一部分又は複数の部分を明示しなければならない。出版の自由に関する法律第10章第14条に規定する没収の際に、当該決定において当該部分を詳細に明示することができない場合には、事件後、可能な限り速やかに特別の決定において違反として提示される部分を明示しなければならない。押収が及ぶ対象は、当該部分が存在する当該記録の特定のディスク、リール又は他の一部のみとする。

押収が決定されたことに関する証明書は、可能な限り速やかに、無償で当該押収を執行される当事者及び技術的記録を制作させた者に交付しなければならない。当該証明書には、押収の理由となった記録の一部分又は複数の部分に関する情報を記載しなければならない。

第4条

その構成員が法律で定められ、かつ、その長が正規の裁判官である者又は正規の裁判官

であった者でなければならない委員会が、有線通信設備以外の方法で放送する電波による番組が当該放送に適用される法令又は他の条件に合致しているか否かを検査しなければならない旨を法律で定めることができる。当該委員会は、放送者に対し、当該法令又は当該条件に従うよう勧告し、命令することのみができる。法律により当該委員会の命令に過料を附帯させることができる。表現の自由に関する犯罪の責任及び過料処分に関する問題については、常に第3章第5条の規定に基づき、裁判所による審理が行われる。

第5条

違法な暴力描写により映画、ビデオ若しくは他の動画を伴う技術的記録において表現の自由が濫用されないこと及び暴力若しくは暴力の脅威を内容とする記録が営利目的で15歳未満の者に頒布されないことを確保するための特別な監督について、法律で定めることができる。その際、違法な暴力描写を内容とする制作を含むと推定され得る映画、ビデオ又は他の動画を伴う技術的記録の見本を一時的に保管する監督官庁の権限について、法律で定めることができる。

第6条

統治法第2章第21条から第23条までに規定する基本的自由及び権利の制限に関する規定は、第4条及び第5条の規定に対して適用する。

第8章 損害賠償

第1条

損害賠償の決定は、制作物が表現の自由に関する犯罪を構成する場合以外は、電波による番組又は技術的記録の内容に基づいてなされてはならない。

第5章第2条及び第3条に規定する犯罪を理由とする損害賠償責任に関しては、法律の規定を適用する。

第2条

第6章の規定に基づき、刑事責任を負う者は、損害賠償の責任も負う。番組制作事業を運営する者又は技術的記録を制作させた者に対しても損害賠償を請求することができる。

第1章第8条に規定する場合には、行為者は、放送においてなした犯罪を理由とする賠償責任を負う。番組制作事業を運営する者に対しても損害賠償を請求することができる。

第3条

刑事責任を負うべき者が犯罪時に国内に既知の住所を有せず、かつ、裁判期間中に連絡することができないため、第6章第2条第3項の規定に基づき、他の者に責任が移転した場合であっても、損害賠償は、法律が認める範囲内で本来刑事責任を負うべき者に対しても請求することができる。

第4条

この基本法の第6章第4条の規定は、電波による番組及び技術的記録における表現の自由に関する犯罪を理由とする損害賠償にも適用されなければならない。当該損害賠償においては、一定の場合における個々の損害賠償請求に関する出版の自由に関する法律第11

章第 3 条から第 5 条までの規定も適用されなければならない。

第 9 章 表現の自由に関する裁判

第 1 条

出版の自由に関する裁判についての出版の自由に関する法律第 12 章の規定は、電波による番組及び技術的記録に関する同種の裁判（表現の自由に関する裁判）についても適用されなければならない。出版の自由に関する法律第 12 章第 2 条にいう出版の自由に関する法律第 8 章とは、この基本法においては、第 6 章に相当するものとする。

出版の自由に関する裁判の陪審員に選任された者は、同時に表現の自由に関する裁判の陪審員となるものとする。

第 10 章 外国等からの電波による番組及び技術的記録

第 1 条

第 1 章から第 9 章まで及び第 11 章の規定は、外国において制作され、スウェーデン国内において頒布される技術的記録にも準用される。この場合においては、技術的記録を制作させた者に関する規定で準用されないものについては、当該記録を国内で頒布のために提供した者に準用される。

ただし、公表するために情報及び知識を通信し、取得する権利並びに匿名の権利については、出版の自由に関する法律第 13 章第 6 条の規定が関連する部分につき準用される。この場合には、同条にいう出版の自由に関する法律第 1 章第 1 条第 3 項及び第 4 項の規定とは、この基本法の第 1 章第 2 条の規定に相当し、同法律第 3 章の規定とは、この基本法の第 2 章の規定に相当し、同法律第 3 章第 3 条の規定とは、この基本法の第 2 章第 3 条の規定に相当し、同法律第 7 章第 3 条第 1 項第 2 号の規定とは、この基本法の第 5 章第 3 条第 1 項第 2 号の規定に相当する。

第 2 条

情報及び知識を通信し、取得する権利並びに匿名の権利に関して、第 1 条の規定に基づき適用されることは、スウェーデン国外の放送者から放送される電波による番組及び国内又は国外いずれにおいて制作されたかにかかわらず、スウェーデンで頒布のために提供されていない技術的記録についても準用される。ただし、公海又は公海上空から放送される電波による番組については、情報を通信し、取得する権利に対する例外を法律で定めることができる。

第 11 章 一般規定

第 1 条

出版の自由に関する裁判の再審、上級審及び迅速な裁判に関する出版の自由に関する法

律第 14 章第 1 条から第 3 条までの規定は、この基本法における同種の裁判にも適用される。

この基本法又はこの基本法に基づいて制定された法律において特に規定されていないすべての問題については、法律又は他の法令の規定が適用される。

外国人は、この基本法に基づく表現の自由に関し、法律に別段の定めのない限り、スウェーデン市民と同等の扱いを受ける。

経過規定

1991 年法令第 1469 号

1. この基本法は、1992 年 1 月 1 日に施行される。
2. 新たな規定は、その施行前に放送された電波による番組には適用されない。
3. 施行前に頒布のために提供された映画及び音声記録については、次に掲げる例外を除いて新たな規定が適用される。
 - a) 映画又は音声記録は、この基本法の施行日には、頒布のために提供されていたとみなされなければならない。
 - b) 第 2 章、第 3 章第 13 条第 1 項から第 3 項まで、第 4 章、第 6 章第 1 条から第 5 条まで及び第 10 章第 1 条第 1 項第 2 文の規定は、適用されないものとする。
 - c) 従前の規定においても映画の頒布が可罰的である場合には、当該映画を頒布した者が当該映画における表現の自由に関する犯罪について責任を負う。
 - d) 音声記録における表現の自由に関する犯罪に対する責任は、従前の規定においても可罰的であった場合には、創作者及び当該記録の参加者で行為者とみなされるもの並びに当該記録を制作させた者及び当該記録を頒布した者が負う。
 - e) 第 8 章第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、c) 及び d) の規定に基づき、映画又は音声記録の内容について刑事責任を負う者に対して、損害賠償を請求することができる。
 - f) 性的暴力若しくは強制的描写又は人間若しくは動物に対する残酷な暴力の露骨な又は執拗な描写を伴う映画のこの基本法の施行前の頒布については、新たな規定は適用されない。
 - g) この基本法の施行前に提起された訴訟の審理の際には、新たな規定は適用されない。ただし、新たな規定の適用により制裁を免れる場合には、その制裁を科してはならない。

1994 年法令第 1477 号

この改正法は、1995 年 1 月 1 日に施行される。押収の決定がこの改正法の施行前に通知された場合には、従前の規定が当該押収について適用されなければならない。

1998 年法令第 1439 号

1. この改正法は、1999 年 1 月 1 日に施行される。
2. 従前の用語に含まれず、かつ、この改正法の施行前に頒布のために提供された技術的記

録については、次に掲げる例外を除いて新たな規定が適用されなければならない。

- a) 技術的記録は、この改正法の施行日には、頒布のために提供されていたとみなされなければならない。
 - b) 第2章、第3章第13条第1項から第3項まで、第4章、第6章第1条及び第2条並びに第10章第1条第1項第2文の規定は、適用されないものとする。
 - c) 従前の規定においても頒布が可罰的であった場合には、技術的記録を頒布した者が当該記録における表現の自由に関する犯罪について責任を負う。
 - d) 通常法律の規定において損害賠償責任が存在していた場合には、第8章第2条第1項の規定にかかわらず、cの規定に基づき技術的記録の内容について刑事責任を負う者に対して、損害賠償を請求することができる。
 - e) 性的暴力又は強制的描写を含む画像を伴う技術的記録がこの改正法の施行前に頒布された場合には、新たな規定は、適用されない。
 - f) 新たな規定は、この改正法の施行前に提起された訴訟の審理の際には、適用されない。ただし、新たな規定の適用により制裁を免れる場合には、その制裁を科してはならない。
3. 従前の規定は、この改正法の施行前に頒布のため提供された音声記録に適用される。
 4. 児童ポルノの描写に関する訴訟がこの改正法の施行前に提起された場合には、従前の規定が適用される。

2002年法令第909号

1. この改正法は、2003年1月1日に施行される。
2. 第1章第9条に規定する情報提供で、この改正法の施行前に行われていたものについては、従前の規定が適用される。
3. 第1章第9条に規定する情報提供の際の表現の自由に関する犯罪についての消滅時効期間に関する第7章第1条第2項第1文の新たな規定は、この改正法の施行時にデータベースの一部をなしている情報にのみ適用される。
4. 第7章第1条第2項第3文の新たな規定は、この改正法の施行後に発行された技術的記録にのみ適用される。

「基本情報シリーズ」

既刊

①諸外国の付加価値税（2008年版）	2008年10月
②主要国の各種法定年齢	2008年12月
③わが国が未批准の国際条約一覧	2009年3月
④諸外国の上院の選挙制度・任命制度	2009年12月
⑤主要国の議会制度	2010年3月
⑥諸外国と中国	2010年9月

調査資料 2011-1-a

基本情報シリーズ⑦

各国憲法集(1) スウェーデン憲法

平成 24 年 1 月 26 日発行

ISBN 978-4-87582-723-8

国立国会図書館調査及び立法考査局

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

電話 03(3581)2331

bureau@ndl.go.jp

*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

・「調査の窓」の「刊行物」のページ

・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>

トップ>国会サービス関連情報「立法調査資料」>調査資料>平成 24 年刊行分

Constitutions of the World (1)

Sweden

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp

Research
Materials
2011-1-a

ISBN 978-4-87582-723-8
*紙へリサイクル可